資料　3

平成２０年度年次報告（案）

この報告書は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）第１４条に基づき、平成２０年度における電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について、総務大臣に報告するものである。

平成２１年４月

電気通信事業紛争処理委員会

（参考）電気通信事業紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○　電気通信事業紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第十四条　委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○　電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第三条　令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
一　あっせん及び仲裁の申請件数
二　あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
三　あっせんにより解決した事件の件数
四　仲裁判断をした事件の件数
五　その他電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

はじめに

昨年発生した百年に一度とも言われる金融危機に端を発した世界同時不況のなか、我が国の経済・社会は大きな試練の時を迎えている。こうした中にあって、我が国の通信インフラは、光ファイバの利用拡大、無線ブロードバンドの進展、次世代ネットワーク（ＮＧＮ）の商用化など更に進化を続けている。また、これらのインフラを利用したクラウドコンピューティング、ＩＰＴＶなど新たなサービスの展開や携帯電話のビジネスモデルの変容など、将来に向けた成長の芽が着実に育ってきており、我が国の発展の原動力として情報通信産業が果たす役割への期待は、ますます高まってきている。

このような状況のなか、電気通信事業紛争処理委員会は、発足から７年目を迎えた。平成２０年度の一年間、委員会では、特に次の取組に努めた。

・平成２０年４月より、無線局の開設等に伴う混信防止に関する新たなあっせん・仲裁制度の運用を開始し、関係者への周知を行った。
・「電気通信事業者」相談窓口において、多数の相談に対応し、事業者の疑問の解消や紛争の未然防止に努めた。未解決の相談事案についてもフォローアップを行った。
・全国１０ヵ所での地方説明会の開催や紛争処理マニュアル、ウェブサイト、パンフレット等の改善により委員会の認知度・利便性の向上に取り組んだ。

また、委員会の所掌事務に関し、情報通信審議会の「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等において、委員会の行うあっせん・仲裁の対象を拡大する方向で検討がなされており、委員会としても検討状況を注視している。

本報告書では、平成２０年度における委員会に関する状況について、第Ⅰ部において委員会活動の状況を、第Ⅱ部において委員会を取り巻く状況を、第Ⅲ部において委員会の行った紛争処理の状況をとりまとめている。

当委員会は、これまでの紛争処理の実績を活用し、今後とも電気通信分野における紛争の迅速かつ円滑な解決に向け、鋭意努力していく所存である。

平成２１年４月　　日
電気通信事業紛争処理委員会

目　　次

はじめに

第Ⅰ部　平成２０年度における委員会活動の状況　・・・・・・・・・・・・　１

　第１章　委員・特別委員の任命状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　第２章　委員会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　第３章　委員会の所掌事務の拡大等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　第４章　委員会の機能強化に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・９

第Ⅱ部　委員会を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

　第１章　電気通信事業及び電気通信政策の動向・・・・・・・・・・・・・１８

　第２章　今後の事業者間紛争の可能性　・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

　第３章　委員会の所掌事務の拡大の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第Ⅲ部　平成２０年度における紛争処理の状況・・・・・・・・・・・・・・４７

　第１章　紛争処理の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

　第２章　「電気通信事業者」相談窓口における相談等　・・・・・・・・・５５

おわりに

【資料編】

資料１　過去の委員及び特別委員の任命状況・・・・・・・・・・・・・・・５８

資料２　委員会のこれまでの開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

資料３　電気通信の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

資料４　電気通信紛争処理用語集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

資料５　無線局紛争処理のパンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５

資料６　委員会広報用パンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

資料７　紛争処理事例の内容別一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９

資料８　委員会ウェブサイトの改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５

資料９　委員会発足以来の紛争処理件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６

資料 10　ＡＤＲの利用促進や紛争解決の実効性を確保する上で参考となる制度の例・１２７

資料 11　時効の中断及び訴訟手続の中止に関する参照条文・・　・・・・・・・・・・１３３

資料 12　電気通信事業紛争処理委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

資料 13　各国の電気通信事業者間の紛争処理制度の比較・・・・・・・・・・・・・１４４

資料 14　電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）　・・・・・・・・・・・・・・１４５

第Ⅰ部　平成２０年度における委員会活動の状況

第１章　委員・特別委員の任命状況

１　委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業及び電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員５名をもって組織される（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１４５条及び第１４７条）。

平成１９年１１月３０日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする以下の５名の委員が任命されており、平成２０年度中に異動はなかった。

【委員】

氏　名	職　業	任 命 日
龍岡　資晃（たつおか すけあき） （委 員 長）	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授 （元福岡高等裁判所長官）	平成 19 年 11 月 30 日再任 （第 1 期：平成 19 年 6 月 20 日 ～平成 19 年 11 月 29 日）
坂庭　好一（さかにわ こういち） （委員長代理）	東京工業大学大学院理工学研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
尾畑　裕（おばた ひろし）	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
富沢　木実（とみさわ このみ）	法政大学大学院政策科学研究科客員教授	平成 19 年 11 月 30 日再任 （第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日） （第 2 期：平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 11 月 29 日）
渕上　玲子（ふちがみ れいこ）	弁護士	平成 19 年 11 月 30 日新任

２　特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手続に参与させることになっている（電気通信事業紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）第１条）。

平成１９年１１月３０日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする、以下の８名の特別委員が任命されており、平成２０年度中に異動はなかった。

【特別委員】

氏　名	職　業	任 命 日
小野（おの）　武美（たけみ）	東京経済大学経営学部教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
白井（しらい）　宏（ひろし）	中央大学理工学部教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
瀬崎（せざき）　薫（かおる）	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成 19 年 11 月 30 日再任 （第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日～平成 15 年 11 月 29 日） （第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日～平成 17 年 11 月 29 日） （第 3 期：平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日）
寺澤（てらざわ）　幸裕（ゆきひろ）	弁護士	平成 19 年 11 月 30 日新任
長谷部（はせべ）　由起子（ゆきこ）	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授	平成 19 年 11 月 30 日再任 （第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日～平成 15 年 11 月 29 日） （第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日～平成 17 年 11 月 29 日） （第 3 期：平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日）
樋口（ひぐち）　一夫（かずお）	弁護士	平成 19 年 11 月 30 日再任 （第 1 期：平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日）

森（もり）　由美子（ゆみこ）	関東学園大学経済学部教授	平成 19 年 11 月 30 日新任
若林（わかばやし）　亜理砂（ありさ）	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成 19 年 11 月 30 日新任

なお、委員会発足以来、これまでに退任した委員及び特別委員は、【資料１】のとおりである。

第２章　委員会の開催状況

平成２０年度、次のとおり７回の委員会を開催した。

【委員会の開催状況（平成２０年度)】

会合	日　付	議　事　等	開催模様
第 89 回	平成 20 年 4 月 25 日	１　平成１９年度年次報告（案）の審議 ２　次世代ネットワークに係る接続ルール等について(総合通信基盤局からの説明) ３　携帯電話プラットフォームの研究(京都大学大学院経済学研究科　依田高典教授からの説明) ４　その他	 【議題３】 依田高典教授の説明模様
第 90 回	平成 20 年 6 月 17 日	１　電波政策の動向について（総合通信基盤局からの説明) ２　無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について ３　その他 ４「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例	 【議題１】 富永電波政策課長の説明模様
第 91 回	平成 20 年 7 月 29 日	施設視察 ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株) （ブロードバンド等固定通信設備、携帯電話設備）	 委員会の模様

第92回	平成20年 10月31日	1　鳩山総務大臣挨拶 2　電気通信事業分野における競争状況の評価２００７の概要等（総合通信基盤局からの説明） 3　市場支配的事業者に対する競争法による規制　プライススクイーズの事例を手がかりにして（若林特別委員からの説明） 4　電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について 5　その他	 【議題２】 若林特別委員の説明模様
第93回	平成20年 11月28日	1　最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について ⑴ イー・アクセス㈱及びイー・モバイル㈱ ⑵ 日本通信㈱ ⑶ ＵＱコミュニケーションズ㈱ 2　その他	 委員会の模様
第94回	平成21年 1月26日	1　ブロードバンド政策の最近の動向（総合通信基盤局からの説明） 2　その他 3　最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について ⑴ ㈳テレコムサービス協会 ⑵ ㈳日本インターネットプロバイダー協会 4　「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例	 委員会の模様

第 95 回	平成 21 年 3 月 25 日	1　アンバンドル問題：再考（應義塾大学経済学部　田中辰雄慶准教授からの説明） 2　裁判外紛争解決手続の規律（長谷部特別委員からの説明） 3　平成２０年度年次報告（案）の審議 4　その他	

なお、第１回からこれまでの委員会の開催状況は、【資料２】のとおりである。

第３章　委員会の所掌事務の拡大等

平成２０年４月１日に、委員会は無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の運用を開始した。また、無線局の免許人等と運用者との間の紛争が電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象に追加されるとともに、総務大臣による業務改善命令発動に際し、委員会に諮問される事例が拡大された。

平成２０年１０月１日には、フェムトセル基地局の運用に係る紛争についても電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象となった。

１　無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

放送法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１３６号）により電波法（昭和２５年法律第１３１号）が改正され、周波数のひっ迫による無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が長期化する事例があることを踏まえ、両者間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結の協議に関し生じた紛争について、委員会によるあっせん及び仲裁制度が設けられた（同法第２７条の３５及び第２７条の３６）。

【従来の制度】

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害

→Aの開設は不可、又は、A･B間で長期間かけて調整。

【新制度】

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん･仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。

→Aの開設が可能。A、Bともに、電波の利用が可能。

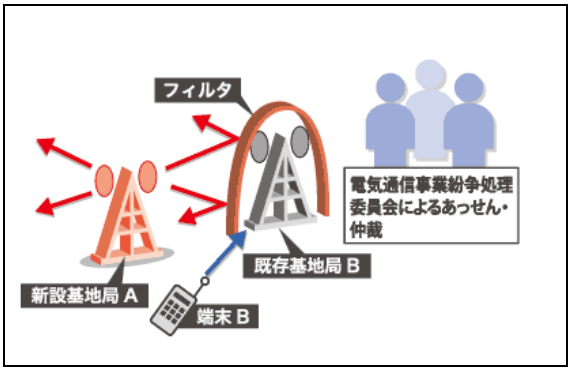

２　無線局の免許人等と運用者との間の紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

また、同じく電波法の改正により、登録制対象の無線局（ＰＨＳ用小型基地局等）等について、一定の要件の下で、免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）以外の者が設備の貸与等を受けて無線局を運用できる制度が創設された（同法第７０条の７及び第７０条の９）。

これに併せて、免許人等と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象に新たに加えられた（電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第５４条の２第４号）。

３　総務大臣から諮問される事例の拡大

放送法等の一部を改正する法律では、電気通信事業法も改正され、総務大臣が「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため」、電気通信役務が安定的かつ継続的に提供されなくなるなど「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると認める場合には、利用者の利益が現に阻害されていなくても業務改善命令を発動できるようになった（電気通信事業法第２９条第１項第１２号）。

この業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており（同法第１６０条）、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された。

４　フェムトセル基地局の運用に係る紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

高層ビル、マンション、住宅内や地下街等、免許人の立入りが困難な場所での携帯電話の不感エリア解消が課題となっていることを受け、電波法の一部を改正する法律（平成２０年法律第５０号）により、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（フェムトセル基地局等）について、一定の要件の下で、免許人以外の者（ビル管理者、再販事業者、利用者等）が当該無線局の簡易な操作による運用を行える制度が創設された（電波法第７０条の８）。

これに伴い、フェムトセル基地局等の免許人と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象となった（電気通信事業法施行規則第５４条の２第４号）。

第４章　委員会の機能強化に向けた取組

委員会が紛争を処理する電気通信分野は、光ファイバの利用拡大、無線ブロードバンドの進展、ＮＧＮの商用化など、急速に変化し続けており、委員会が適切に紛争処理機能を果たすためには、電気通信分野の変化の状況を的確に把握しておく必要がある。

また、委員会が発足して７年が経過し、委員会の存在はかなり認知されるようになっているが、まだ、委員会を知らない事業者や、存在を知っていても最近の活動状況や具体的な手続等は十分理解していない事業者もいると考えられる。

このような問題意識から、平成２０年度において、委員会が今後十分に機能を発揮できるよう、紛争処理に関係する情報収集、委員会の認知度・利便性向上に向けた取組を行った。

１　紛争処理に関係する情報収集

(1) 委員会における有識者及び政策担当者からのヒアリング

ア　平成２０年４月２５日　第８９回委員会

(ｱ) 総合通信基盤局から「次世代ネットワークに係る接続ルール等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

①　ＮＴＴ東西の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）に係る接続ルールについて

・ＮＧＮ及びひかり電話網を、第一種指定電気通信設備に指定

・フレッツサービス、ひかり電話など既存サービスを提供するための機能はアンバンドル

・ＮＧＮのフレッツサービス等の接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、２０１０年度接続料からであるため、少なくとも２００９年度接続料までは、将来原価方式で算定。ただし、２００８年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める。

・２００８年度以降の加入光ファイバ接続料について、ＮＴＴは他事業者分の需要予測の見直しを行い、接続料の低廉化を図る。また、競争事業者はＯＳＵ共用に積極的に取り組む。

②　「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定について

・日本通信とＮＴＴドコモとの紛争事案に係る裁定を反映

・ＭＮＯにおけるＭＶＮＯ向けの一元的な窓口の設置・公表、ＭＮＯがＭＶＮＯから聴取できる事業計画の基準を明記　など

(ｲ) 京都大学大学院経済学研究科依田高典教授から「携帯電話プラット

フォームの研究等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

①　携帯電話市場とプラットフォーム機能

・携帯電話のプラットフォームに起因するポータビリティが加入者の選択行動に与える影響を計量的に把握

・携帯利用者は、メールアドレス・音楽コンテンツ・ゲーム・アプリケーション、携帯端末などのポータビリティに対して、合計すれば2,000円を超えるＷＴＰ（willingness to pay,支払意志額）をもつ。
また、音楽配信サービスのプラットフォームのＷＴＰは、１曲当たり100～200円である。

・消費者には、プラットフォームのオープン化によって実現する多様で低廉なサービスへの選好と、ネットワーク・プラットフォーム・サービスの統合によって実現するセキュリティと簡便さへの選好というトレードオフが存在している（プラットフォームのジレンマ）。

・プラットフォームのジレンマを克服するために、一方でプラットフォームの多様な組合せが可能であり、他方でバンドル・サービスが提供可能でもある柔軟なビジネスモデルが実現できる環境が必要。

②　ブロードバンド、マイグレーション、そしてロックイン

・ＡＤＳＬから光へというマイグレーションに伴い、ＮＴＴのドミナンス性が高まっている。また、隣接する市場支配力の波及効果として、ＮＴＴドコモ３Ｇ利用者のＮＴＴの東西のＦＴＴＨ利用度が高い。

・デジタル・ディバイドに関する二つの通説（「光ＩＰ網の敷設は費用が高く、地方まで敷設できない」、「高齢者の多い地方では高速インターネット需要は小さいので、ＦＴＴＨは必要ない」）は誤り。

イ　平成２０年６月１７日　第９０回委員会

総合通信基盤局から「電波政策の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

①　電波利用システムの高度化への取組

・３．９世代携帯電話は、２０１０年頃の商用化に向けた取組が活発化。ＬＴＥを採用予定の事業者が多い。総務省では、２００８年内を目途に技術的条件を策定。

・第４世代携帯電話は、２０１１年頃を目指してＩＴＵで標準化作業が進められている。

②　電波利用システムの導入の推進

・広帯域移動無線アクセスシステムの免許は、全国バンドとして全国単位で電気通信事業者２社に３０ＭＨｚずつ周波数を割当て、地域バンドとして原則市町村単位でＣＡＴＶ事業者などに１０ＭＨｚずつ周波数を割り当てる。全国バンドの事業者には、ＭＶＮＯによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。

③　その他、周波数の再編、電波法制の見直し、「ユビキタス特区」の創設等

ウ　平成２０年１０月３１日　第９２回委員会

(ｱ) 総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価２

００７の概要等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

①　定点的評価の評価結果

・通信市場はいずれの市場も高度に寡占的。特に、固定電話（加入）、ＦＴＴＨ、専用サービスの市場集中度が高い。これらの市場では、ＮＴＴグループのシェアがいずれも６割を超えており、ＮＴＴグループの存在感が圧倒的。
なお、ＮＴＴグループのシェアは、固定電話（加入）、中継電話、携帯電話・ＰＨＳ及びＡＤＳＬを除く全ての市場で上昇傾向。

・固定電話（加入）、中継電話、携帯・ＰＨＳ、ＡＤＳＬ、ＦＴＴＨ及び専用サービスの各市場において、ＮＴＴ系の事業者に単独の市場支配力が存在するが、規制の存在等により、市場支配力の行使が概ね抑止されている。

②　戦略的評価の評価結果

・プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を評価した結果、ポータブルなメールアドレスやコンテンツのポータビリティ、契約のポータビリティ等の実現により事業者間の乗換えコストを低下させることが可能と認められた。

・事業者間取引が競争に及ぼす影響を評価した結果、ＮＴＴ東西のシェアが、卸ブロードバンドサービス市場及び卸ＡＤＳＬサービス市場の卸売シェアを除く全ての画定した市場・部分市場において５０％を上回る高い水準にあると認められた。

③　ＭＶＮＯ及びモバイルＷｉＭＡＸに関する状況

(ｲ) 若林特別委員から「市場支配的事業者に対する競争法による規制」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

・現在、各国で競争法による「排除行為」の規制について議論されている。「排除行為」は全てが問題なのではなく、良質廉価な商品・サービスの提供による競争者の排除は競争法の目的とむしろ合致し禁止されない。独禁法で禁止される排除は、人為的な行為による排除、効率性に基づかない排除である。

・プライススクィーズを例にとり、市場支配的事業者の行う排除行為に対する競争法による規制について、日・米・ＥＵの状況を説明。

・プライススクィーズとは、垂直に統合した事業者が川上市場と川下市場における商品・サービスの価格料金を、川下市場における事業者がその垂直統合事業者自身と競争できないような幅に設定すること。

・我が国では、平成１９年に公正取引委員会がＮＴＴ東日本のＦＴＴＨサービスに対して行った審決は、プライススクィーズにより規制した事例であるとも言われる。ＥＵ及び米国でも、プライススクィーズを認めた判決があるが、上訴され継続審理中（報告時）。

・プライススクィーズについて、規制自体行うべきなのか、また、どのような基準によって規制すべきなのかについて、各国はっきりした結論が出ていない。米国ではプライススクィーズによる規制に慎重であるべきとする研究者もおり、研究者の意見も分かれている。

エ　平成２１年1月２６日　第９４回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド政策の最近の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】
①　ブロードバンド化の進展状況
・平成２０年６月末に光ファイバの加入契約数がＤＳＬの加入契約数を上回った。
・携帯電話が１億１千万契約程度まで増えている。
②　「新競争促進プログラム２０１０」に基づく政策検討
・通信プラットフォーム研究会、インターネット政策懇談会、電気通信サービス利用者懇談会において検討。
③　電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について
・モバイル市場の公正競争環境の整備等の接続ルールの在り方について、２月下旬に情報通信審議会に諮問する予定。

オ　平成２１年3月２５日　第９５回委員会

(ｱ) 慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授から「アンバンドル問題：再考」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

（ご説明内容に即して、記述予定）

(ｲ) 長谷部特別委員から「裁判外紛争解決手続の規律」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

（ご説明内容に即して、記述予定）

(2) 委員会における電気通信事業者及び事業者団体からのヒアリング

平成２０年度は電気通信事業者及び事業者団体から、直接ヒアリングを行い、事業者間協議等の具体的な状況の把握に努めた。

ア　平成２０年１１月２８日　第９３回委員会

イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社、日本通信株式会社及びＵＱコミュニケーションズ株式会社から最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

イ　平成２１年１月２６日　第９４回委員会

社団法人テレコムサービス協会及び社団法人日本インターネットプロバイダー協会から最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

(3) 委員会における施設視察等

平成２０年７月２９日　第９１回委員会

ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の東京第一ネットワークセンターの施設視察を行うとともに、両社より通信サービス、無線局開設時の干渉防止の調整状況の概要説明を受けた。

(4) 基礎資料の整備

今後の紛争処理に役立つ基礎資料として「電気通信の現状」【資料３】、「電気通信紛争処理用語集」【資料４】を改定し、委員会ウェブサイトにおいて公開した。

また、諸外国の紛争処理に関し、平成１７年４月に作成した「諸外国の紛争処理制度の比較」以降の状況の変化や主な紛争処理事例について、インターネット上に公表されている資料に基づき調査し、「諸外国（ＥＵ、英、仏、米、韓）における電気通信事業者間の紛争処理の状況～紛争処理制度及び主な事例～」を作成し、委員会ウェブサイトに掲載した。

２　委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

(1) 無線局紛争処理マニュアル、パンフレットの作成及び配付

平成２０年４月１日に開始した、委員会による無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の周知等のため、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレット【資料５】を作成し、関係事業者等に配付するとともに、委員会ウェブサイトに掲載した。

(2) 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

従前のマニュアルに最近の諮問事案の追加や関係資料の現行化等を行うため、平成２０年１１月に「電気通信事業紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－【第８版】」を作成し、電気通信事業者等に配付するとともに委員会ウェブサイトにおいて公開した。今回の改訂においては、利便性の向上のため、経緯や結果も含めた事例の一覧化、「『電気通信事業者』

相談窓口に寄せられた相談等」や用語解説の追加なども行った。

無線局紛争処理マニュアル

電気通信事業紛争処理マニュアル（第８版）

(3) 委員会パンフレットの作成及び配付

従前の委員会パンフレットに無線局の開設等に係る新たなあっせん制度などの内容を追加した広報用パンフレットを作成し、電気通信事業者、総合通信局等に配付した【資料６】。

(4) 委員会ウェブサイトの刷新・改善等

平成２０年４月１日に委員会ウェブサイトを全面的に刷新したが、その後も、内容に即して紛争処理事例を探しやすくするため、内容別一覧【資料７】を追加したほか、アクセシビリティの向上（読み上げソフト対応、文字サイズの変更）、Ｑ＆Ａや相談事例の追加などの改善を行った【資料８】。また、英文サイトの現行化、総務省メールマガジン及び専門誌による委員会の紹介を行った。

（追加したＱ＆Ａの例）

Ｑ　あっせんや仲裁を行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんや仲裁を申請したことで、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。

Ａ　合理的な理由がなく特定の事業者に限って接続、共用又は卸電気通信役務の提供の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

(5) 地方における業務説明会の実施

平成２０年１１月から平成２１年２月までの間に、全国１０箇所に事務局職員を派遣し、当委員会の活動の周知、過去の紛争処理事例の紹介及び事業者からの相談への対応を行った。説明会は、総合通信局と連携して実施し、全国合計で約３８０人が参加した。

【地方説明会の実施結果】

開催地	実施日	会場
札幌市	平成 21 年 2 月 19 日	北海道総合通信局会議室
仙台市	平成 21 年 2 月 6 日	東北総合通信局会議室
東京都	平成 21 年 2 月 20 日	メルパルク東京（港区）
長野市	平成 21 年 2 月 17 日	長野市生涯学習センター
金沢市	平成 21 年 1 月 27 日	石川県立生涯学習センター
名古屋市	平成 20 年 11 月 5 日	東海総合通信局会議室
大阪市	平成 20 年 11 月 13 日	大阪合同庁舎第一号館
広島市	平成 21 年 2 月 20 日	中国総合通信局会議室
松山市	平成 20 年 12 月 16 日	四国総合通信局会議室
熊本市	平成 20 年 12 月 10 日	熊本合同庁舎講堂

説明会の模様

事業者からの相談対応の模様

(6) 電気通信事業者等へのアンケートの実施

上記の地方における業務説明に併せ、説明会参加者を対象としたアンケートを実施した（有効回答２２４名（１６５社））。

アンケート結果では、「これまで電気通信事業紛争処理委員会のことを御存知でしたか。」との問いに「はい」と回答した人は約４割※に止まり、まだ委員会を知らない説明会参加者も多かったことから、地方説明会が委員会の周知に一定の効果があったことが分かった。また、委員会を知っていると答えた人に「どのような方法で知りましたか。」と尋ねたところ「事業者団体経由」と答えた人が最も多かった。

「御社と他の電気通信事業者又は無線局の免許人との間で現在、協議が難航していることはありますか。」との問いには「ある」と答えた事業者が７％（１２社）おり、具体的な事案としては「接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物・電柱の利用、情報の提供」（５８％（７社））が多かった。

また、協議難航中の案件を抱える１２の事業者に「その事項について、委員会のあっせん又は仲裁の申請をするお考えはありますか。」と尋ねたところ、２５％（３社）が「検討中」と回答があったが、７５％（９社）は「いいえ」と回答。あっせん等を申請しない理由として「協議の相手方との関係の悪化を懸念している。」（５６％（５社））を挙げる事業者が多かった。

※ 昨年度各種事業者団体を通じて実施した「電気通信事業者へのアンケート」では、約７割の電気通信事業者が「委員会を知っている」と回答しているが、今回のアンケートでは対象者が説明会参加者であるため、説明会参加者の個人的な認知に依存する回答となっている。

電気通信事業紛争処理委員会に関するアンケート結果

問１　委員会を知っていたか。

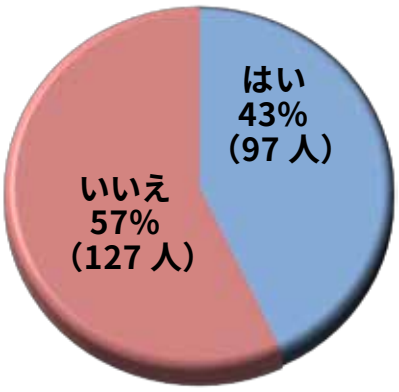

問２　問１で「はい」と回答した場合、どのような方法で知ったか。

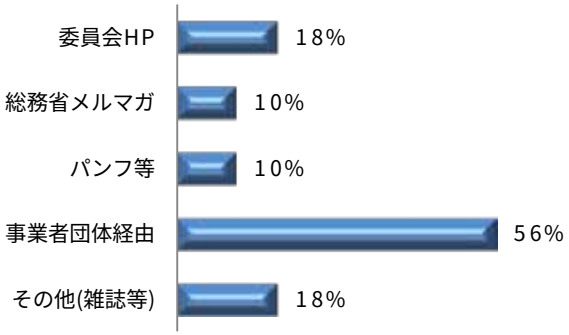

問３　協議難航中の事案はあるか。

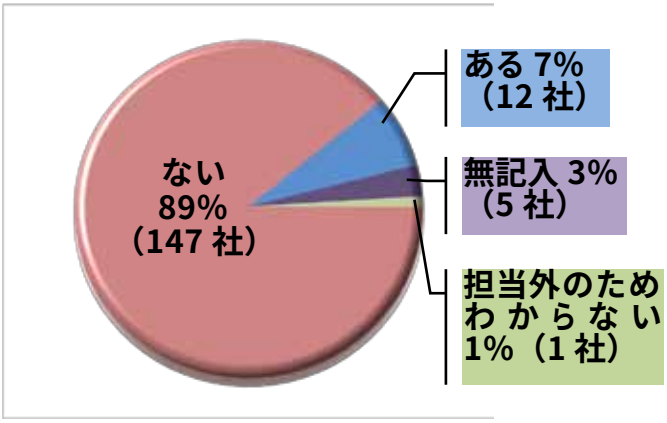

問４　問３で「ある」と回答した場合、どのような事案について協議が難航しているのか。（複数回答含む）

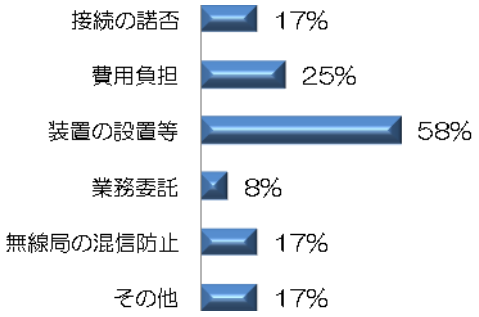

問５　問３で「ある」と回答した場合、あっせん等を行う考えはあるか。

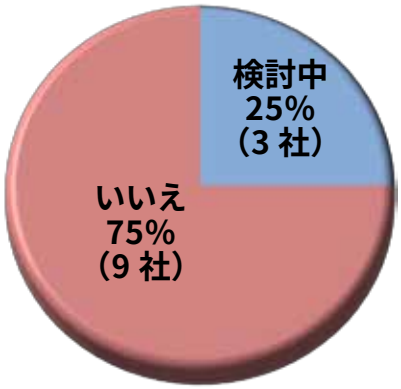

問６　問５で「いいえ」と回答した場合、なぜあっせん等を行う考えがないのか。（複数回答含む）

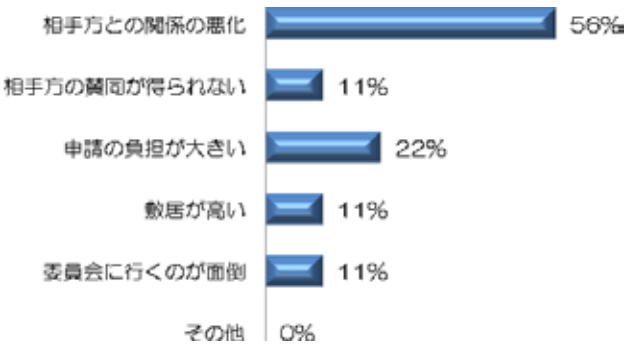

第Ⅱ部　委員会を取り巻く状況

第１章　電気通信事業及び電気通信政策の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成２０年度における電気通信事業や電気通信政策の動向について、概観する。

１　電気通信事業の現況

(1) 電気通信サービスや新規参入事業者の状況

平成２０年度において、近年のブロードバンド化・ＩＰ化、モバイル化の傾向はさらに進展した。また、ＮＧＮサービスの開始、無線ブロードバンド事業者やＭＶＮＯの新規参入などがあった。

ア　ブロードバンド化・ＩＰ化の進展

ブロードバンドサービス契約数（ＦＴＴＨアクセスサービス、ＤＳＬアクセスサービス、ＣＡＴＶアクセスサービス及びＦＷＡアクセスサービスの契約数の合計）は、平成２０年１２月末には３，０００万を超え、対前年同期比で６．４％増加している。サービス別ではＦＴＴＨアクセスサービス契約数の増加が顕著であり、平成２０年６月には、初めてＤＳＬアクセスサービス契約数を上回った。ただし、増加率はやや減少傾向にある。

ブロードバンド契約数の推移　（平成２０年１２月末現在、単位:万契約）

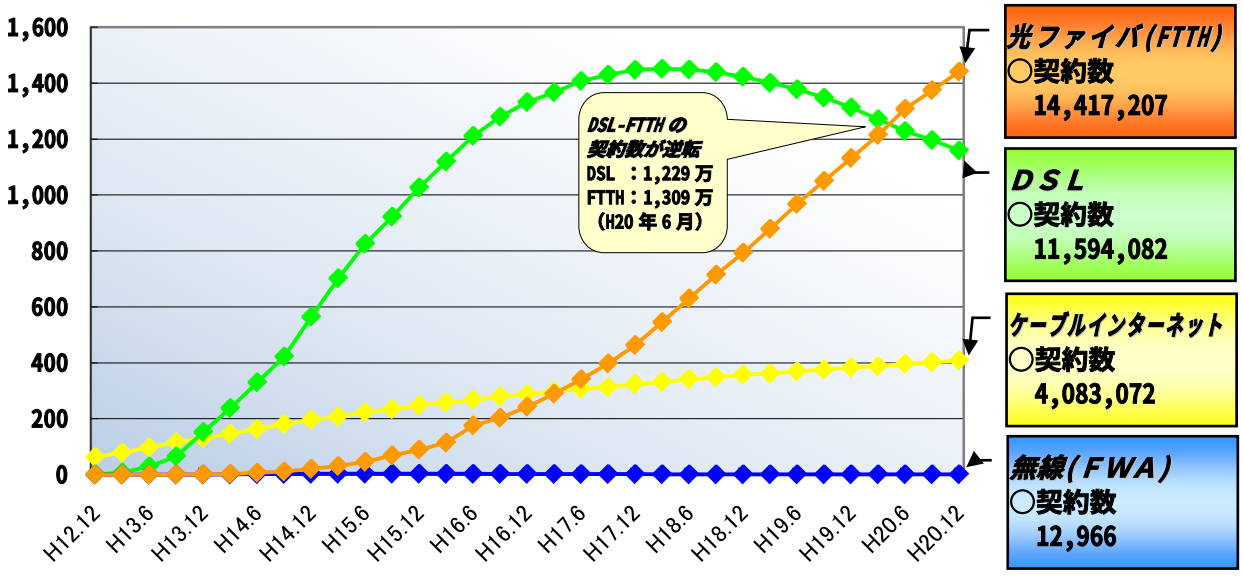

注：平成１６年６月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

また、ＩＰ電話の利用数は、平成２０年１２月末には１，９５９万件に達し、対前年同期比で１７％増加している。このうち、０ＡＢ～Ｊ－ＩＰ電話は対前年同期比で５２％増加の１，０３３万件となり、０５０－ＩＰ電話利用数９２５万件を上まわっている。

他方で、固定電話（加入電話及びＩＳＤＮ）の契約数は、平成２０年１２月末で４，８４３万であり、対前年同期比で８％減少している。

イ　モバイル化の進展

固定電話の契約数が減少傾向にある一方、平成２０年１２月末には移動体通信（携帯電話及びＰＨＳ）の契約数は１億１，０４０万となり、固定電話の契約数の約２．３倍の規模となっている。

携帯電話においては、高速データ通信が可能な第３世代携帯電話（３Ｇ）の契約数が増加し、携帯電話契約数に占める３Ｇの割合は９１％[1]（平成２０年１２月末）となっている。また、携帯電話の定額制サービス[2]の契約数も増加が続いており、携帯電話契約数全体の３１％（平成１９年９月末）が利用するに至り、携帯電話利用の高度化が進んでいる。

各種サービス加入契約数の推移（平成２０年１２月末現在、単位:万契約）

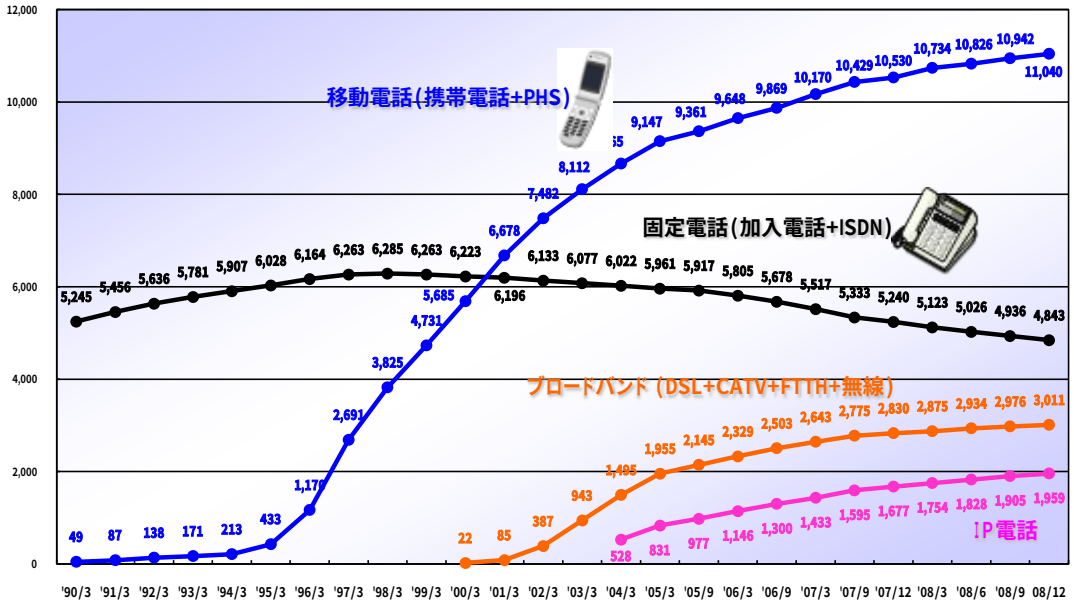

注：平成１６年６月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

1　(社)電気通信事業者協会のホームページに掲載されているデータから算出した。

2　ここではブラウザフォン（「i-mode」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」）を対象とするものに限っている。

ウ　ＮＧＮサービスの開始

平成２０年３月、東京・大阪等一部エリアでＮＴＴ東西のＮＧＮサービスが開始された。新サービスとして、高品質のひかり電話、標準テレビ品質のテレビ電話、帯域確保されたコンテンツ配信向けサービス、県間イーサネットサービスが提供された。ＮＴＴ東西では、平成２２年度までに現行Ｂフレッツサービスエリア全域までＮＧＮのエリアを拡大し、平成２４年度を目途に既存ＩＰ網からＮＧＮへのマイグレーションを完了させることを計画している。

エ　無線ブロードバンド事業者・ＭＶＮＯの参入

(ｱ) 無線ブロードバンド事業者の参入

①　モバイルＷｉＭＡＸ及び次世代ＰＨＳ

２．５ＧＨｚ帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービスとして、ＵＱコミュニケーションズ株式会社がモバイルＷｉＭＡＸを用いて、平成２１年２月から東京２３区、横浜市及び川崎市においてサービスを開始し、同年７月には東名阪にエリアを拡大する予定である。

また、株式会社ウィルコムは、次世代ＰＨＳを用いて、平成２１年４月にエリア限定サービスを、平成２１年秋頃に本格サービスを開始する予定である。

２．５ＧＨｚ帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービス

	モバイルＷｉＭＡＸ	次世代ＰＨＳ
提供事業者	ＵＱコミュニケーションズ	ウィルコム
開始時期	・平成２１年２月２６日から東京２３区、川崎、横浜市の一部で開始 ・平成２４年度末までに人口カバー率９割超	・平成２１年４月から山手線の内側で開始 ・平成２４年度末までに人口カバー率９割超
データ受信速度	・最大毎秒４０Mbps (将来的には同１００Mbps)	・最大毎秒２０Mbps (最終目標は同１００Mbps)
他社との連携・協力関係（平成２１年２月２７日現在）	・ニフティなど１７社と回線貸し出し契約を締結。他に６０社余りと交渉中	・約８０社と回線貸し出し交渉 ・パナソニックやシャープなど約６０の企業・団体から研究会を設立

②　地域ＷｉＭＡＸ

デジタルディバイドの解消や地域の公共サービスの向上等に寄与することが期待されている地域ＷｉＭＡＸについては、平成２１年１月末現在で約４０社（主にＣＡＴＶインターネット事業者）が無線局免許（予備免許含む）を取得しており、平成２１年春頃から順次商用サービスを開始する予定である。

広帯域移動無線（２．５ＧＨｚ帯）アクセスシステムの事業イメージ（例）

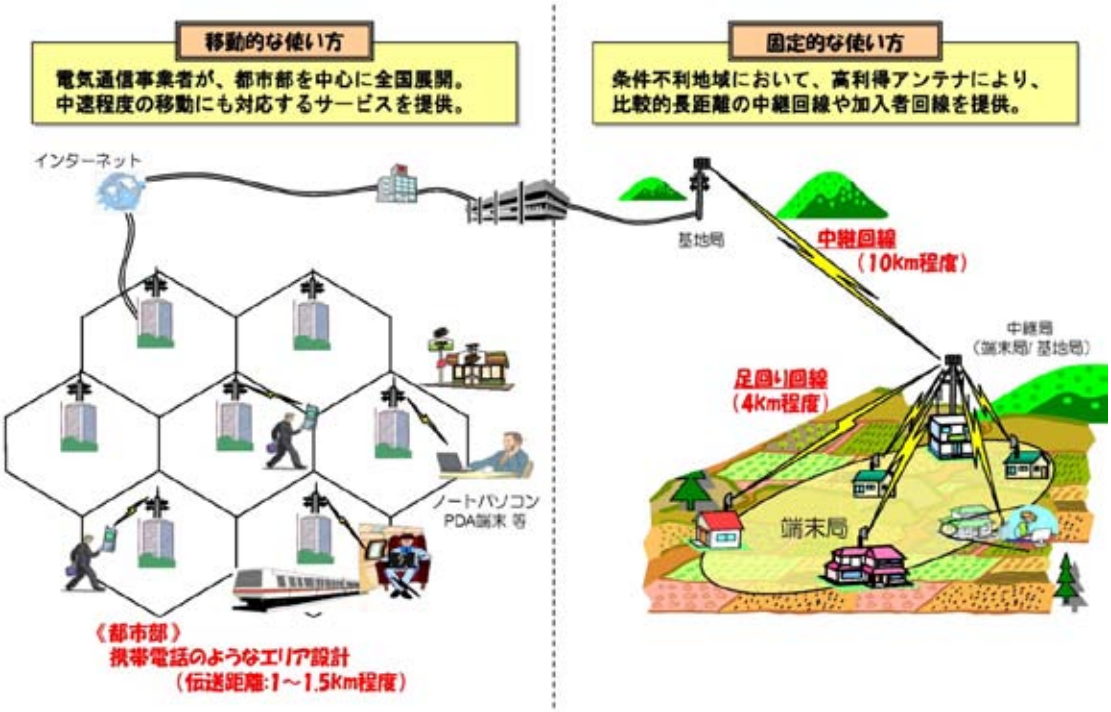

【出典：第３回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料】

(ｲ) ＭＶＮＯの参入

平成１９年度後半以降、携帯事業者から回線の提供を受けてサービスを提供するＭＶＮＯ事業への参入が相次いだ。ＭＶＮＯのサービス形態としては、高速データ通信サービスが主だが、位置情報把握サービスや３Ｇ音声サービス等も提供されている。

また、モバイルＷｉＭＡＸを利用したＭＶＮＯも現れ始めている。

ＭＶＮＯの参入事例

MNO	MVNO	サービス概要(事業開始時期)
ＮＴＴドコモ	象印マホービン	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話やＰＣから確認可能
	日本通信	3.5G 高速データ通信。150 時間分の通話料を含んだ価格でデータ通信端末を販売(08 年 8 月)
	ノキア（ヴァーチュ）	携帯電話サービス(09 年 5 月予定)
ＫＤＤＩ(au)	セコム	基地局情報＋GPS 機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	トヨタ	事故や急病時に車両の位置情報を発信等
	京セラコミュニケーションズ	専用カードによるデータ通信
ソフトバンクモバイル	ウォルトディズニー	ディズニーブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス(08 年 3 月)
イーモバイル	IIJ	法人向け 3.5G 高速データ通信(08 年 3 月)
	ケイ・オプティコム	3.5G 高速データ通信(08 年 9 月)
	ソフトバンクモバイル	3G データ通信(09 年 3 月予定)
ウィルコム	日本通信、ニフティ等	専用 PHS カード等によるデータ通信
	CSC	監視カメラや玩具、センサーに組み込んでデータ収集、遠隔操作
	ユビキたス、加藤電機	子供の位置情報把握
ＵＱコミュニケーションズ	ニフティ	モバイル WiMAX 高速データ通信（09 年 2 月　試験サービス開始）

【出典：第３回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料をもとに作成】

(2) 競争の状況

平成２０年９月末におけるＮＴＴ東西及びＮＴＴドコモグループの市場シェアをみると、加入電話の契約数（ＮＴＴ加入電話、直収電話、０ＡＢＪ－ＩＰ電話、ＣＡＴＶ電話の合計）でＮＴＴ東西が８５．６％、０ＡＢＪ－ＩＰ電話の利用番号数でＮＴＴ東西が７１．４％、ＦＴＴＨの契約数でＮＴＴ東西が７３．４％と、高いシェアを占めている。

また、携帯電話・ＰＨＳの契約数でＮＴＴドコモグループが４９．３％、ブロードバンド全体（ＦＴＴＨ、ＤＳＬ、ＣＡＴＶインターネットの合計）でＮＴＴ東西が４８．５％と、５割前後の市場シェアを占めている。

最近の傾向としては、ＦＴＴＨ及びＩＰ電話全体で、ＮＴＴ東西のシェアが着実に増加していることが注目される。

ＮＴＴ東西及びＮＴＴドコモグループの市場シェアの推移

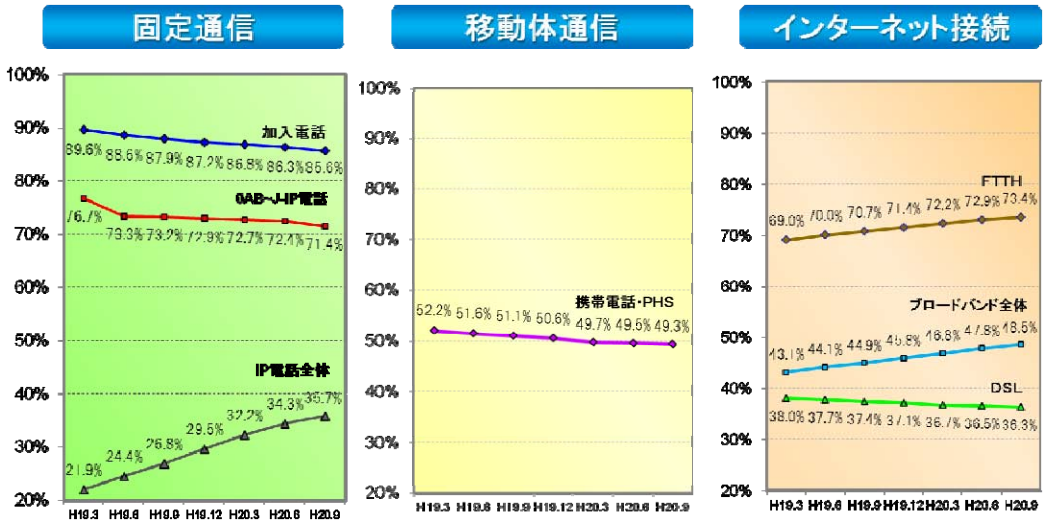

注）・0ABJ－IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア
・ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。

【出典：総務省作成資料より作成】

２　電気通信政策の動向

(1) 競争政策の全体像

電気通信事業の競争政策は、２０１０年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成１８年９月に策定された「新競争促進プログラム２０１０」に基づき展開されている（平成１９年１０月に改定）。

新競争促進プログラム2010の改定

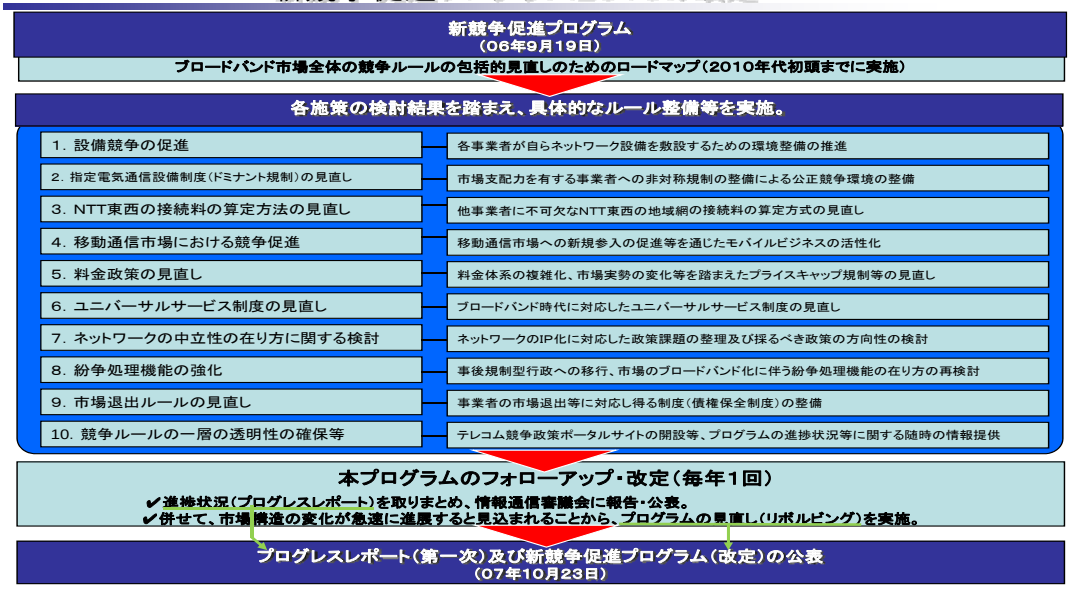

(2) 電波政策の全体像

平成１５年７月の情報通信審議会答申において示された「電波政策ビジョン」を基に、ワイヤレスブロードバンドサービスの実現に向け、大胆に電波を開放するための仕組みを作り、新たな分野への周波数を割り当てていくための政策として「電波開放戦略」が推進されている。

また、平成２０年１０月から「電波政策懇談会」が開催されており、我が国における２０１０年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、電波有効利用方策について検討している。同懇談会では、平成２１年６月に報告書を取りまとめる予定である。

柔軟な電波利用環境の実現に向けた取組の推進

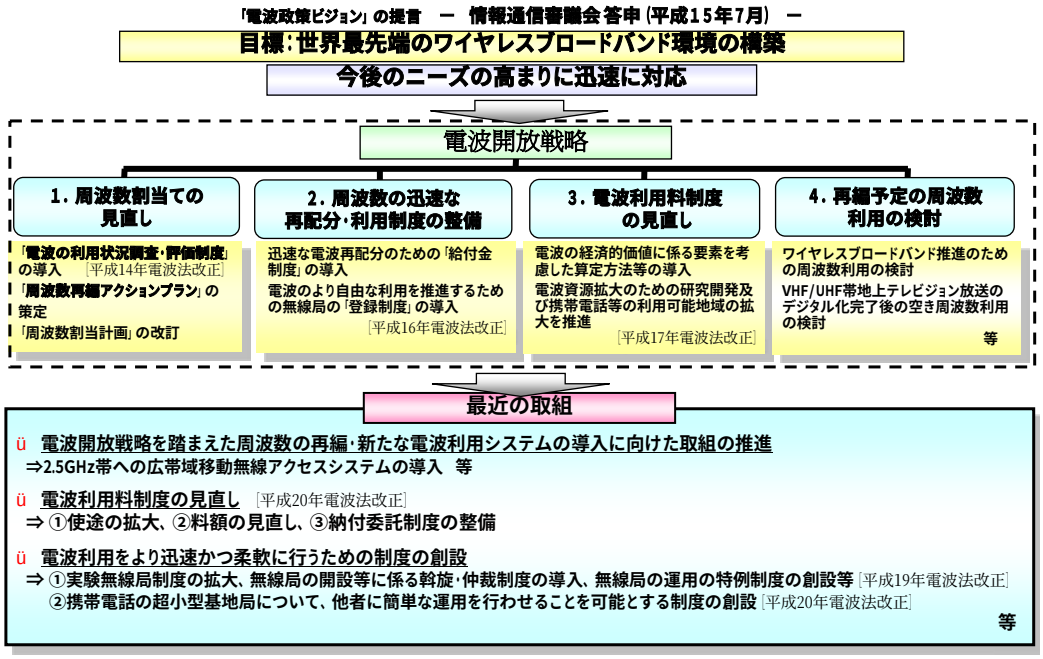

【出典：総務省作成資料】

(3) 平成２０年度における主な政策展開

次に、平成２０年度における競争政策及び電波政策の個別政策の中から、委員会に特に関係の深いものを取り上げる。

ア　ＮＴＴ東西のＮＧＮの接続ルールの整備及び接続料の設定

(ｱ) ＮＧＮに係る接続ルールの整備

ＮＧＮは接続約款の認可、接続会計の整理などの接続ルールが適用される第一種指定電気通信設備として指定された。また、いずれＮＧＮに

マイグレーションされるひかり電話網についても検討が行われ、第一種指定電気通信設備に指定された。

また、アンバンドル機能として、「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能」「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「関門交換機接続ルーティング伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」が追加された。

第一種指定電気通信設備の指定対象の追加に関する考え方

指定設備	情報通信審議会答申 「次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について」（H20.3）
「ＮＧＮ」	ＮＧＮは、**ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備**であり、**当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠**であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
「ひかり電話網」	ひかり電話網については、０ＡＢ～ＪＩＰ電話市場において**ＮＴＴ東西が７５％を超えるシェアを占める状況**にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた**事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況**にあること

追加された第一種指定電気通信設備の指定対象及びアンバンドル機能一覧

第一種指定電気通信設備への指定対象		アンバンドル機能
➢ＮＧＮ	新たに指定	
フレッツサービスに係る機能		「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
中継局接続に係る機能		「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
ＩＰ電話サービスに係る機能		「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加
イーサネットサービスに係る機能		「イーサネットフレーム伝送機能」追加
➢地域ＩＰ網	指定 （平成１３年３月から）	「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能」（平成１３年３月から指定） 「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加
➢ひかり電話網	新たに指定	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加

※帯域制御機能等については、現段階でアンバンドルは行われていない。

(ｲ) ＮＧＮに係る接続料（案）

ＮＧＮに係る平成２１年度接続料[3]について、将来原価方式を用いて次のとおり、設定することが検討されている。ＮＧＮは、既存ネットワークとは異なり、使用帯域に大きな差のある映像系・音声系サービス、ＱｏＳの有無や程度に差のあるサービスなど、性質・品質の異なる多様なサービスが統合的に提供されるネットワークであることから、算定に当たっては「収容局接続機能」「ＩＧＳ接続機能」「中継局接続機能」で共有される中継ルータと伝送路のコストをそれぞれの機能に配賦するために、ポート容量比の採用、ＱｏＳの加味、帯域換算等、従来にはない新たな手法が用いられる予定。

平成２１年度ＮＧＮ接続料（案）

	収容局接続機能（装置・月）	ＩＧＳ接続機能（3分）	中継局接続機能（10Gポート・月）
ＮＴＴ東日本	169万2,927円	5.69円	637.5万円
ＮＴＴ西日本	248万185円	6.29円	525万円

イ　移動通信事業の競争促進及び高度化

(ｱ) ＭＶＮＯの新規参入の促進

①　ＭＶＮＯ事業化ガイドラインの再見直し

平成２０年５月に「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」が改定され、日本通信とＮＴＴドコモとの紛争事案に係る平成１９年１１月の裁定を反映するとともに（第Ⅲ部第１章、Ｐ４７参照）、ＭＮＯがＭＶＮＯから聴取する事業計画の範囲の明確化（一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示）等が行われた。

[3] ＮＧＮの接続料算定には、コストドライバの検討に一定期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成２０年度まで、また、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成２１年度までは、事業者間均一接続料の適用を猶予することとされている。

②　ＭＮＯの卸電気通信役務に関する標準プランの策定等の要請

平成２０年５月、総務省は携帯電話等各社に対し、ＭＶＮＯが新規参入を行うに際しての予見可能性を高めるため、卸電気通信役務に関する標準プランの情報開示及びＭＶＮＯに対する一元的な窓口（コンタクトポイント）の公表を要請した。これに受け、携帯電話等各社は同プランの策定及び窓口の設置を行っている。

③　モバイルＷｉＭＡＸや次世代ＰＨＳを用いたＭＶＮＯの参入確保

２．５ＧＨｚ帯を用いたモバイルＷｉＭＡＸや次世代ＰＨＳにおいて、ＭＶＮＯの受入れを確保するため、ＭＶＮＯの受入れ計画を有していることが特定基地局の開設計画認定の要件とされ、また、当該ＭＶＮＯの受入れ計画に記載した内容を着実に履行することが電気通信事業法に基づく登録の条件とされた。

(ｲ) フェムトセル基地局に関する制度整備

免許人の立入りが容易でない高層ビル、マンション、住宅内や地下街等の携帯電話の不感エリアの解消のために開発されたフェムトセル基地局等に関して、一定の要件の下で、ビル管理者や利用者といった免許人以外の者が簡易な操作による運用（移設、復旧等）を行えるよう関係法令の整備が行われた（平成２０年１０月施行）。また、平成２０年１２月には「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」が策定され、携帯電話事業者とフェムトセル基地局の運用者との責任関係等が明確化された。

フェムトセル基地局の例

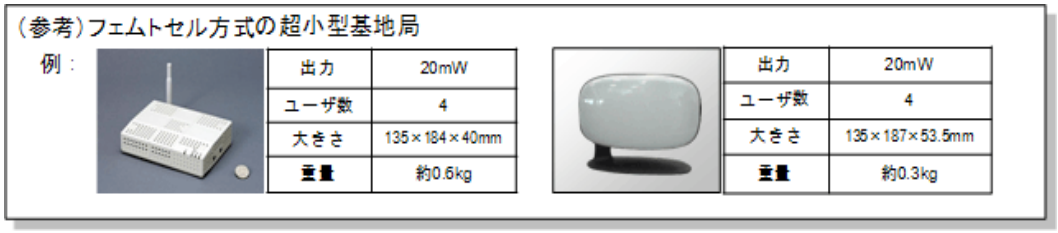

【出典：総務省作成資料より作成】

(ｳ) ３．９世代移動通信システム（３．９Ｇ）等の導入

現行の第３世代移動通信システムを高度化した３．９世代移動通信システムについて、平成２２年頃の商用化を目指し、技術基準及び免許方針の整備が進められている。

通信方式としては、直接機能を拡張する２つの方式（ＬＴＥ及びＵＭＢ）と段階的に機能を拡張する２つの方式（ＨＳＰＡ　Ｅｖｏｌｕｔｉｏｎ及びＤＣ－ＨＳＤＰＡ）の採用が検討されている。また、周波数の割当ては、１．５ＧＨｚ帯及び１．７ＧＨｚ帯について新規参入希望者・既存事業者を問わず最大４者に対して１０ＭＨｚ又は１５ＭＨｚを割り当てることが検討されている。平成２１年夏頃には周波数を割り当てる事業者が選定される予定である。

また、２ＧＨｚ帯においてＴＤＤ方式を活用した新たな移動通信システム[4]についても、新たに５つの通信方式を導入可能とし、新規参入希望者・既存事業者を問わず最大１者に対して１５ＭＨｚを割り当てられる予定である。

３．９世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り：１００Mbps 以上　上り：５０Mbps 以上
周波数利用効率	３．５世代（HSPA Release ６）の３倍以上（下り）、２倍以上（上り）
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーションサービスへの対応が可能なオール IP ネットワーク
将来システムへの展開	将来の第４世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行３．５世代よりも低遅延伝送を実現
グローバル性	３GPPs 等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

【出典：総務省作成資料より作成】

[4] ２ＧＨｚ帯のＴＤＤバンドは、アイピーモバイル㈱が用いる予定であったが、同社から特定基地局の開設計画の認定返上の申出があり、総務省は平成１９年１２月、この申出に基づき認定を取り消したもの。

(ｴ) 第４世代移動通信システムの導入

第３世代携帯電話の次の世代となる、第４世代移動通信システム（IMT-Advanced）は、高速移動時で１００Ｍｂｐｓ、低速移動時で１Ｇｂｐｓの実現を目標に、平成２３年（２０１１年）頃を目指してＩＴＵ（国際電気通信連合）において標準化作業が進められている。国内でも、第４世代移動通信システムについて、平成２３年頃の実現を目指して、産学官の連携の下、研究開発及び国際標準化に向けた取組が行われている。

移動通信システムの高度化に向けた展開

【出典：第１回(08.10.9)電波政策懇談会資料より作成】

ウ　その他の競争政策

(ｱ) ロケーションルールの見直し

平成１９年１１月に、ＮＴＴ東西の接続約款が改定され、①中継ダークファイバ・局舎スペースの過剰保留を抑制する仕組み（接続申込の承諾が行われてから接続開始までの無料保留期間の廃止等）、②中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段等に関する情報の提供を行う手続、③電柱におけるコロケーション手続（装置を電柱に設置するために必要な情報の提供・電柱添架手続等）等の整備が行われた。

また、ＮＴＴ東西に対し、上記①～③等の運用状況や改めて検討が必要な事項について総務省に定期的に報告するよう要請が行われた。平成２０年８月に、これらの報告検証をとりまとめるとともに、ＮＴＴ東西に対し引き続き接続事業者との協議状況等を報告するよう求めた。

ＮＴＴ東西に対し報告を求めた事項と検証結果

ＮＴＴ東西に報告を求めた事項 (H19.4 及び H19.10)	検証結果(H20.8)
① 中継ダークファイバの扱い（ＷＤＭ装置の設置義務化）	少なくとも現時点でＷＤＭ装置の設置義務化が必要であると判断することは適当ではない。ただし、事業者間でＷＤＭ装置の設置を含めて他の代替手段に関する協議を行うことが適当。
② 電柱におけるコロケーションルールの扱い １)コロケーション手続に関するシステム化	電柱管理に係る情報のシステム化について、接続事業者による電柱添架に係る実需要や費用対効果を踏まえつつ、できる限り接続事業者の具体的な要望を反映するように取り組むことが必要である。
２)ＮＴＴ東西の電気通信設備との一束化	少なくとも現時点でＮＴＴ東西の電気通信設備との一束化の検討が必要であると判断することは適当ではない。
３)接続事業者のＶＤＳＬ装置に対するＮＴＴ東西のメタルＰＯＩケーブルの延伸	総務省においては、当該協議状況を引き続き注視することとする。
４)電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用	引き続きＮＴＴ東西に対して報告を求めることとする。
③ 屋内配線工事のルール化の扱い	ＮＴＴ東西が合理的な条件で屋内配線工事を実施する限りは、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められない。
④ 回線名義人情報の扱い １)名義人即時回答システムのロジックの見直し	システム改修が完了次第、その内容について総務省への報告を求めるとともに、その運用状況について注視することとする。
２)電話重畳型のＤＳＬサービスに係るＤＳＬサービスの利用者等からの申込み	総務省においては、まずは当該協議状況を注視することとする
⑤ コロケーションリソース等の保留を要する申込手続	０７年１０月の接続約款の変更において無料保留期間を廃止した措置の見直しが必要となる特段の事情は現時点で認められない。

(ｲ) 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について情報通信審議会へ諮問

電気通信市場における、携帯電話やＦＴＴＨの比重の増加や通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の発展などの環境の変化を踏まえ、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」につい

て、平成２１年２月２４日に情報通信審議会に諮問された。

情報通信審議会では、第二種指定電気通信設備の検証（接続料原価算定の考え方を含む）、中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのＷＤＭ装置の設置、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化（第Ⅱ部第３章、Ｐ４５参照）など、次の項目について検討し、平成２１年９月頃に答申を行う予定である。

接続ルールの在り方に関する検討項目概要

【出典：「電気通信市場環境の変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会諮問(09.2.24)資料より作成】

(ｳ) ＮＴＴ東西の加入光ファイバの接続料の改定

①　加入光ファイバの接続料

加入光ファイバには、分岐しないタイプのもの（シングルスター方式）と分岐するタイプのもの（シェアドアクセス方式）の二種類が存在するが、ＮＴＴ東西における平成２０年度から平成２２年度までの加入光ファイバの接続料については将来原価方式により算定が行われ、次のとおり値下げされた。

光信号端末回線伝送機能の接続料

	～H20．3	H20．4～
NTT東日本	5，074円	4，610円
NTT西日本		4，932円

※1芯当たりの月額料金。
※上記の他に、回線管理運営費（平成20年度：東69円、西89円（実績原価方式で算定））が必要。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

	～H20．3	H20．4～
NTT東日本	5，020円	4，260円
NTT西日本	4，987円	4，522円

※1芯当たりの月額料金。
※局外スプリッタ（8分岐）は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。

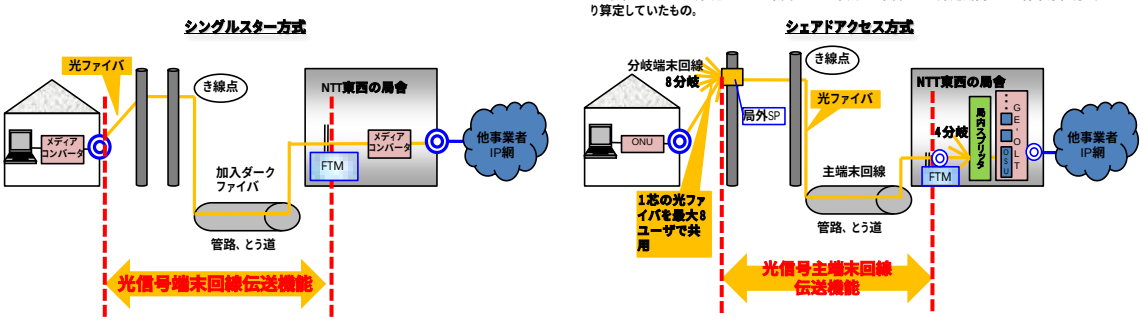

【出典：総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可」（H20.6.24）をもとに作成】

②　分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定の検討

シェアドアクセス方式の主端末回線について、競争事業者からの要望を受け、ＦＴＴＨサービス提供コスト低廉化のため、シェアドアクセス方式の加入光ファイバについて「分岐端末回線単位」で接続料を設定することについて、情報通信審議会で検討された。その結果、ＦＴＴＨサービス提供コストを低廉化し競争促進を図る観点からは、まずは１芯当たりの加入光ファイバそのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的措置であるとされた。また、競争事業者間ではＯＳＵ共用の取組を積極的に進め、分岐端末回線単位での接続料設定については、改めて検討することとされた。

(ｴ) 債権保全措置の検証

ＮＴＴ東西による債権保全措置については、平成１９年５月の情報通信審議会答申において、運用開始後２年間、定期的にＮＴＴ東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることとされている。

また、平成２０年４月より開催された「電気通信サービス利用者懇談会」において、事業者間接続等に係る債権保全措置についても検討が行われ、平成２１年２月に公表された報告書では、「運用次第では、健全に事業運営している相手先事業者に対して預託金等を求めることにもつながり、利用者利益に資するサービスへの投資を断念したり、サービ

スの継続自体が困難となるおそれを払拭できないなど、利用者利益の確保の観点から障害となり得る旨の指摘がある。」ことから、運用状況の注視と債権保全措置ガイドラインの見直しを含めた検討を行うことを求める提言がなされた。

第２章　今後の事業者間紛争の可能性

第１章で記載したとおり、我が国の電気通信分野は大きく変化しており、事業者間の紛争も、これまで委員会が扱ってきた事案がより複雑になった紛争、これまで扱ったことのない新たな紛争、さらには、委員会の現行の所掌事務の範囲を超える紛争が発生する可能性がある。

ここでは、委員会における事業者や事業者団体からのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口における相談業務などを通して浮かびあがった紛争のうち、今後、広く電気通信事業における事業者間紛争の「種」となる可能性があり、今後委員会としても注視していく必要があると考えられる紛争を取り上げる。

１　ダークファイバの利用に関する紛争

電気通信事業者がサービスを提供する際、設備の状況やコストの面でＮＴＴ東西が保有する中継ダークファイバを利用したいという需要は大きいものの、中継ダークファイバの空き芯線がない区間も多数存在する。特に、これから新たにブロードバンドサービスが開始されようという地域には空き芯線のない区間が多いと考えられる。

空き芯線がない区間であってもＷＤＭ（波長分割多重）装置を設置することで対応可能であることから、ＷＤＭ装置の設置義務化やＷＤＭ既設区間の貸出しルールの整備を求める意見がある。一方、中継ダークファイバの空き芯線がない区間についてＮＴＴ東西が行うこととなっている代替手段の提案に対する要望が少ないこと等から、これらのルール整備に慎重な意見も存在するところである。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会でも、平成１６年に既に取り扱ったことがある（平成１６年（争）第３号・第４号）。この事案では、ＷＤＭ装置を設置して接続することを含め、接続の可否について、協議を行うこと、協議の際にはダークファイバの利用を求めた側がＷＤＭ装置の設置費用を負担する用意があることを踏まえ協議を行うこととの内容で合意に達した。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会のヒアリングや相談業務でも多くの意見が寄せられていることから、今後も同様の紛争が発生する可能性があると考えられる（総合通信基盤局での検証について、第Ⅱ部第１章、Ｐ２９参照）。

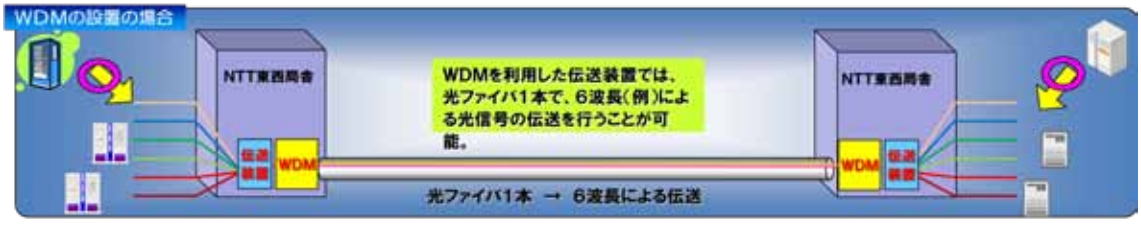

２　事業者間接続等に係る債権保全措置に関する紛争

事業者間接続等に係る債権保全措置は、平成１７年１０月の平成電電株式会社の破綻により、事業者間接続等に係る債務が不履行となるリスクが顕在化したことを踏まえ、平成１９年５月のＮＴＴ東西接続約款の変更認可により導入された制度である。

事業者間接続等に係る債務について支払がなされないときは、接続が停止されることがあること（ＮＴＴ東西接続約款第６０条）、担保すべき債務の額が、原則月額負担額の４ヶ月分[1]と少額ではないことから、特に小規模な事業者にとっては負担となっているとの指摘がある。

委員会が行った関係者へのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた相談では、接続事業者が債権保全措置の基準を必ずしもよく理解していない、あるいは納得してないと思われる事例やこれまで支払いの遅延等がなかったにもかかわらず突然請求されたことに戸惑う事例が見られる。債権保全措置に関するトラブルが発生している一因には、担保を求める事業者の説明（事前の注意喚起、担保を求める理由の説明など）や担保を請求する場合のきめ細かな判断（支払実績の考慮など）が十分ではないことがあり、これらを改善することで解決できる事例もあると考えられる。

我が国の経済や通信業の業況も悪化する中で、今後債権保全措置の対象となる事例が増加する可能性もあり、この種の紛争には引き続き注意が必要である。

（「電気通信サービス利用者懇談会」報告書での提言について、第Ⅱ部第１章、Ｐ３２参照）

３　ＮＧＮ等に関する紛争

ＮＧＮについては、平成２０年度に第一種指定電気通信設備の指定、アンバンドルする機能の指定、接続料の決定などの一連の競争ルールが整備された（第Ⅱ部第１章、Ｐ２４参照）。

しかしながら、ＮＧＮを使ったサービスの本格化に合わせ、改めて接続に関する検討が必要になると考えられる。例えば、今後のサービス展開の自由度を確保する必要があること等の観点から、ＮＧＮの機能のうち、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものにとどめられており[2]、この見直しが必要になる。ＮＧＮを利用した、多様なサービスや端末が開発されれば、現在のＮＧＮのインターフェース公開で十分かという議論も行われる可能性がある。

さらに、将来的には、ＮＴＴ東西のメタル線の撤去が課題となる。ＤＳＬ事業者は、サービスを提供するに当たって、ＮＴＴ東西のメタル線を利用してお

1　月額負担額を前払する等の理由を示し、それが合理的であると判断される場合は減額される

2　「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成 20 年 3 月情報通信審議会答申）

り、メタル線の撤去は経営上大きな影響を与える事項である。メタル線の撤去については、ＮＴＴ東西の接続約款上、メタル線の撤去開始の原則４年前までに、情報提供がなされることとなっている。また、ＤＳＬに利用されているメタル線を撤去する場合には、利用者が、料金面、品質面等においてＤＳＬサービスと同等又はそれ以上のサービスと考えられる光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となることが担保されている[3]。

しかし、実際のメタル線撤去については、平成２０年５月にＮＴＴグループは「ＰＳＴＮユーザのマイグレーションについては、（中略）２０１０年度に概括的展望を公表」（ＮＴＴグループ中期経営戦略）と発表している段階であり、プロバイダーからは今後の見通しを懸念する意見もある。今後メタル線撤去の計画が示されれば、移行の具体的なスケジュールや代替サービスの提供条件に係る事業者間協議が行われるであろうが、その際、紛争に発展する可能性がある。

４　接続料に関する紛争

接続料に関する紛争としては、電気通信市場において、比重の高まっている携帯電話と光ファイバの接続料に関する紛争に注視していく必要があると考えられる。

携帯電話の接続料については、当委員会でも過去に複数の紛争事案を取り扱い、総務大臣に対して接続料金の算定の在り方について検討するように勧告を行っている。この問題の背景には、携帯電話の事業者間取引市場において競争が有効に機能しているかという問題がある。携帯電話事業は、電波の希少性等により新規参入が困難であるということに加え、携帯電話の接続料の値下げが直接トラヒック増につながらず、接続料の設定に競争が働きにくいという事情がある。仮に競争が機能していないとなると、携帯電話事業者に接続料値下げのインセンティブが働かない。

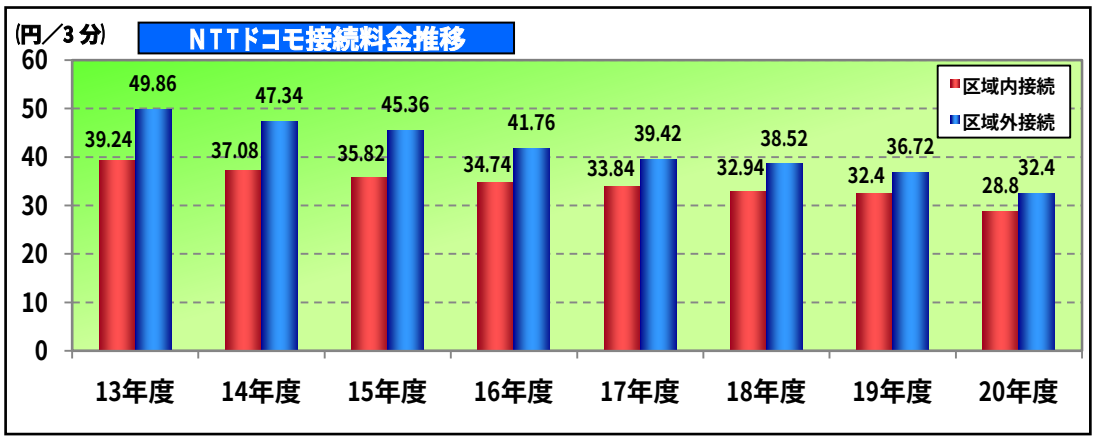

[3] NTT 東日本及び NTT 西日本接続約款第 61 条第 3 項

ＮＴＴ東西の光ファイバの接続料については、平成２０年度から一定の値下げも行われた（第Ⅱ部第１章、Ｐ３１参照）が、光ファイバの普及がやや減速していること、光ファイバ市場に占めるＮＴＴ東西のシェアが高まっていること等を考慮すると、接続料の水準が適正なものであることについて引き続き注意が必要である。

携帯電話との接続料や光ファイバに関する接続料の在り方は、今後の電気通信市場の公正競争や成長に大きく影響すると考えられ、同時にこれらをめぐる電気通信事業者間の紛争が発生する可能性がある。

5　無線ブロードバンド事業者の新規参入に関する紛争

平成２０年度は、ＭＶＮＯによるものを含め、多くの無線ブロードバンド事業者の参入があった（第Ⅱ部第１章、Ｐ２０参照）。

ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の紛争については、ＮＴＴドコモと日本通信との間の接続をめぐる事案以降、委員会で処理した事案はないが、ＭＶＮＯが調達した端末の接続をめぐり、ＭＶＮＯとＭＮＯ間で意見を異にすることもあったとされる。今後も多くのＭＶＮＯが参入し、今までにないサービスが提供されることも予想され、ＭＮＯとの間で新たな紛争が発生する可能性がある。

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度は、平成２０年４月の制度開始後、現時点のところ利用実績がないものの、モバイルＷｉＭＡＸ及び次世代ＰＨＳのサービスエリア拡大、３．９Ｇ移動通信システムの導入等が予定されており、これらに伴い、無線局の開設等に係る紛争が発生する可能性がある。

また、新規の無線ブロードバンド事業者が、サービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間が必要となる。委員会では、現在までのところ鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争を取り扱ったことはないものの、今後、新規参入事業者による鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争が発生する可能性がある。

6　レイヤー間紛争等、新たな紛争の可能性

今日の電気通信市場のサービス構造は、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の３つのレイヤーに分けてとらえることができる。また、「伝送サービス」又は「コンテンツサービス」の間にあって、課金、認証、位置情報提供などの「プラットフォームサービス」が、電気通信市場の高度化の触媒として機能している。代表的な「プラットフォーム」サービスの例として携帯電話事業者が提供する課金、端末認証、ポータルサービスやＮＴＴ東西がＮＧＮで提供する帯域制御機能や回線認証機能などをあげることができる。

委員会は、これらのレイヤーのうち、主に「伝送サービス」のレイヤーにおいて、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者間の接続等に関する紛争処理を行っている。また、「伝送設備」のレイヤーにおいて、電波法に基づき、無

線局の開設等に伴う混信防止に関する紛争処理を行っている。

ところが、近年の技術の進歩やビジネスモデルの変化に伴い、今後これらのレイヤーやサービスをまたがる紛争が発生することが想定される。

例えば、

「コンテンツサービス」と「伝送サービス」間の紛争

- **特定のコンテンツプロバイダの動画サービスに対して、伝送サービス事業者が、理由や基準を明らかにせず一方的に帯域制限を課した。**
- **伝送サービス事業者が、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツの取扱いを拒否した。**

「プラットフォームサービス」と「コンテンツサービス」間の紛争

- **伝送サービス事業者が開発した位置情報提供機能を利用したサービスの提供に当たって、仕様の公開を特定のコンテンツプロバイダに限定した。**
- **プラットフォーム機能を提供する事業者が、利用者に対するコンテンツ紹介（番組宣伝、ポータルサイトの表示の順番等）に際して、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツを著しく不利に取り扱った。**
- **コンテンツプロバイダに対して認証や課金機能等のプラットフォーム機能を提供する事業者が、当該業務に関して知り得たコンテンツプロバイダの顧客情報等を流用して、自ら同様のサービスを開始した。**

これらの紛争は、現在、委員会の対象となる紛争ではなく、また、必ずしも実態が明らかになっていない[4]。しかしながら、「伝送設備」や「伝送サービス」が高度化する中で、コンテンツサービスやそれを支援するプラットフォームサービスがより重要な役割を果たすと考えられることから、委員会としてこれらの紛争についても注視していくことが必要である。

[4] コンテンツプロバイダと電気通信事業者間との紛争の相談のため、平成２１年２月に総合通信基盤局内に「コンテンツプロバイダ等相談センター」が開設され、そこでの相談事例については、委員会の所掌事務の見直しにも活用されることになっている。

第３章　委員会の所掌事務の拡大の検討

電気通信分野は、技術進歩やビジネスモデルの盛衰が激しい分野であることから、制度の見直しが不断に行われている。事業者間の紛争についても、第２章で見たとおり、レイヤー間の紛争など、新たな類型の紛争が発生しつつあり、総務省では従前よりこれらの紛争の処理の在り方について検討を行っている。

ここでは、これらの検討の状況について概観する。

１　平成１９年度までの検討状況

平成１８年９月に総務省が公表した「新競争促進プログラム２０１０」においては、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案や土地等の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、所要の制度整備を行うとされている。

また、平成１９年９月に公表した「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」においては、通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案について、委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非を含め、裁判外紛争処理制度（ＡＤＲ）の活用について検討することが望ましいとされている。

さらに、平成２０年３月に公表した「有線放送による放送の再送信に関する研究会最終とりまとめ」においては、有線放送による放送の再送信に係る紛争に関し、総務大臣による裁定の制度に加え、新たな紛争解決の手段として、当事者間の自主性に配慮したあっせん及び当事者双方の合意に基づき申請される仲裁の制度を設けることも有意義であると考えられるとした上で、紛争処理のスキームの在り方について今後中期的に検討されることが適当であるとしている。

◎新競争促進プログラム２０１０（抜粋）

（平成１８年９月１９日総務省公表、平成１９年１０月２３日改定）

２．具体的施策

⑼ 紛争処理機能の強化

ＩＰ化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

（中略）

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みと

する等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

◎ネットワークの中立性に関する懇談会　報告書（抜粋）

（平成１９年９月２０日総務省公表）

第２章 ネットワークのコスト負担の公平性

３．ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題

４）帯域制御に関する政策対応の方向性

４－２）紛争処理機能の強化

コンテンツを提供している事業者からは、本懇談会において、一部の特定のISP等が不当な帯域制御を行っていることが懸念される旨の主張がなされた[17]。こうした事案については、あくまで一般論として考えれば、通信事業者による不当な差別的取扱いにより、ブロードバンド市場の健全な発展を阻害する可能性も一概に否定できない。

通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案については、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、こうした紛争事案が今後増加することが想定され、かつこうした紛争事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待される。

このため、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいと考えられるところであり、行政当局においては０７年度中を目途にこうした仕組みについて関係事業者等の意見等を踏まえつつ検討を行い、速やかに措置することが適当である。

この場合、電気通信事業法の枠組みを踏まえ、通信事業者が上位レイヤーの事業者を差別的に取り扱うことにより電気通信の健全な発展が阻害されていないか等の観点から、具体的な制度設計が行われることが求められる。また、その際は公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる。

---

[17] USEN 社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合がADSL 回線とFTTH 回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP 別に最大で44%、最小で26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（０６年９月報告書）においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。

これに対し、JAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）は、「当協会で調べた限りでは、ISP でUSEN 社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つか」らず、「これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像」するとしている。

◎有線放送による放送の再送信に関する研究会　最終とりまとめ（抜粋）

(平成２０年３月１９日総務省公表)

第Ⅱ部 対応の方向性

２ 課題に関する対応の方向性

⑹ 中期的な課題

②　新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点も多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会[63]が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

---

[63] **電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を２００１（平成１３）年１１月３０日に総務省に設置。**

２　平成２０年度における検討状況

⑴　通信・放送の総合的な法体系に関する検討

通信と放送に関する総合的な法体系について、平成２２年の通常国会に法案を提出するため、平成２０年２月にその在り方について、総務大臣より、情報通信審議会に諮問がなされた。

諮問を受けた情報通信審議会では、情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方の検討を開始した。平成２０年６月の「中間論点整理」の公表及び意見募集[1]、同年９月以降の関係事業者等からのヒアリング等を経て、同年１２月に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」が作成された。

検討アジェンダでは、技術進歩や競争環境の変化を踏まえ、従来のサービスの態様ごとに規律の体系を構築する「縦割り型」規律から「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の３つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることとされた。

紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象を、情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大する方向で検討することとされている。

情報通信審議会では、平成２１年１２月頃に本件諮問に対する答申を行う予定である。

◎通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（抜粋）

（平成20年12月　通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会公表）

６．レイヤー間の規律

（１）紛争処理

異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討する。

[1]　平成 20 年 6 月～7 月に実施された「中間論点整理」に対する意見募集において、レイヤー間の紛争処理について、現行の所掌事務をレイヤー間の紛争処理に拡大するべきとの意見がある一方、「レイヤーの異なる事業者間の紛争の解決は、基本的に事業者間の協議にゆだねるべきである」旨の意見が複数の地上放送事業者から提出されている。

(2) 電気通信サービス利用者懇談会

電気通信サービス利用者懇談会は、利用者の視点に立って利用者利益の確保・向上を図る観点から、利用者保護のための基本的なルールの在り方や、具体的な施策展開の在り方について検討を行うため、平成２０年４月から８回の会合を重ね、同年１２月から本年１月の意見募集[2]を経て、本年２月に報告書を公表した。

報告書では、利用者保護のため、契約締結前の利用者向け情報提供の在り方、契約締結時の説明義務等の在り方、契約締結後の対応の在り方、苦情処理・相談体制の在り方、紛争処理機能の在り方、電気通信事業者の市場退出に係る利用者利益の確保・向上の在り方等について、対応策の提言がなされている。

このうち、苦情処理・相談体制については、電気通信事業者の既存の苦情処理・相談体制を大幅に強化した上で、なお解決されない事案について、業

[2] 平成 20 年 12 月に実施された報告書（案）に対する意見募集の結果、次のとおり、委員会の所掌事務の拡大に関し意見が提出され、それぞれの意見に対し総務省から考え方が示されている。

意見の概要	考え方の概要
「新競争促進プログラム 2010」では、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行うとの方針が示されています。 本報告書（案）においては電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案のみとなっているため、その他の事案も含め対処がなされるよう検討を進めるべき。	本懇談会は、利用者の観点から検討を行ったものですが、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の検討に当たっては、「新競争促進プログラム 2010」に記されているとおり、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案を含めて検討が行われるものと考えられます。
電気通信事業法の枠外の案件（一般の商取引に該当する案件）については、当事者間での協議を優先すべきであり、電気通信事業紛争処理委員会が扱う紛争の範囲については、現行法に規定されているとおり、あくまで電気通信事業者間の紛争に止めるべき。	本懇談会の提言は、当事者間の協議を否定するものではなく、紛争解決の選択肢の多様化を図ろうとするものであり、当事者間の協議に加えて、電気通信事業紛争処理委員会の機能の活用を検討しようとするものです。
電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているものとの間に交渉力の格差があるとは一概には言えない。	本懇談会において、交渉力の格差が見られる場合がある旨の意見が出されたものであり、また、脚注のような事例（GPS の仕様の公開を一部のコンテンツプロバイダに限定）が見られるところです。

界団体等が裁判外紛争処理（ＡＤＲ：Alternative Dispute Resolution）を設置する動きが出てくることを期待することが適当とされた。また、消費生活センターのあっせん機能や独立行政法人国民生活センターの和解の仲介及び仲裁機能も活用することが適当とされた。

事業者間の紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の拡大と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要であるとされている。

◎電気通信サービス利用者懇談会報告書（抜粋）

（平成 21 年 2 月 10 日 総務省公表）

６ 紛争処理機能の在り方

⑵ 電気通信事業紛争処理委員会の機能等

電気通信分野では、事前規制から事後規制へと移行する中、電気通信事業者間の紛争等を円滑に解決する観点から、ＡＤＲを専門的に行う「電気通信事業紛争処理委員会」において、電気通信事業者間等のあっせん、仲裁を行うとともに、総務大臣の裁定案に係る審議・答申等を行っている。

現在、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁制度は、電気通信事業者間及び無線局を開設等しようとする者と既存の無線局免許人間の紛争のみを対象としている。

しかしながら、今日、電気通信事業者以外にも多数の者が、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているが、これらの者に設備を供している電気通信事業者の電気通信役務の提供条件等が、利用者の受けるサービス水準に影響を与えていることは否定できない[37]。一の電気通信事業者の設備を用いることに対して、利用者の観点からすれば、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の活用を、電気通信事業者相互間と、それ以外（電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間）とで差を設ける理由に乏しいと考えられる。また、電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間では交渉力の格差がある。このため、利用者の利便に資するために、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要である

また、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者が、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件等について紛争があった場合に相談する窓口が必ずしも明らかでないことから、総務省においては、これらの者に対する相談窓口の充実を図り、コンタクトポイントの明確化を図ることが必要である。これによって、上記の電気通信事業紛争処理委員会に係る検討にも資すると考えられる。

37　例えば、一部の電気通信事業者がコンテンツプロバイダにＧＰＳの仕様を公開しないため、当該電気通信事業者が提供するＧＰＳルート案内サービスを提供するのは、同者と契約しているコンテンツプロバイダのみとなり、利用者の選択肢が限定されるような事案が想定される。

⑶ 情報通信審議会　電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方の見直し

近年、携帯電話がビジネス・日常生活上の基礎的インフラとしてますます重要な役割を果たしてきていることや光ファイバ（ＦＴＴＨ）の契約数がＡＤＳＬの契約数を追い抜いたこと、コンテンツ配信事業者やこれらの者に対して認証・課金機能を提供する事業者の登場など、電気通信事業をめぐる市場環境は大きく変化している。このような変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から、接続ルールの在り方について検討を行うため、平成２１年１月から、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」が実施された。

同提案募集では、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者間の紛争事案を電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるかという論点について、提案が募集された。

◎電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集（抜粋）

（2009 年 1 月 9 日 総務省発表）

３．通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

（２）紛争処理機能の強化等

通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者等は、電気通信設備を用いているが、電気通信回線設備は設置せずに事業を行っている者が多いと考えられる。電気通信事業法上、これらの者は、電気通信事業を営んでいるものの、登録・届出は不要（≠電気通信事業者）であり、同法の適用除外の位置付け（法第１６４条第１項第３号）とされている。ただし、これらの事業者については、例外的に、検閲の禁止（法第３条）・通信の秘密（法第４条）の規定が課されるほか、ドミナント事業者（禁止行為等規定適用事業者：ＮＴＴ東西とＮＴＴドコモ）による業務への不当な規律・干渉の禁止（法第３０条第３項第３号）規定で保護される対象とされている。

１）電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされているため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない。ＩＰ化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。

２）電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について、今後、通信プラットフォーム市場・

コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。

3）その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

提案募集に対し、電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しないプラットフォーム事業者等は、紛争処理機能の対象とすべきとの意見がある一方、電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきとの意見もあった。また、紛争処理の対象範囲を広げるに当たり、どこまで拡大するかの基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要との意見が出されている。

提案募集の結果を踏まえ、総務省は、平成２１年２月２４日に情報通信審議会に対し、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について諮問を行った。情報通信審議会では、今後事業者ヒアリング等を経て、本年９月に答申を行う予定である（第１章Ｐ３０参照）。

第III部　平成２０年度における紛争処理の状況
第１章　紛争処理の概況

当委員会は、次の４つの機能を有している。

①　電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁

②　無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁

③　総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申

④　その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

平成２０年度は、あっせん・仲裁、総務大臣への答申及び総務大臣への勧告は行わなかった。

なお、委員会発足以来の紛争処理件数については、【資料９】のとおり。

○　平成１９年に勧告を行った事案のその後の状況

委員会は、平成１９年１１月に総務大臣に対して、「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」にＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続に関する裁定の内容を反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講ずることを勧告した。

総務省は、この勧告を受けて、平成２０年５月に本ガイドラインの見直しを行った（第Ⅱ部第１章、Ｐ２６参照）。また、平成２１年２月に、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会に対して諮問を行ったが、この中でこれまで必ずしも明確な基準が存在しなかった第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の算定方法（適正な原価や適正な利潤の明確化等）について審議が行われる予定である（第Ⅱ部第１章、Ｐ３０参照）。

「接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告」（平成１９年１１月２２日電委第６９号）

(1)　経過

平成１９年　９月２１日　総務大臣からの諮問（ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続協定に係る裁定）
１１月２２日　総務大臣への答申に併せて勧告
１１月２７日　総合通信基盤局、「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下「ＭＶＮＯガイドライン」という。）の見直しに関する提案を募集
平成２０年　３月１３日　総合通信基盤局、「ＭＶＮＯガイドライン」再改定案に対する意見募集
５月１９日　総合通信基盤局、「ＭＶＮＯガイドライン」再改定
平成２１年　２月２４日　総務省、情報通信審議会に「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について諮問

(2)　勧告

総務大臣あて平成１９年１１月２２日電委第６９号（勧告に関する部分のみ抜粋）

答申書及び勧告書

平成１９年９月２１日付け諮問第６号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第１条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記１から４までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第１６２条第１項の規定に基づき、下記５のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

１～４（略）

５　勧告　―　ＭＶＮＯの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、ＭＶＮＯの参入の促進を図るためには、本件に限らず、ＭＶＮＯとＭＮＯとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別　紙（略）

⑶　ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(抜粋)（平成14年6月11日）（平成19年2月13日改正、平成20年5月19日改正）

２　電気通信事業法に係る事項

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

２）事業者間接続による場合

ア　事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

（略）

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[10]。

（イ）利用者料金の設定権の帰属について

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[11]。

10 「電気通信事業法第３５条第３項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成１９年１１月３０日総務省）P.1　裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

11「電気通信事業法第３５条第３項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成１９年１１月３０日総務省）P.2　裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

（ウ）接続料の課金方式について

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[12]。

(略)

（3）ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとととともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[15]。

（4）ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1）基本的考え方

ＭＮＯが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[16]。

---

12 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日 総務省）P.3　裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

15 ＭＶＮＯがＭＮＯとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、ＭＮＯが次の行為を行うことにより、ＭＶＮＯの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。

（例）

・ＭＶＮＯに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。

・ＭＶＮＯに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。

・ＭＶＮＯに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。

・卸電気通信役務の提供又は接続に係るＭＶＮＯとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

16 ＭＮＯにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、ＭＶＮＯから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
・MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）	・MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系 ・MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態 ・MVNOが提供するサービスの原価 ・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画 ・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先
・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる[17]。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

17 なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

２）市場支配的なMNOに係る規律

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第４項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号）。

- **MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号）。**
- **その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。**
- **MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第３０条第３項第３号）。**

（5）ネットワークの輻輳対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

（6）法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た

事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３８条）。

（7）意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[18]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

18　http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

【参考】

本件勧告の契機となった、日本通信とＮＴＴドコモとの間の接続事案（レイヤー２での接続）については、平成１９年１１月に委員会答申を踏まえて総務大臣の裁定が行われ、平成２０年２月に両社の間で基本合意に至った。その後、平成２１年３月に、ＮＴＴドコモより総務大臣に接続料を帯域幅課金とする接続約款の届出がなされ、日本通信は、レイヤー２接続によるサービスを開始した。

日本通信とＮＴＴドコモの接続協議

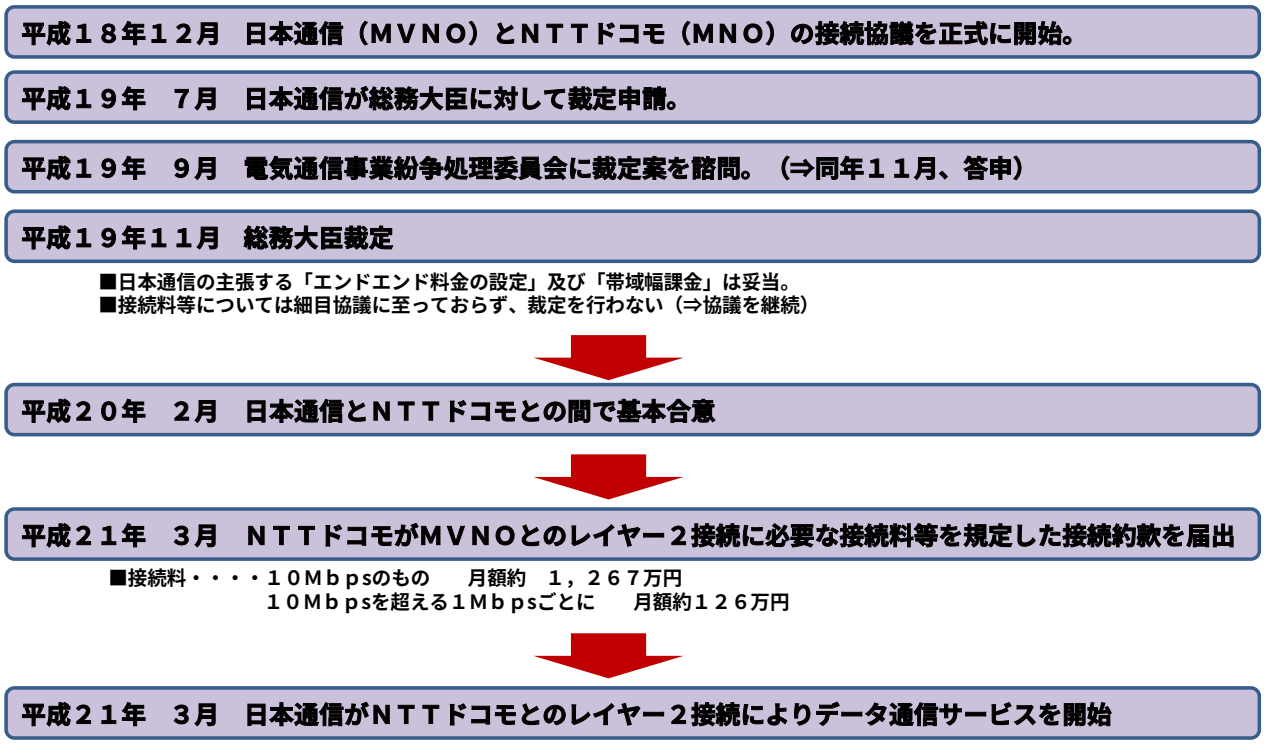

【出典：総務省作成資料より作成】

第２章　「電気通信事業者」相談窓口における相談等

「電気通信事業者」相談窓口において、平成２０年度に４０件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりであり、接続の諾否に関するものが２０件と約５割を占めている。

相談窓口における助言を踏まえ事業者間協議が行われ、複数の事案が解決された。

なお、過去の相談件数については、【資料９】のとおり。

相談窓口では、過去に相談があったが未解決のままの事案や地方説明会等における事業者アンケートで、「協議難航中の案件がある」と回答のあった事案について、フォローアップのための照会を行い、必要に応じ助言等を行った。

相 談 内 容	受 付 件 数
①　接続の諾否	２０件
②　接続に関する費用負担	５件
③　接続協定の細目	０件
④　設備の共用	０件
⑤　卸役務の提供	０件
⑥　接続に必要な設備の設置・保守	０件
⑦　接続に必要な土地・建物・工作物の利用	０件
⑧　接続に必要な情報の提供	０件
⑨　役務提供に関する業務の委託	０件
⑩　役務提供のための設備の利用・運用	２件
⑪　無線局の混信等	１件
⑫　その他	１２件
計	４０件

（注）受付件数には、同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

○　主な相談事例

（ダークファイバの接続拒否に関する相談）

相談者が相手方の中継ダークファイバとの接続を申し込んだところ、その空き芯線がないとして接続を断られた。相談者は、代替手段として、ＷＤＭ

装置の設置を要望したが、相手方からWDM装置の設置が義務化されていない、貸出しの条件が決まっていないなどを理由として、これも断られたため、相談があった。

（ダークファイバの接続拒否に関する相談）

相談者が相手方の中継ダークファイバとの接続を申し込んだところ、その空き芯線がないとして接続を断られた。一方、相談者が空き芯線がないとして接続を断られた区間について、相手方はサービス提供可能であるとして営業活動を行っていることがわかったため、相談があった。

（債権保全措置に関する相談）

相談者は接続相手から債務の履行の担保として預託金を預け入れるよう求められたが、それまでも相談者は接続料の支払を怠ったことはなく、預託金の預け入れを求められる理由がわからないとして、相談があった。

（接続のための設備の事前確認試験に関する相談）

相談者は技術基準を満たす自前の設備を用いて接続を行おうと相手方に申し入れたが、相手方からは、相手方が独自に行う設備の事前確認試験を実施するよう求められたとして、情報提供があった。

（接続に関し提供した情報を他に流用されたことが疑われたとする相談）

相談者は相手方に接続のための事前調査申込みを行った際にいくつか情報を提供したが、相手方がこれらの情報を使って、相談者の予定していたサービス提供先に対し営業活動を行ったことが疑われたため、相談があった。

（ハウジング建物内の通信回線に関する相談）

相談者は相手方のハウジングサービスを利用するに際し、ハウジング建物内の通信回線については他事業者の通信回線の利用を予定していたが、相手方から、相手方の通信回線を利用する必要があると言われたため、相談があった。

おわりに

最後に、平成２０年度の委員会の活動を終えるに当たり、電気通信分野の紛争処理に関して今後留意すべきと考えられる事項について付言する。

・平成２０年度において、あっせん・仲裁の申請はなかったものの、電気通信事業者や事業者団体へのヒアリングやアンケートにおいて、新たな紛争の可能性があることが確認されており、引き続き委員会の認知度・利便性の向上に努めることが重要である。
・平成２０年度において、地方説明会の開催や事業者間協議の状況のヒアリング等を総合通信局及び事業者団体と連携して実施したが、このような取組は委員会の周知や事業者が抱えている課題の把握に有効であり、引き続きこれらとの連携を続けるべきである。
・「電気通信事業者」相談窓口に相談のあった事案の中には、大臣部局において競争ルールの整備・改正を検討している内容に関係するものや総務大臣による行政処分や行政指導による紛争解決になじむ事案もある。相談者の了解を得られる事案については、委員会と大臣部局の間で適切に相談事案の情報を共有すべきである。
・第Ⅱ部第３章「委員会の所掌事務の拡大の検討」で見たとおり、現在、情報通信審議会等において、委員会の所掌事務の拡大が検討されている。今後、具体的な制度を検討するに当たっては、ニーズを適切に把握するとともに、委員会によるあっせん・仲裁手続の利用促進や紛争解決の実効性確保につながる制度整備についても検討することが望まれる（参考になる制度として【資料１０】）。
・現在、委員会の行うあっせん手続には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）に定められているような時効の中断や訴訟手続の中止に関する規定（【資料１１】）がないが、上記の制度改正を行う場合にはこれらの規定を設けることを併せて検討すべきである。

これらの事項については、平成２１年度以降の委員会の活動において、対応を検討していくが、大臣部局の政策展開に際しても留意されることが望まれる。

【資料編】

資料１　過去の委員及び特別委員の任命状況

資料２　委員会のこれまでの開催状況

資料３　電気通信の現状

資料４　電気通信紛争処理用語集

資料５　無線局紛争処理のパンフレット

資料６　委員会広報用パンフレット

資料７　紛争処理事例の内容別一覧

資料８　委員会ウェブサイトの改善

資料９　委員会発足以来の紛争処理件数

資料１０　ＡＤＲの利用促進や紛争解決の実効性を確保する上で参考となる制度の例

資料１１　時効の中断及び訴訟手続きの中止に関する参照条文

資料１２　電気通信事業紛争処理委員会の概要

資料１３　各国の電気通信事業者間の紛争処理制度の比較

資料１４　電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

資料　1

過去の委員及び特別委員の任命状況

1　委員

氏　　名	職　　業	在任期間
香城　敏麿（こうじょう　としまろ）	獨協大学法科大学院教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 19 年　2 月 14 日
田中　建二（たなか　けんじ）	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 19 年 11 月 29 日
森永　規彦（もりなが　のりひこ）	広島国際大学工学部長	同上
吉岡　睦子（よしおか　むつこ）	弁護士	同上

※　職業については、在任期間中のものである。

2　特別委員

氏　　名	職　　業	在任期間
東海　幹夫（とうかい　みきお）	青山学院大学経営学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 14 年 12 月 25 日
藤本　博史（ふじもと　ひろふみ）	裁判官	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 17 年 10 月　7 日
濱谷　和生（はまたに　かずお） （土佐（とさ）） （注）「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 17 年 11 月 29 日
浅井　澄子（あさい　すみこ）	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 19 年 11 月 29 日
藤原　宏高（ふじわら　ひろたか）	弁護士	同上
尾畑　裕（おばた　ひろし）	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 15 年　1 月　8 日～ 平成 19 年　1 月　7 日 平成 19 年　2 月 16 日～ 平成 19 年 11 月 29 日
和久井 理子（わくい　まさこ）	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成 17 年 11 月 30 日～ 平成 19 年 11 月 29 日

※　職業については、在任期間中のものである。

尾畑裕特別委員は、平成 19 年 11 月 30 日に委員に任命されている。

資料 2

委員会のこれまでの開催状況

会合	日付	議題等
第 1 回	平成 13 年 11 月 30 日	1 片山総務大臣挨拶 2 委員長及び委員長代理の選出 3 電気通信事業紛争処理委員会関係法令等についての事務局説明 4 電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成 13 年委員会決定第 1 号)の決定 5 斡旋委員及び仲裁委員になり得る者の指定 6 紛争処理のための手続等に関する便覧の承認 7 その他
第 2 回	平成 13 年 12 月 25 日	1 小坂総務副大臣挨拶 2 接続に関する論点の検討 3 その他
第 3 回	平成 14 年 1 月 10 日	1 斡旋委員の指名(平成 13 年(争)第 1 号) 2 その他
第 4 回	平成 14 年 1 月 22 日	1 佐田総務副大臣挨拶 2 公正競争市場の在り方等についての事業者等からのヒアリング 3 その他
第 5 回	平成 14 年 2 月 1～4 日	斡旋委員の指名(平成 14 年(争)第 1 号)
第 6 回	平成 14 年 2 月 15 日	斡旋委員の指名(平成 14 年(争)第 2 号～第 5 号)
第 7 回	平成 14 年 2 月 18 日	1 施設見学 2 その他
第 8 回	平成 14 年 2 月 26 日	1 斡旋委員の指名(平成 14 年(争)第 5 号(追加)、第 6 号) 2 終了案件の報告 3 総務大臣への勧告 4 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成 14 年委員会決定第 1 号) 5 その他
第 9 回	平成 14 年 3 月 22 日	1 終了案件の報告 2 年次報告(案)審議 3 電気通信事業における競争政策の取り組み(総合通信基盤局からのヒアリング) 4 欧州調査結果報告 5 その他
第 10 回	平成 14 年 4 月 18 日	1 ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての諮問、審議 2 終了・打切り案件の報告 3 平成 14 年(争)第 2 号事件における斡旋案の公開について 4 平成 13 年度年次報告(案)の審議 5 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について

会合	日付	議題等
第 11 回	平成 14 年 4 月 19 日	1　平成 13 年度年次報告(総務大臣への報告) 2　ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての審議 3　紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 4　電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集 5　勧告への対応について(総合通信基盤局からの説明) 6　公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインについて(総合通信基盤局からの説明) 7　米国調査結果報告 8　その他
第 12 回	平成 14 年 5 月 1～2 日	斡旋委員の指名(平成 14 年(争)第 7 号、第 8 号)
第 13 回	平成 14 年 5 月 17 日	1　終了案件の報告 2　電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての事業者からのヒアリング 3　その他
第 14 回	平成 14 年 6 月 17 日	1　勧告への対応について 2　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3　その他
第 15 回	平成 14 年 6 月 21 日	1　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 2　その他
第 16 回	平成 14 年 6 月 25 日	1　電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集結果に対する当委員会の考え方について 2　電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成 14 年委員会決定第 2 号)
第 17 回	平成 14 年 7 月 5 日	1　平成 14 年(争)第 9 号他の斡旋申請受理の報告 2　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3　その他
第 18 回	平成 14 年 7 月 9 日	斡旋委員の指名(平成 14 年(争)第 9 号－第 23 号)
第 19 回	平成 14 年 7 月 19 日	1　平成電電株式会社から総務大臣への裁定申請についての報告 2　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3　その他
第 20 回	平成 14 年 7 月 26 日	1　終了案件の報告 2　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 3　その他
第 21 回	平成 14 年 7 月 30 日	1　電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 2　その他

会合	日付	議題等
第 22 回	平成 14 年 8 月 9 日	1　情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」について(総合通信基盤局からの説明) 2　情報通信審議会電気通信事業部会「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料の算定の在り方について」の答申草案について(総合通信基盤局からの説明) 3　その他
第 23 回	平成 14 年 9 月 13 日	1　施設見学 2　その他
第 24 回	平成 14 年 9 月 20 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 25 回	平成 14 年 10 月 4 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 26 回	平成 14 年 10 月 11 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 27 回	平成 14 年 10 月 17 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 28 回	平成 14 年 10 月 31 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 29 回	平成 14 年 11 月 5 日	1　電気通信事業法第 39 条第 3 項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定について 2　米国連邦通信委員会との情報交換についての報告 3　その他
第 30 回	平成 14 年 12 月 6 日	1　加藤総務副大臣挨拶 2　平成電電株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等 9 社への裁定等について 3　発足後 1 年間の実績について 4　紛争処理のための手続等に関する便覧の再訂について 5　その他
第 31 回	平成 15 年 1 月 8 日	斡旋委員及び仲裁委員になり得る者の指定
第 32 回	平成 15 年 1 月 31 日	1　有冨総合通信基盤局長挨拶 2　勧告(平成 14 年電委第 115 号)への対応について（総合通信基盤局らの説明) 3　事務局の機構・定員要求結果(平成 15 年度)についての報告 4　その他
第 33 回	平成 15 年 2 月 10 日	電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成 15 年委員会決定第 1 号)

会合	日付	議題等
第 34 回	平成 15 年 3 月 7 日	1　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案について(総合通信基盤局からの説明) 2　仲裁法案の概要についての報告 3　平成 15 年(争)第 1 号事件の主な経過の報告 4　インド電気通信紛争処理・上訴裁判所のワドワ委員長他の来訪についての報告 5　その他
第 35 回	平成 15 年 4 月 11 日	1　平成 14 年度年次報告(案)の審議 2　総務大臣の裁定(平成 14 年総基料第 446 号)を受けた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等 9 社の接続約款の変更についての報告 3　競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 4　その他
第 36 回	平成 15 年 4 月 25 日	1　平成 14 年度年次報告(総務大臣への報告) 2　公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの第 2 次改正について(総合通信基盤局からの説明) 3　競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 4　その他
第 37 回	平成 15 年 5 月 16 日	1　施設見学 2　その他
第 38 回	平成 15 年 6 月 6 日	1　競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について 2　ソフトバンクBB株式会社から総務大臣への接続命令申立てについての報告 3　新しい仲裁手続について 4　その他
第 39 回	平成 15 年 6 月 17 日	斡旋委員の指名(平成 15 年(争)第 2 号)
第 40 回	平成 15 年 6 月 20 日	1　『競争環境の変化と電気通信事業者間紛争』の公表について 2　料金設定の在り方に関する研究会報告書について(総合通信基盤局からの説明) 3　情報通信審議会におけるDSLスペクトル管理に関する検討状況について(総合通信基盤局からの説明) 4　平成 15 年(争)第 2 号事件の現在までの主な経過の報告 5　その他
第 41 回	平成 15 年 7 月 16 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について(総合通信基盤局からの説明) 2　英国情報通信事情の報告 3　選択中継接続による携帯電話着信通話に関して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが公表した提供条件等についての報告 4　終了案件(平成 15 年(争)第 2 号)の報告 5　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 6　その他
第 42 回	平成 15 年 7 月 29 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2　その他

会合	日付	議題等
第 43 回	平成 15 年 8 月 6 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2　その他
第 44 回	平成 15 年 8 月 12 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2　その他
第 45 回	平成 15 年 8 月 13 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 2　その他
第 46 回	平成 15 年 8 月 20 日	1　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について 2　その他
第 47 回	平成 15 年 10 月 3 日	1　麻生総務大臣挨拶 2　電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の制定について 3 「新しい電気通信事業仲裁手続－仲裁法の制定に伴う電気通信事業仲裁手続の改正について－」の作成について 4　電気通信事業法第 39 条第 1 項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった件に関し総務大臣が行った接続命令についての報告 5　その他
第 48 回	平成 15 年 11 月 21 日	1　田端総務副大臣挨拶 2　紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 3　競争評価の実施について(総合通信基盤局からの説明) 4　その他
第 49 回	平成 16 年 1 月 29 日	1　KDDI株式会社への業務改善命令についての総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2　KDDI株式会社への業務改善命令についての審議 3　その他
第 50 回	平成 16 年 2 月 4 日	1　KDDI株式会社への業務改善命令について 2　その他
第 51 回	平成 16 年 3 月 15 日	1　KDDI株式会社への業務改善命令についての報告(総合通信基盤局からの説明) 2　改正電気通信事業法施行に伴う省令改正等について(総合通信基盤局からの説明) 3　改正電気通信事業法施行に伴う審議事項の変更について 4　電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正について 5　紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 6　斡旋・仲裁手続のオンライン化について 7　その他
第 52 回	平成 16 年 4 月 21 日	1　固定電話発携帯電話着の料金について(総合通信基盤局からの説明) 2　平成 15 年度年次報告について 3　その他
第 53 回	平成 16 年 6 月 25 日	1　仲裁案件についての報告 2　電気通信事業紛争処理委員会のADR機能について(業績評価と課題) 3　その他

会合	日付	議題等
第 54 回	平成 16 年 7 月 28 日	1　施設見学 2　その他
第 55 回	平成 16 年 9 月 3 日	斡旋委員の指名(平成 16 年(争)第 3 号・第 4 号)
第 56 回	平成 16 年 9 月 17 日	1 「電気通信事業紛争処理委員会第 1 期 3 年間を総括して---ADR機能の更なる改善に向けて---」について 2　テレビ会議の利用について 3　韓国電気通信事情について 4　その他
第 57 回	平成 16 年 10 月 21～ 23 日	韓国電気通信事情調査
第 58 回	平成 16 年 11 月 30 日	1　麻生総務大臣挨拶 2　山本総務副大臣挨拶 3　終了案件についての報告 4　意見公募の結果と規則改正 5　韓国視察結果の取りまとめ 6　その他
第 59 回	平成 16 年 12 月 22 日	斡旋委員の指名(平成 16 年(争)第 5 号・第 6 号)
第 60 回	平成 17 年 2 月 24 日	1　終了案件についての報告 2　その他
第 61 回	平成 17 年 3 月 31 日	1　平成 16 年度年次報告(案)について 2　諸外国の紛争処理制度の比較について 3　その他
第 62 回	平成 17 年 4 月 18 日	あっせん委員の指名(平成 17 年(争)第 1 号)
第 63 回	平成 17 年 4 月 25 日	1　平成 16 年度年次報告について 2　接続料等に関する最近の動向について(総合通信基盤局からの説明) 3　報告書「諸外国の紛争処理制度の比較」について 4　我が国における紛争処理制度の近状について 5　その他
第 64 回	平成 17 年 6 月 6 日	議事録等の開示について
第 65 回	平成 17 年 7 月 11 日	あっせん委員の指名(平成 17 年(争)第 2 号・第 3 号)
第 66 回	平成 17 年 10 月 26 日	1　終了案件についての報告 2　一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況について 3　紛争処理のための手続等に関する便覧の訂正について 4　その他 5　終了案件についての報告

会合	日付	議題等
第 67 回	平成 17 年 12 月 5 日	1　竹中総務大臣挨拶 2　菅総務副大臣挨拶 3　NTTグループ中期経営戦略について(総合通信基盤局からの説明) 4　IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) 5　その他
第 68 回	平成 18 年 3 月 29 日	1　平成 17 年度年次報告(案) 2　その他
第 69 回	平成 18 年 4 月 19 日	平成 17 年度年次報告(案)について
第 70 回	平成 18 年 5 月 31 日	1　電気通信事業分野における競争状況の評価結果(案)について(総合通信基盤局らの説明) 2　今後の紛争処理の在り方について 3　その他
第 71 回	平成 18 年 7 月 12 日	1　次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について(総合通信基盤局らの説明) 2　MVNO をめぐる検討状況について(総合通信基盤局らの説明) 3　今後の紛争処理の在り方について 4　その他
第 72 回	平成 18 年 8 月 11 日	あっせん委員の指名(平成 18 年(争)第 1 号から第 14 号)
第 73 回	平成 18 年 9 月 26 日	1　新競争促進プログラム 2010 について(総合通信基盤局からの説明) 2　電気通信事業における紛争処理等の将来像等について 3　委員会の当面の活動について 4　その他 5　相談窓口に寄せられた相談等について
第 74 回	平成 19 年 2 月 14 日	委員長及び委員長代理の選出について
第 75 回	平成 19 年 2 月 19 日	あっせん委員の指名(平成 18 年(争)第 1 号から第 14 号)
第 76 回	平成 19 年 3 月 19 日	1　平成 18 年度年次報告(案)について 2　電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて(総合通信基盤局からの説明) 3　その他 4　現在取り扱い中のあっせん事件について
第 77 回	平成 19 年 4 月 4 日	あっせん申請のあった事件の取扱い(平成 19 年(争)第 1 号・第 2 号)
第 78 回	平成 19 年 4 月 20 日	1　平成 18 年度年次報告(案)について 2　電気通信事業の最近の動向についての意見交換(MVNO 等について有識者からの説明) 3　その他 4　終了事件についての報告

会合	日付	議題等
第 79 回	平成 19 年 6 月 28 日	1　紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について 2　電気通信事業分野における競争状況の評価について （総合通信基盤局からの説明） 3　新競争促進プログラム 2010 の進捗状況について （総合通信基盤局からの説明） 4　その他
第 80 回	平成 19 年 9 月 21 日	1　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の諮問(総合通信基盤局からの説明) 2　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 3　その他
第 81 回	平成 19 年 10 月 12 日	1　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 82 回	平成 19 年 10 月 19 日	1　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 83 回	平成 19 年 10 月 30 日	1　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 2　その他
第 84 回	平成 19 年 11 月 22 日	1　電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議(総務大臣への答申及び勧告の決定) 2　その他
第 85 回	平成 19 年 12 月 4 日	1　増田総務大臣及び佐藤総務副大臣挨拶 2　委員長及び委員長代理の選任 3　新委員長の挨拶 4　日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について(総合通信基盤局からの説明) 5　あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 6　委員会の活動について（電気通信事業紛争処理委員会の活動について 6 年間の実績と今後の取組み） 7　その他
第 86 回	平成 20 年 2 月 1 日	1　施設見学(電波干渉対策基地局、NGN 関係施設等) 2　その他
第 87 回	平成 20 年 2 月 25 日	1　無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について（総合通信基盤局からの説明） 2　電気通信事業分野における最近の競争政策について（総合通信基盤局からの説明） 3　委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況 4　電波干渉調整の実務について（電気通信事業者からの説明） 5　その他
第 88 回	平成 20 年 3 月 18 日	1　無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）及び「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成について 2　平成19年度年次報告（案）の審議 3　東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について（渕上委員からの説明） 4　その他

会合	日付	議題等
第 89 回	平成 20 年 4 月 25 日	1　平成19年度年次報告(案)の審議 2　次世代ネットワークに係る接続ルール等について(総合通信基盤局からの説明) 3　携帯電話プラットフォームの研究(京都大学大学院経済学研究科　依田高典教授からの説明) 4　その他
第 90 回	平成 20 年 6 月 17 日	1　電波政策の動向について(総合通信基盤局からの説明) 2　無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について 3　その他 4　「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例
第 91 回	平成 20 年 7 月 29 日	施設視察 (ブロードバンド等固定通信設備、携帯電話設備)
第 92 回	平成 20 年 10 月 31 日	1　鳩山総務大臣挨拶 2　「電気通信事業分野における競争状況の評価2007の概要等(総合通信基盤局からの説明) 3　「市場支配的事業者に対する競争法による規制　プライススクイーズの事例を手がかりにして」(若林特別委員からの説明) 4　「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について 5　その他
第 93 回	平成 20 年 11 月 28 日	1　最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について(電気通信事業者からの説明) 2　その他
第 94 回	平成 21 年 1 月 26 日	1　ブロードバンド政策の最近の動向(総合通信基盤局からの説明) 2　その他 3　最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について (1)社団法人テレコムサービス協会 (2)社団法人日本インターネットプロバイダー協会 4　「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた最近の主な相談事例
第 95 回	平成 21 年 3 月 25 日	1　アンバンドル問題:再考(慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授からの説明) 2　裁判外紛争解決手続の規律(長谷部特別委員からの説明) 3　平成 20 年度年次報告(案)の審議 4　その他

資料　3

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

TBDSC

電気通信の現状

目次

1　電気通信事業の現状
2　電気通信事業に関する規律
3　電気通信事業の動向
4　電気通信事業の競争政策の動向
5　電波利用の現状と政策の動向

平成２１年３月
電気通信事業紛争処理委員会
事務局

1　電気通信事業の現状

１－１　電気通信事業者数の推移

昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成21年1月1日現在、約1万5千社が参入。その大半（約98％）は届出電気通信事業者。

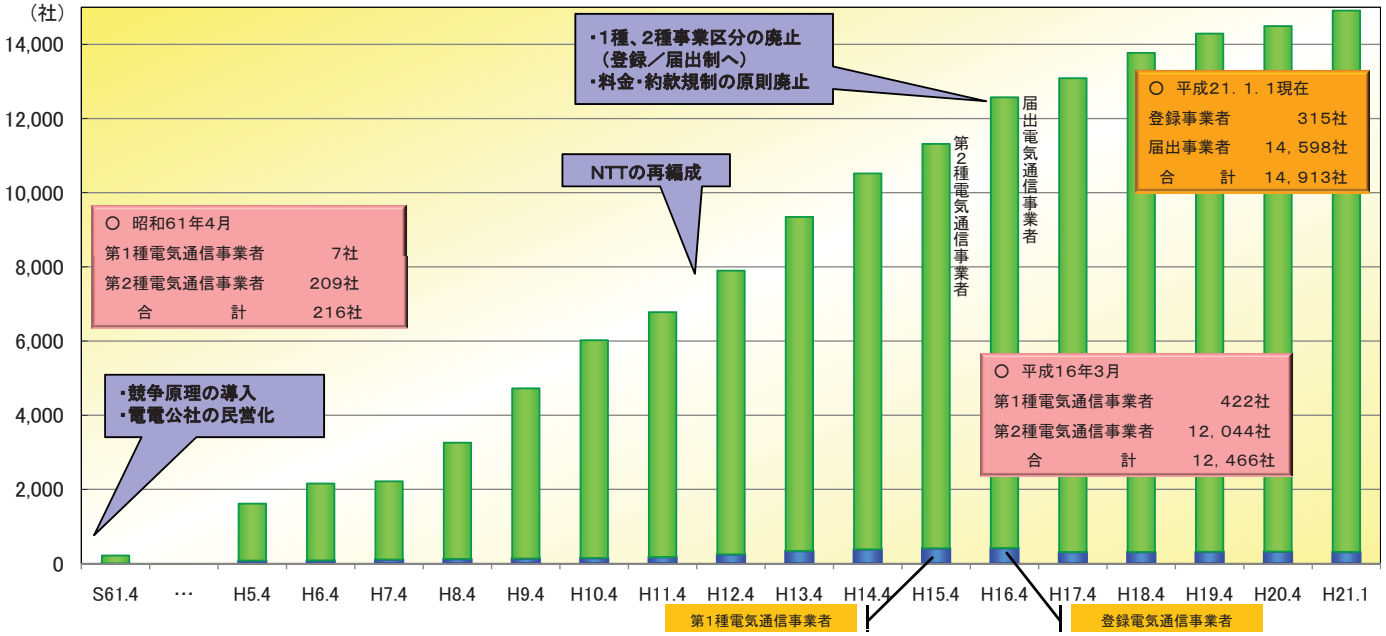

（注）登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模（端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの）以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

１－２　国内の電気通信業界の主な変遷

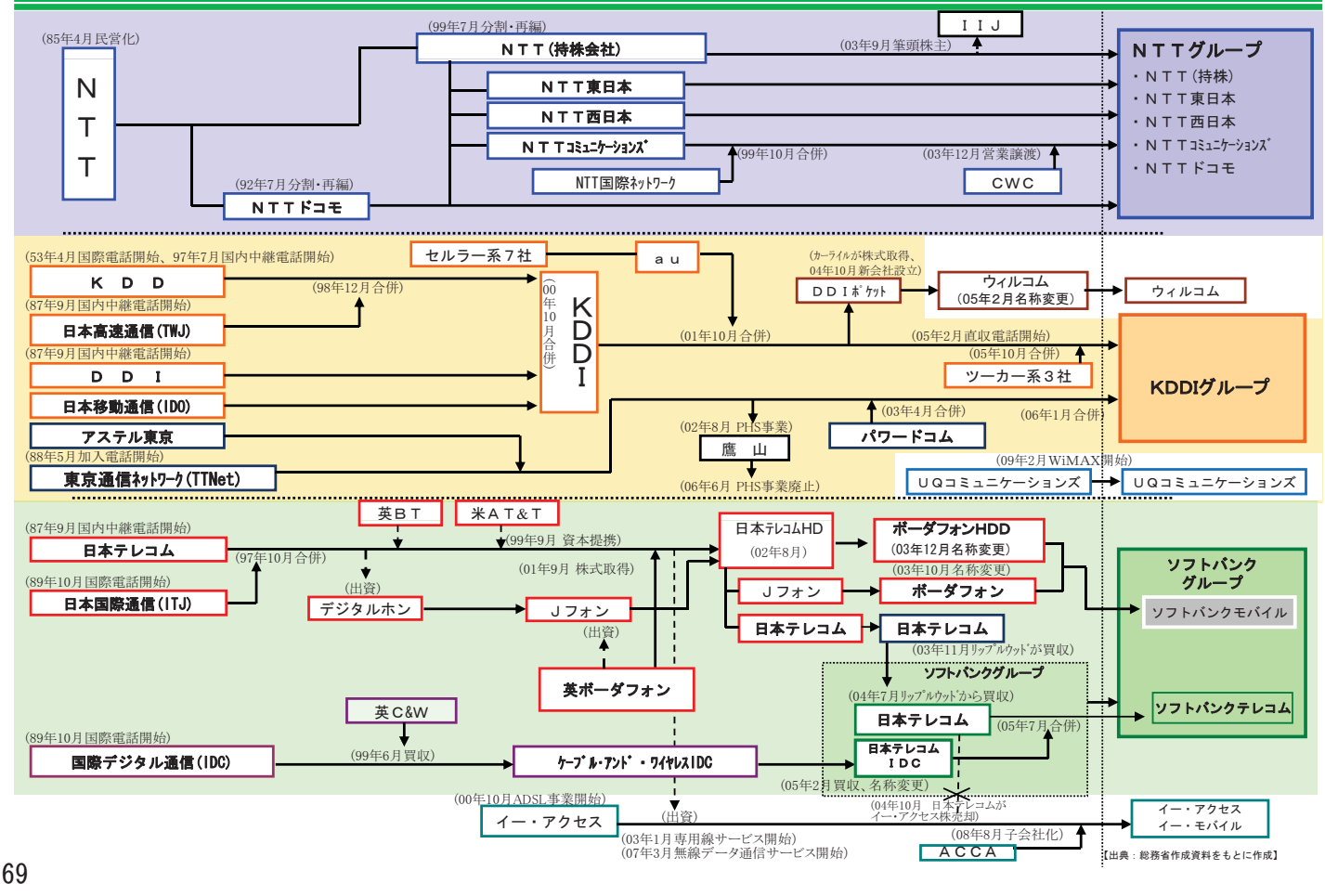

１－３　電気通信サービスの契約数の推移

- 移動電話の加入者数は、2000年11月に固定電話の加入者数を逆転。2007年3月末には1億を超え、固定電話の2倍以上となった。
- 2008年12月末でブロードバンドの契約数は3千万を超え、約3,011万となった。
- IP電話の利用数は約1,958万に増加。なお、0AB～J-IP電話の利用数が050-IP電話の利用数を超えた。

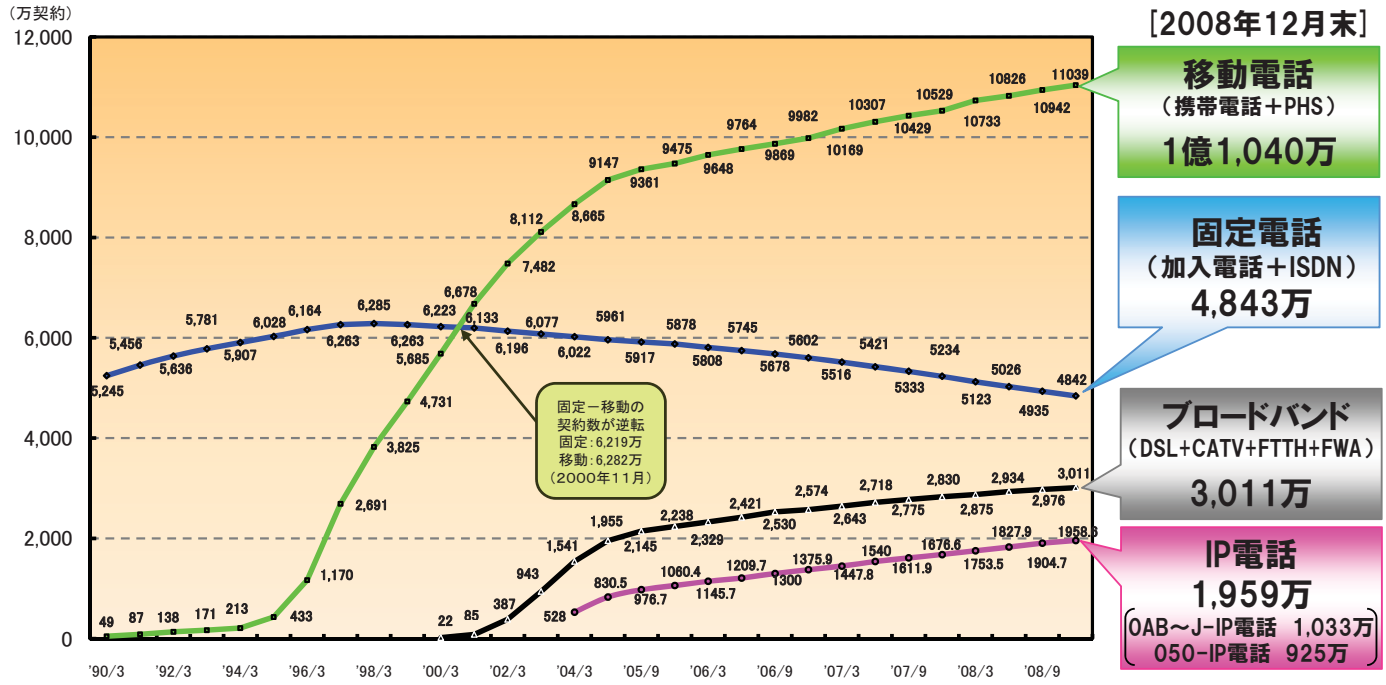

注：2004年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数又は契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数又は契約数を集計。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】 4

１－４　音声通信トラヒックの推移

- 電気通信サービスに係る音声通信のトラヒックは減少傾向。
- 平成19年度は、平成12年度と比較すると、総通信回数が約19％減少、総通信時間が約40％減少。

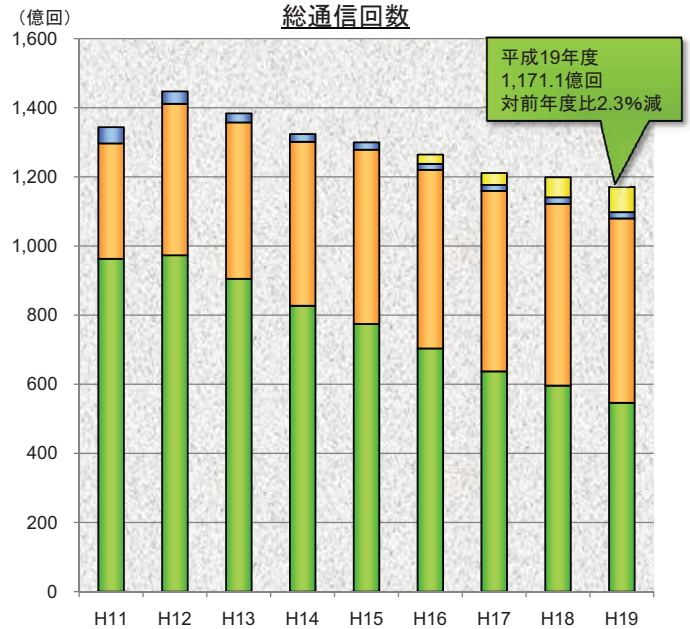

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
IP電話発信回数						27.0	34.7	58.0	72.9
PHS発信回数	46.9	35.9	26.2	22.2	21.3	17.2	17.0	18.9	18.2
携帯発信回数	333.9	438.3	452.4	474.5	504.4	516.8	522.3	526.0	533.6
固定発信回数	963.1	973.3	905.3	827.2	774.4	703.7	637.3	596.2	546.3

※　固定は加入電話、公衆電話及びISDNの合計

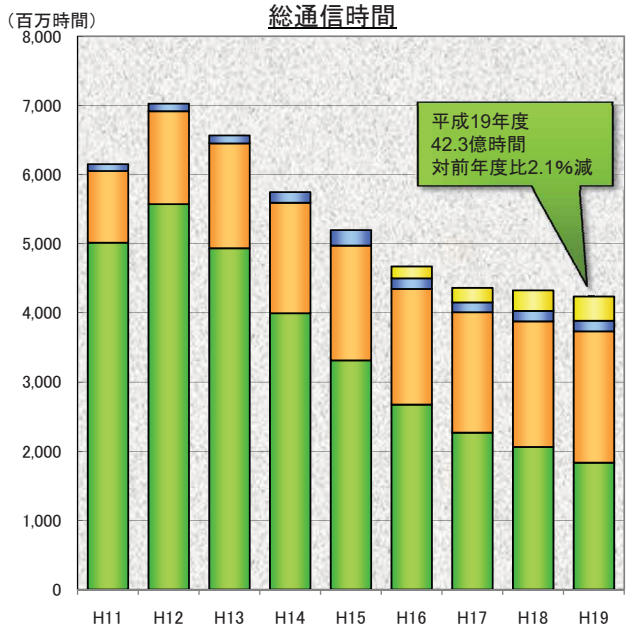

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
IP電話発総通信時間						172	210	297	350
PHS発総通信時間	99	110	115	154	225	153	142	151	153
携帯発総通信時間	1,036	1,343	1,516	1,598	1,659	1,672	1,741	1,816	1,899
固定発総通信時間	5,016	5,573	4,935	3,995	3,314	2,675	2,269	2,062	1,835

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

１－５　我が国のインターネットトラヒックの推移

- **2008年11月時点の我が国のブロードバンド契約者のダウンロードトラヒック総量は推定で990Gbps。この1年で約1.2倍（21.6%増）となった。**

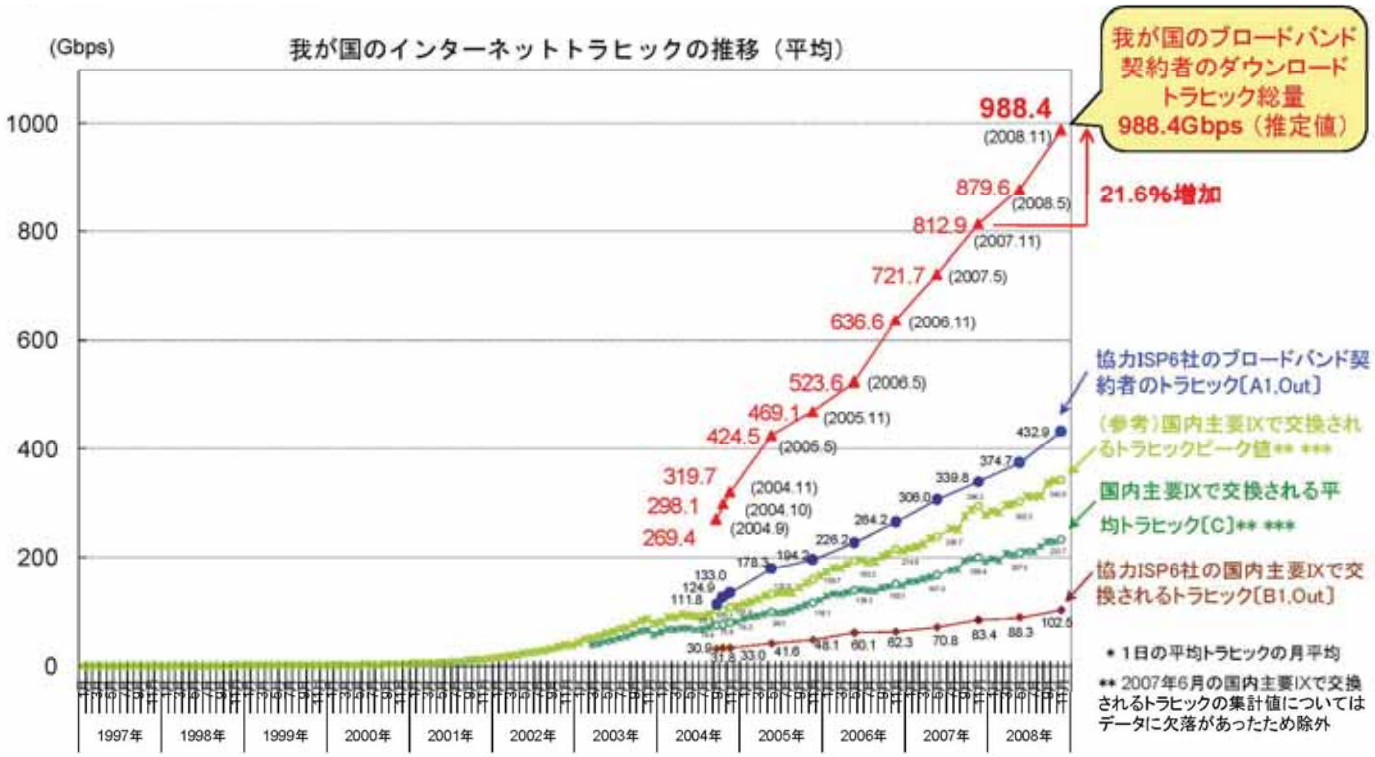

【出典：総務省作成資料】

１－６　ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

- **2008年12月末でブロードバンドの加入数は3，011万となった。**
- **FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は2006年4月以降減少に転じ、2008年6月末にはFTTH加入数がDSL加入数を初めて上回った。**

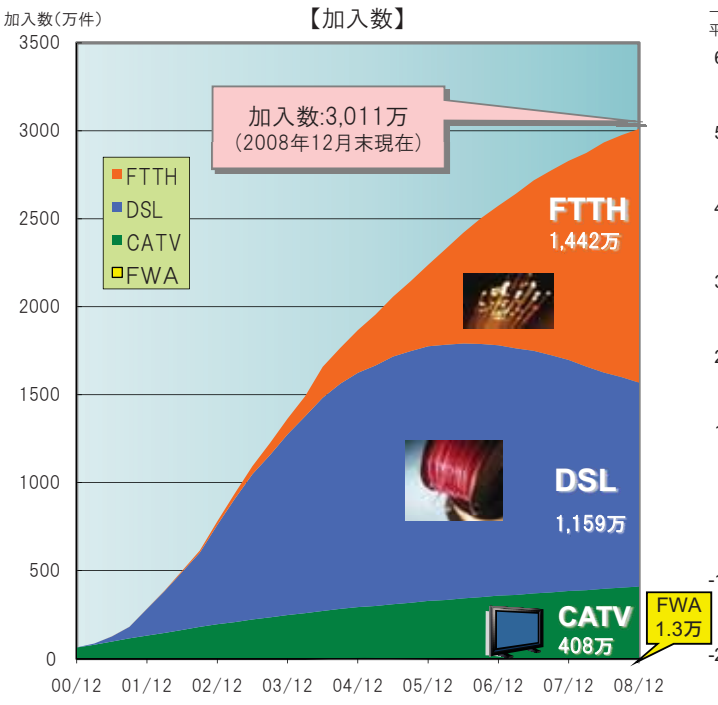

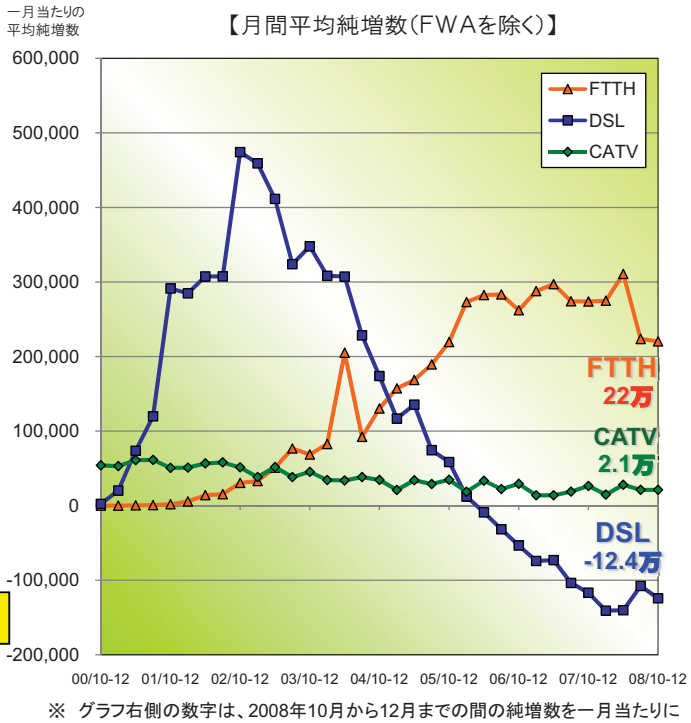

※　グラフ右側の数字は、2008年10月から12月までの間の純増数を一月当たりに平均した数。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

１－７　国内電気通信市場の規模（平成１９年度）

主要な電気通信事業者の平成19年度の売上高合計は約16兆円
- **昭和60年度の約3倍に拡大しているが、近年は減少傾向**
- **うちNTTが約9兆8，000億円を占める。**

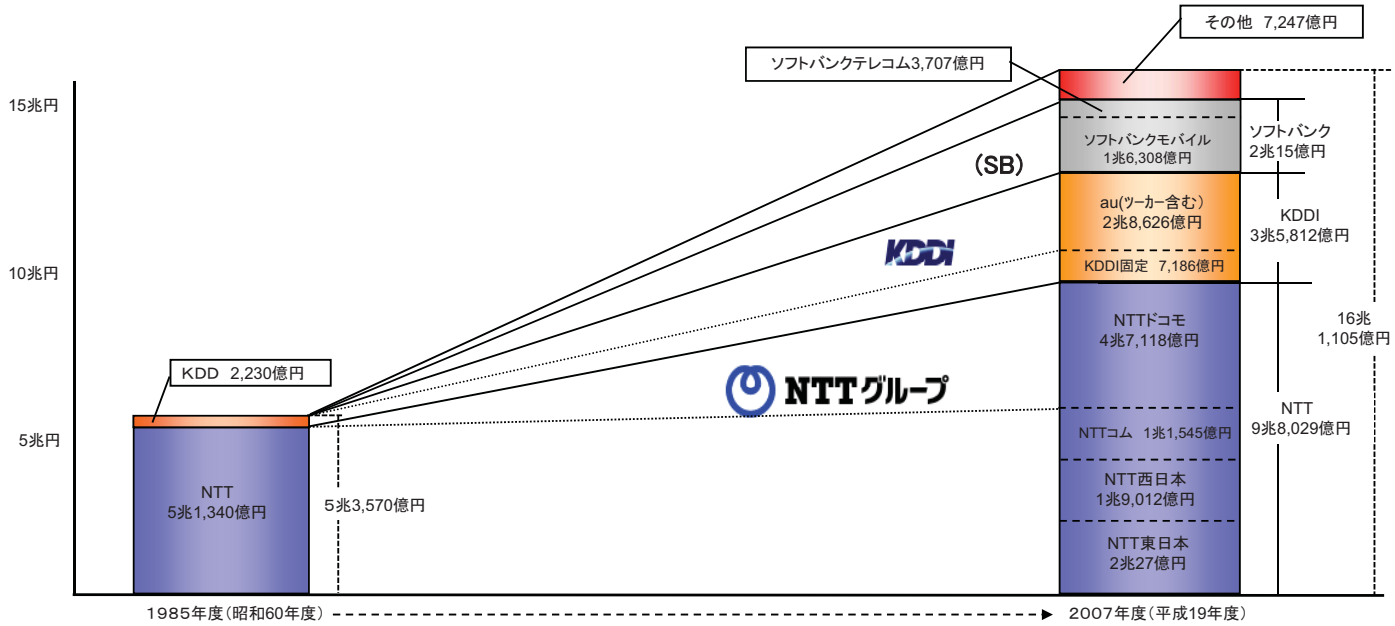

注1　基礎的電気通信役務を提供する事業者等が電気通信事業会計規則に基づき提出する財務諸表(総売上高)、認定電気通信事業者が電気通信事業会計規則に基づき提出する会計報告(電気通信事業及び電気通信事業以外の事業の営業収益の合計額)により作成。
注2　NTTドコモの売上高及びKDDIの固定・auのセグメント別の売上高並びにソフトバンクテレコム及びソフトバンクモバイルの売上高は、決算短信により作成。

(参考)その他の主な事業者・・・ウィルコム(2,540億円)、　J-COMグループ(987億円)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

１－８　携帯電話の普及

- **携帯電話加入数は、2007年12月に1億加入を超え、2009年1月末では約1億609万加入となった。**
- **携帯電話加入数全体に占める第3世代携帯電話の加入数は、2009年1月末で91．3%、インターネット接続の加入数は85．1%。**

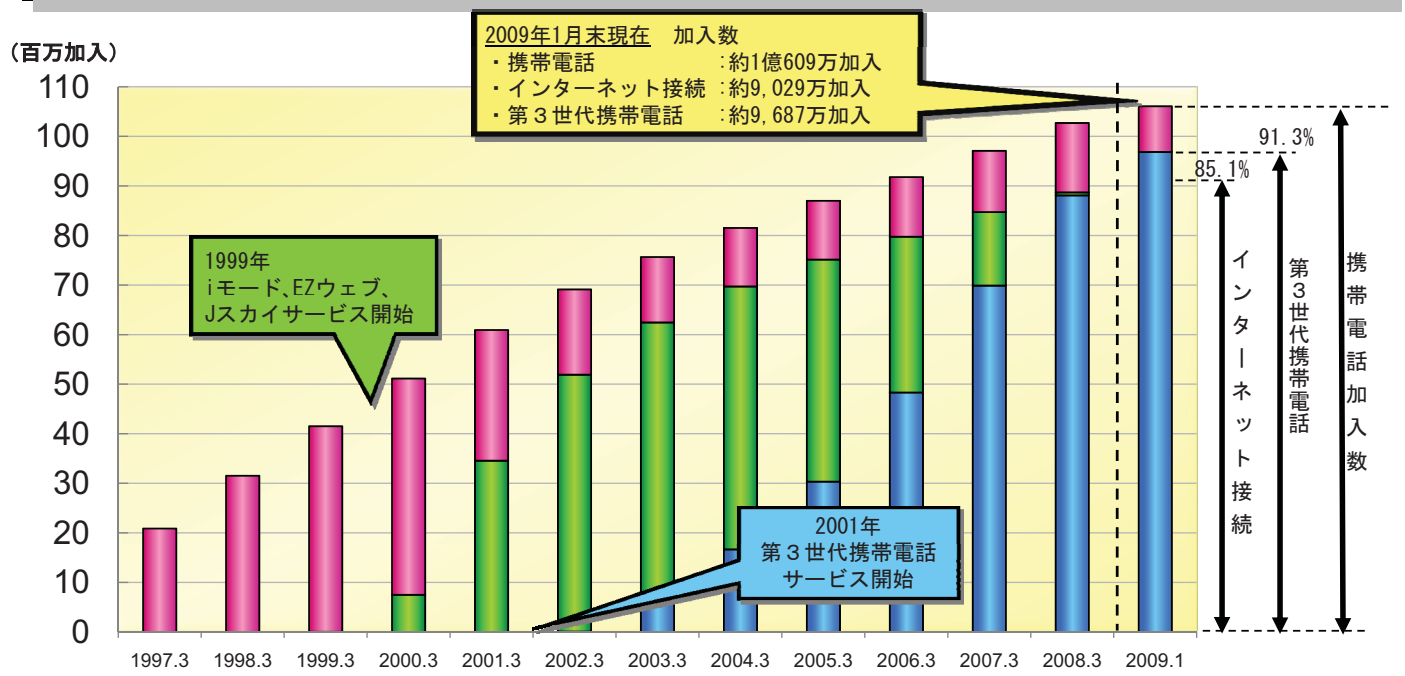

(注)数値は(社)電気通信事業者協会調べによる

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

１－９　NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移

- NTT東西の加入電話（NTT加入電話、直収電話、0ABJ－IP電話、CATV電話の合計）のシェアは減少傾向が続いているが、IP電話全体（0ABJ－IP電話、050－IP電話）ではシェアを伸ばしている。
- NTTドコモの携帯電話・PHSのシェアは平成20年3月末以降過半数を割り込んでいる。
- NTT東西のDSLのシェアが減少している一方、FTTHの増加によりブロードバンド全体で増加傾向が続いている。

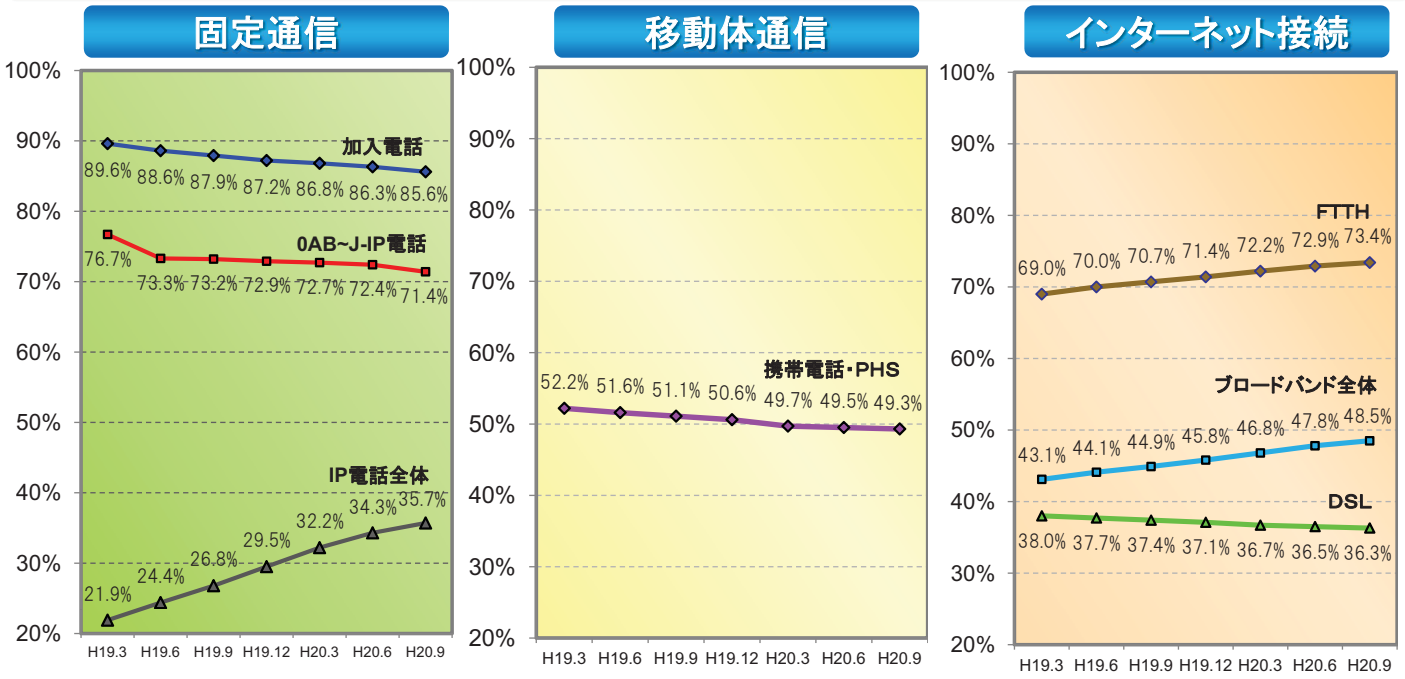

注）・0ABJ－IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア
・ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。

【出典：総務省報道資料をもとに作成】

１－10　市場集中度とＮＴＴグループのシェア（電気通信事業分野における競争状況の評価２００７より）

- 特に固定電話の加入部分、中継電話、IP電話、携帯電話・PHS、ADSL、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。
- 市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。FTTHのシェア急増が顕著（前年度比　約4%増）。

領域	主な画定市場（部分市場を含む）		07年度の評価結果	
			市場集中度（HHI）	NTTグループのシェア
固定電話	固定電話（加入）	（NTT加入電話、直収電話、CATV電話、0ABJ－IP電話における加入部分）	7676 ↓	87.3% ↓
	中継電話	（NTT加入電話、直収電話、CATV電話、0ABJ－IP電話の通話部分）	市内 3189 ↓	市内 76.2% →
			県内市外 2928 ↓	県内市外 73.6% →
			県外 4259 ↓	県外 72.1% →
			国際 3243 ↓	国際 63.7% ↑
	050－IP電話		3261 →	31.1% →
移動体通信	携帯電話・PHS		3651 ↓	50.6% ↓
インターネット接続	ブロードバンド		2551 ↑	46.3% ↑
		ADSL	3053 →	37.1% ↓
		FTTH	5331 ↑	71.4% ↑
		CATVインターネット	1159 ↑	－
	ISP		1554 ↓	29.5% ↑
法人向けネットワークサービス	WANサービス		2232 ↑	69.0% ↓
	専用サービス		8551 ↑	96.1% ↑

（※）市場集中度を示すハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）は、0（完全競争）～10000（完全独占）の値をとり、10000に近づくほど市場集中度が高いことを示す指数である。この指数の評価については、日本の公正取引委員会では、企業合併後のHHIが1500以下の場合は「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」、HHIが2500以下の場合（かつ市場シェアが35%以下の場合）は「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」としている。

（注1）市場集中度指数の算出にあたっては、全国レベルではNTT東西を1者とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている（ただし、ブロードバンド・ISPにおいてはソフトバンクグループ、J：COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J：COMグループ、JCNグループを、FTTHにおいては電力系事業者をそれぞれ1者とみなしている）。「NTTグループのシェア」のうち、050－IP電話はNTTコミュニケーションズ、ADSL・FTTHは、NTT東西のシェア、専用サービスはNTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTT－MEのシェア。なお、固定電話、移動体通信及びインターネット接続は当該年度の12月時点、中継電話は当該年度の3月時点、WANサービスは9月時点、専用サービスは前年度の3月時点のデータ。

（注2）表中の矢印（↓↑→）は昨年度値との比較を示す。

【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2007（H20.9.5公表）をもとに作成】

1－11　料金の低廉化

①市外通話（東京－大阪間）

（平日昼間3分間、税抜き額）

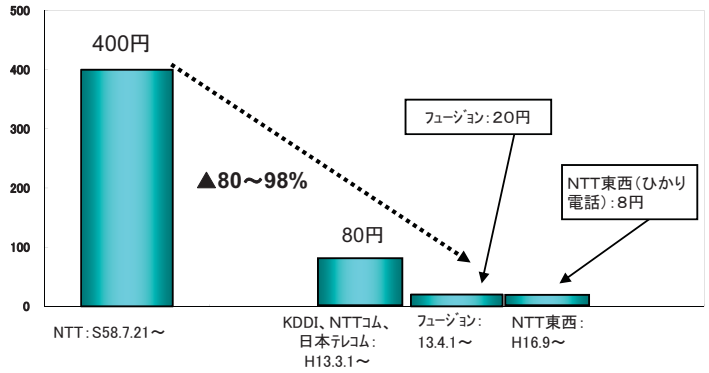

②市内通話

（H20．4．1現在）
（平日昼間3分間、税抜き額）

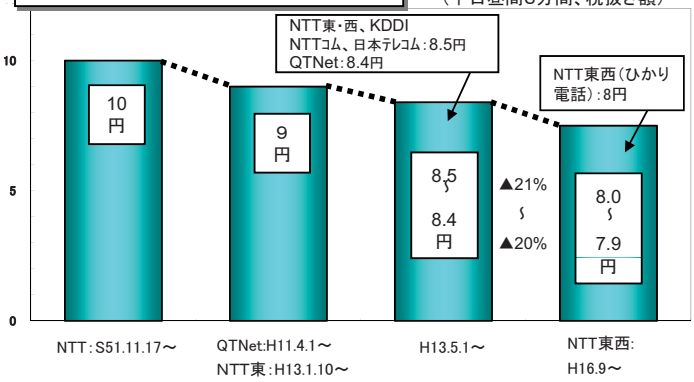

③国際通話（日米間）

（平日昼間3分間）

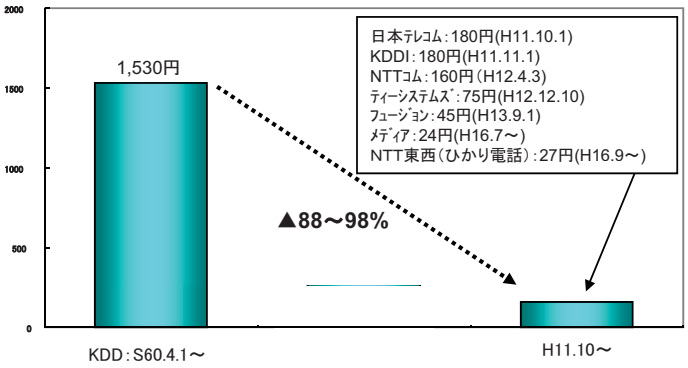

④携帯電話（800MHzデジタル方式）（NTTドコモの場合）

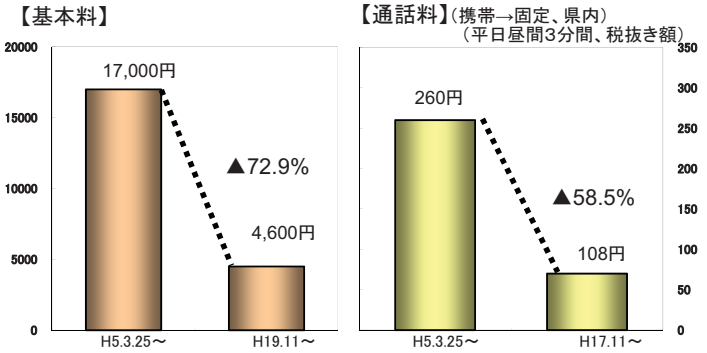

（注）基本料、通話料はタイプS

【出典：第73回（H18．9．26）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

1－12　多様化する料金体系

■通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- ●2001年　ソフトバンク　ADSLで定額制プラン開始（2,830円/月）
- ●2001年　有線ﾌﾞﾛｰﾄﾞﾈｯﾄﾜｰｸｽ　FTTHで定額制プラン開始（5,800円/月）
- ●2005年　ウィルコム　PHSで定額制プラン開始（2,900円/月　【ウィルコム間通話】及び電子メール）
- ●2007年　NTTドコモ　PC向けパケット定額プラン開始（送受信最大64kbps：4,200円/月、受信最大3.6Mbps：50万パケットまで4,200円/月　等）
- ●2007年　au　PC向けパケット定額プラン開始（受信最大3.1Mbps：7万2千パケットを超えた時点から定額（5,985円/月　等））
- ●2008年　イー・モバイル　携帯電話で定額制プラン開始（1,980円/月【イー・モバイル間通話・ショートメッセージ（自社サービスエリア内）】）

■無料とする料金体系（従量制⇒無料化）

- ●2006年　ソフトバンクモバイル　特定の料金プランへの加入を条件としてソフトバンク携帯電話同士の国内通話を夜間（21時～1時）を除き無料
- ●2007年　ソフトバンクモバイル　特定の料金プランへの加入を条件として家族（ソフトバンク端末）への国内通話を終日無料
- ●2008年　au　契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族（au端末）への国内通話を終日無料
- ●2008年　NTTドコモ　契約期間のある割引サービスへの加入を条件として家族（ドコモ端末）への国内通話を終日無料
- ●2008年　KDDI　所定の条件を満たすことにより、自宅のKDDI固定電話からau携帯電話・KDDI固定電話への国内通話料及びau携帯電話から自宅（KDDI固定電話）への国内通話料を終日無料
- ●2008年　ソフトバンクモバイル・ソフトバンクBB　特定の料金プランへの加入等を条件として、ソフトバンクBBの050電話を使うIP電話とソフトバンク携帯電話間の通話が24時間無料

■距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

- ●2001年　FUSION　中継電話で全国一律料金プラン開始（全国一律20円/3分）
- ●2003年　ソフトバンク　050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始（全国一律7.99円/3分　加入者間無料）
- ●2004年　NTT-COM　中継電話で県内、県間一律料金プラン開始（県内8.4円/3分　県間15.75円/3分）
- ●2005年　NTT東西　加入電話で県内一律料金プラン開始（県内7.5円/3分+100円/月（プラン2））
- ●2005年　KDDI　新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始（県内8.4円/3分　県間15.75円/3分）

■サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

- ●2000年　NTTドコモ、2001年　au、J-フォン（当時）
  携帯電話のプラン料金に含まれる無料通話分を通話のみならずパケット通信にも適用
  （3,900円/月（うち無料通話料1,100円：ドコモおはなしプラスMの例））
- ●2003年　KDDI　電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
  （3サービス込みで7,297円/月+通話料）

【出典：第67回（H17．12．5）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

１－13　各種料金の国際比較

【平成20年3月末時点】

● 東京のブロードバンド（DSL）料金は諸外国の都市（ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ストックホルム、ソウル）と比べて低廉な水準にあり、固定電話料金及び携帯電話料金は概ね平均的な水準にある。

DSL料金

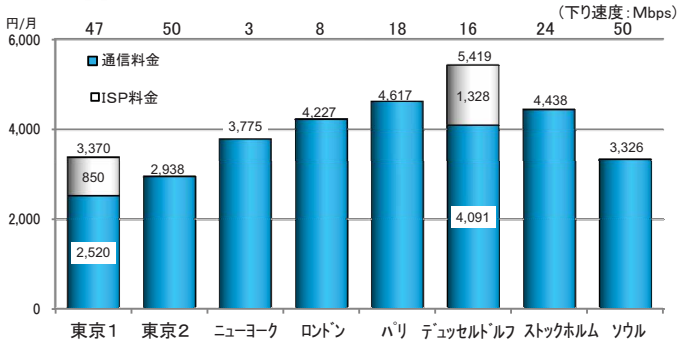

注１：１ヶ月間常時接続した場合の料金（モデムリース料金除く）で比較
注２：東京１は、NTT東日本フレッツADSLモアⅢ＋NTTぷららフレッツ・ADSLセット
注３：東京２は、ソフトバンクBBのYahoo! BB ADSL 50M

住宅用固定電話料金（割引プラン適用）

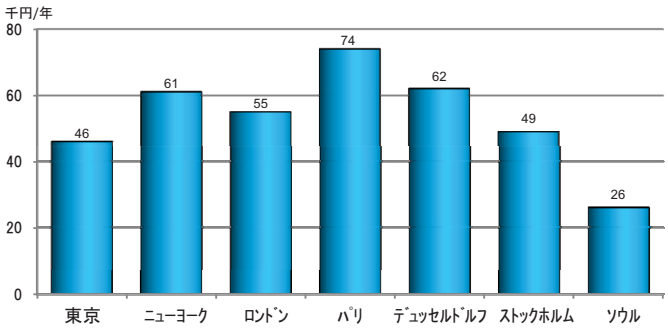

※1日平均　市内：約2回 計8分、市外：約0.5回 計3分、携帯着：約0.8回 計1.5分通話した場合の年間料金で比較

携帯電話料金

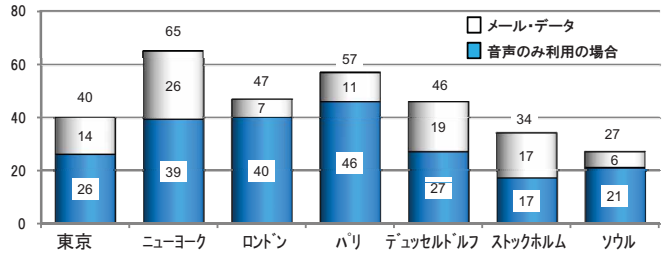

※音声：月96分、メール：月100通、データ：月16,000パケットを利用した場合の月間料金で比較

【参考】各国における平均的な利用分数による携帯電話料金比較

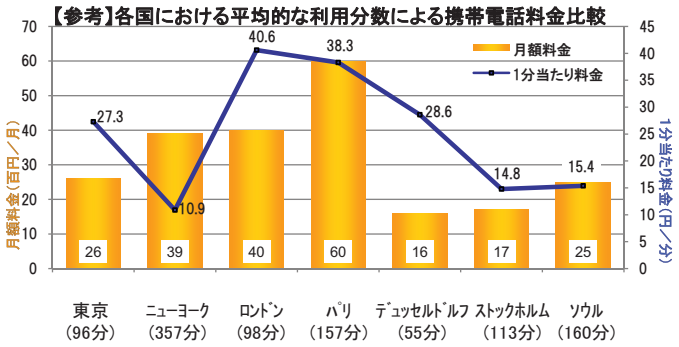

※各国における１契約当たりの月間平均利用分数を利用した場合に要する最も低廉な料金で比較
【出典：総務省報道資料（H20.8.1）をもとに作成】

２　電気通信事業に関する規律

２－１　電気通信事業に関する規律の変遷（１）

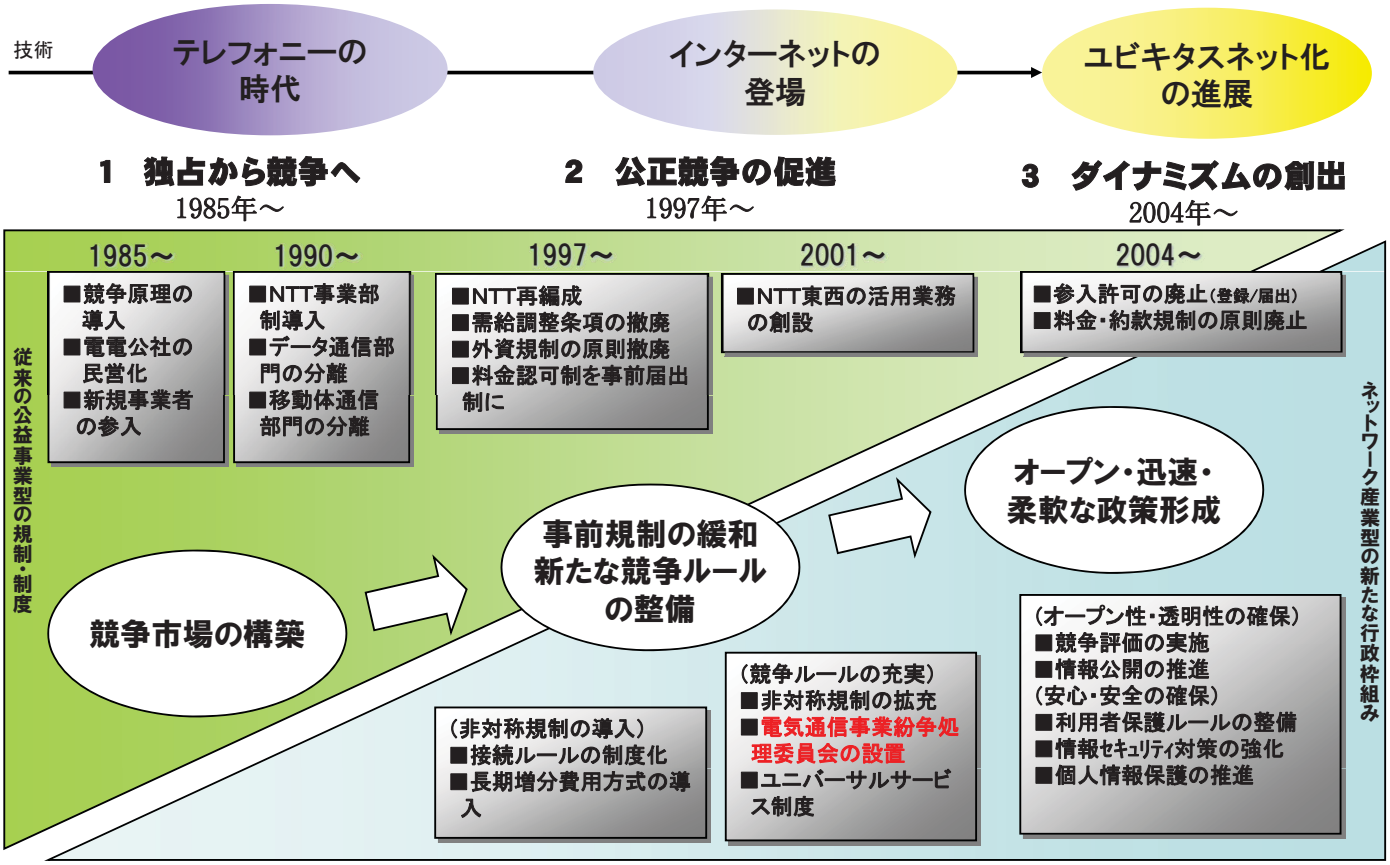

【出典：総務省作成資料】

２－２　電気通信事業に関する規律の変遷（２）

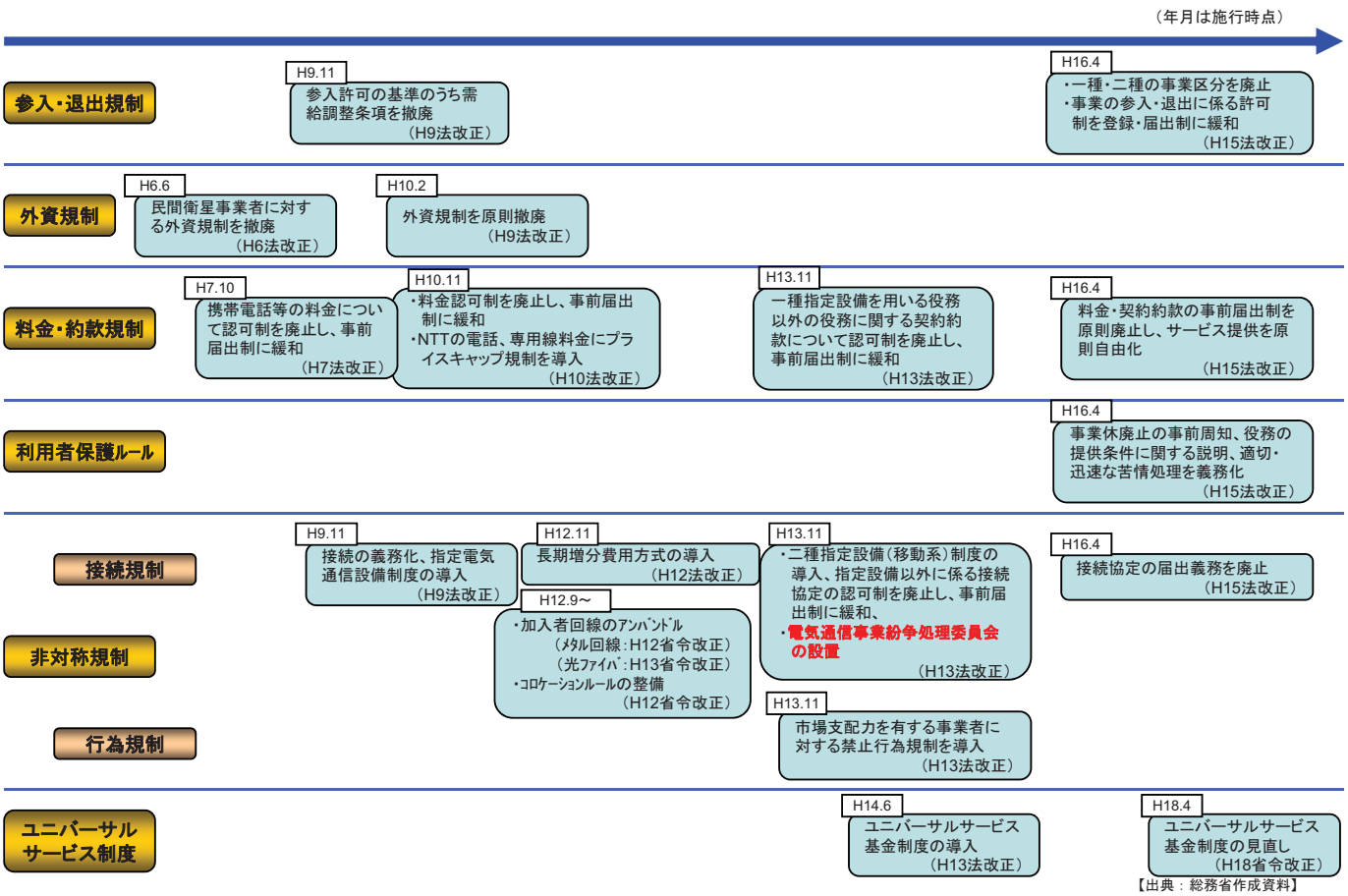

【出典：総務省作成資料】

２－３　現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（固定系）	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（移動系）
参入・退出規制 外資規制		【参入】 届出　（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録） 【退出】 事後届出　（利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要） 【外資規制】 なし　（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）		
料金・約款規制		原則として自由		
		【基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】 契約約款の作成、届出		
			【指定電気通信役務（※1）】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務（※2）】 プライスキャップ規制（上限価格規制）	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理　　等	接続約款の届出、公表
非対称規制	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供　等 【特定関係事業者（NTTコム）との間の禁止行為】 ・役員兼任　等	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定（NTTドコモを指定） 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話基本料、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

（※1）指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務：NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレッツ、フレッツISDN、オフトーク等

（※2）特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務：NTT東西の加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料）、専用線専用料

【出典：総務省作成資料】

２－４　指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備（**固定**系）	第二種指定電気通信設備（**移動**系）
対象設備	不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備 加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備	不可欠性はないが、（電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる）移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備 基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備
指定要件	都道府県ごと、 占有率が50%を超える加入者回線を有すること 各都道府県でNTT東西を指定	業務区域ごと、 占有率が25%を超える端末設備を有すること NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー
サービス規制	指定電気通信役務：保障契約約款 （特定電気通信役務：プライスキャップ規制）	
接続関連規制	接続約款の認可 接続料の算定方法などについて法定要件あり 接続会計の整理	接続約款の届出
行為規制	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い ■特定関係事業者（NTTコム）との間のファイアウォール	［収益ベースのシェアが25%を超える場合に指定］NTTドコモ ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

２－５　指定電気通信設備の範囲

- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、主配線盤等を含む）
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 （ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ （当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く） ・DSLAM（G.992.1/G992.2 Annex C 準拠に限る。）及びDSL用スプリッタ （コロケーションできない局舎に設置される場合を除く））
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御（統括）局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者ﾓｼﾞｭｰﾙ及び端末認証用のｻｰﾋﾞｽ制御（統括）局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 （3.~8.に掲げるものを除く。）

【出典：第７回（H19. 5. 25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

（参考）　第一種指定電気通信設備の範囲（概念図）

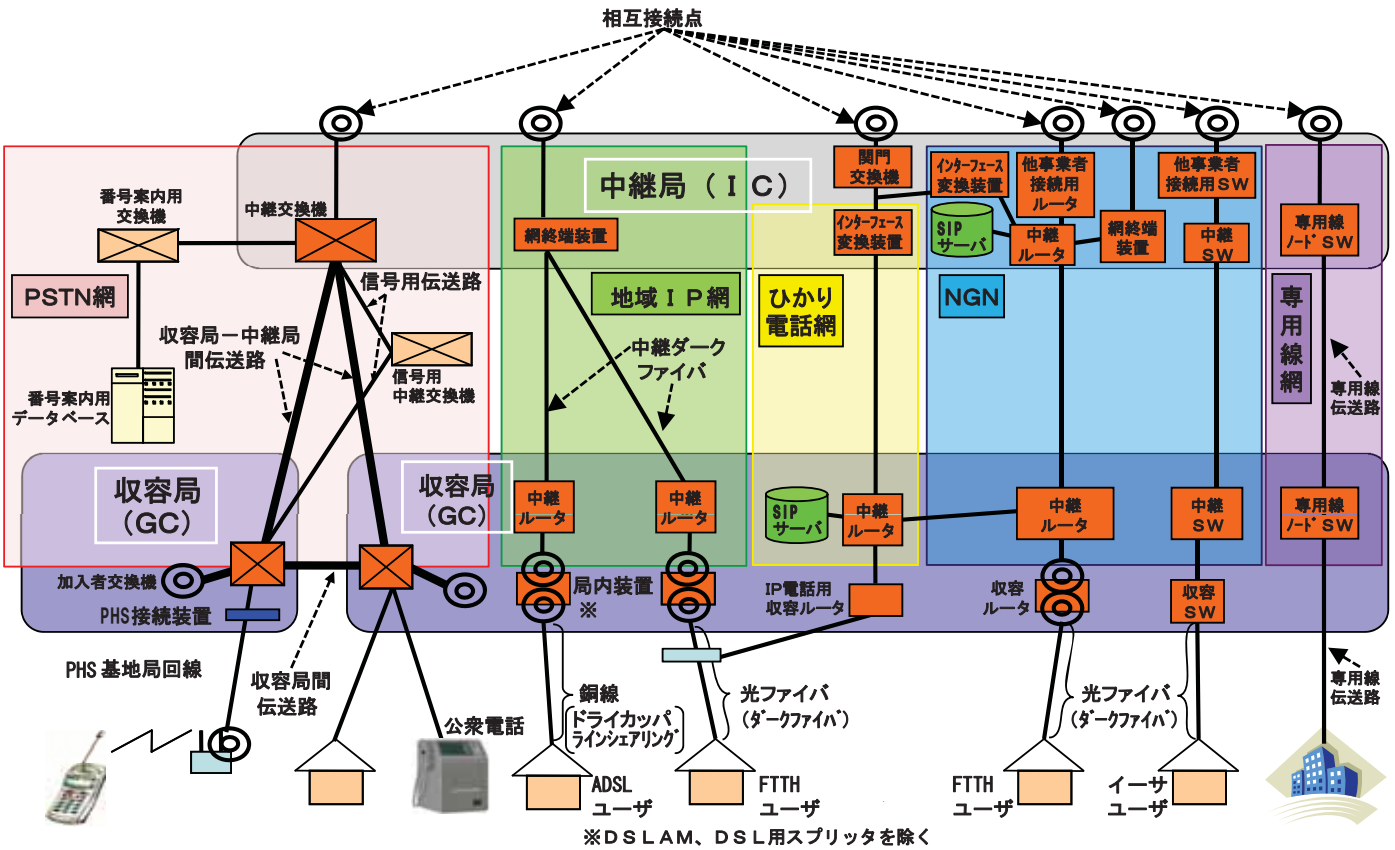

【出典：第１回（H18. 12. 15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

（参考）　第二種指定電気通信設備の範囲（概念図）

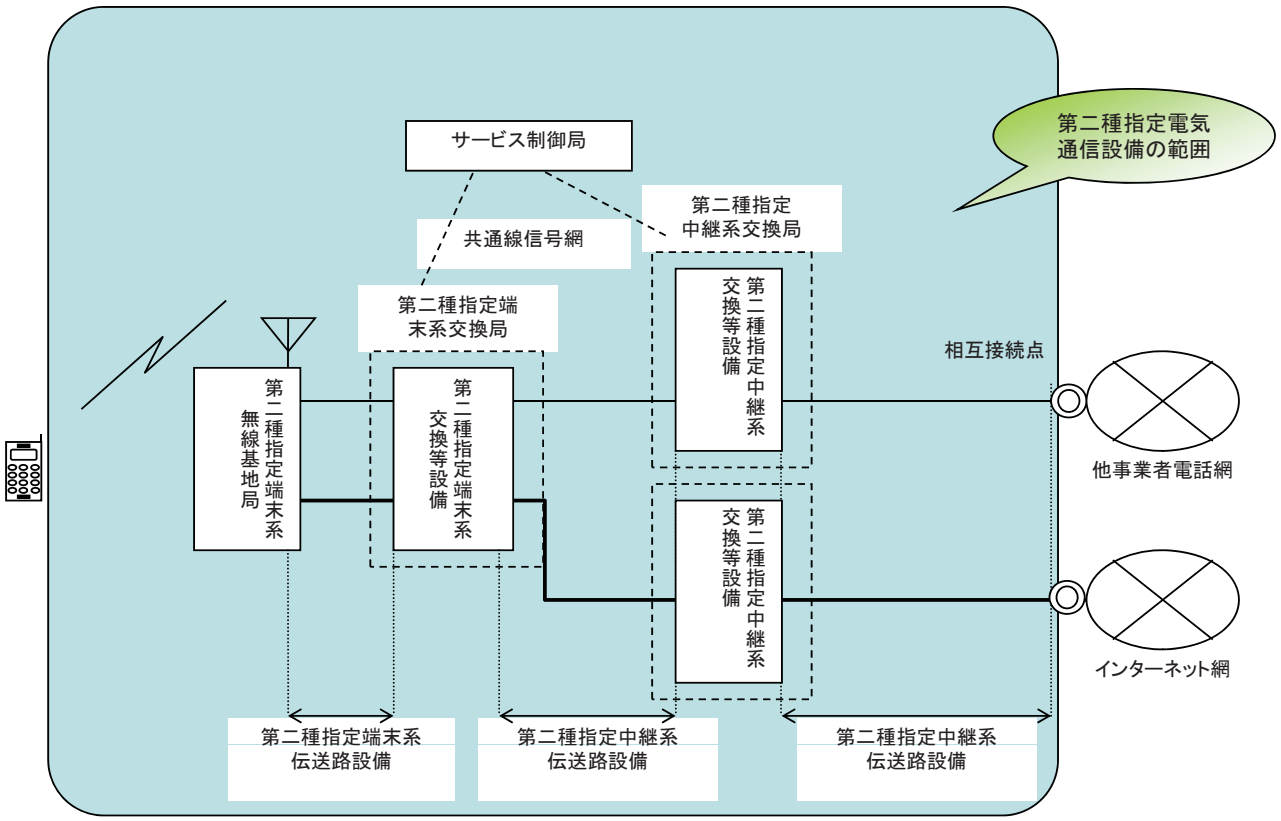

【出典：第１回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

２－６　第一種指定電気通信設備との接続に関する規律（電気通信事業法第33条）

区　分	内　容
■接続約款の作成・認可（第2項）、公表（第11項）	‣接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること（新たに指定された設備については3か月以内に認可申請（第16項）。接続約款を変更する場合も同様。 **【認可の要件（第4項）】** ◪標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること ◪接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること *加入者交換機能等の接続料☞原価は長期増分費用方式（LRIC）により算定* ◪接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと ◪特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと ‣認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。
■接続約款の届出（第7項）	‣接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前（新たに指定された設備については3か月以内（第17項）に届出を行うこと。
■接続約款の変更認可申請命令（第6項） ■変更命令（第8項）	‣公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令（届出約款の場合は変更命令）が可能。
■認可接続約款等に基づく接続協定の締結（第9項）	‣原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 ‣認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。（第10項）
■通信量等の記録（第12項） ■接続会計の整理・公表（第13項）	‣接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること ‣接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。
■接続料の再計算義務（第14項）	‣LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内（現行接続料規則上１年ごと）に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。
■接続に必要な情報の提供の努力義務（第15項）	‣第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。

【出典：第１回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

（参考）　接続約款に規定すべき主な事項

電気通信事業法第33条第4項第1号

- ■ 標準的な接続箇所における技術的条件
- ■ 機能ごとの接続料
- ■ 事業者間の責任に関する事項
- ■ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- ■ その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- ○ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- ○ 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項
  - ☒ 他事業者がｺﾛｹｰｼｮﾝ可能な空きｽﾍﾟｰｽに関する情報開示を受けるための手続
  - ☒ 他事業者がNTT東西に対しｺﾛｹｰｼｮﾝを請求し回答を受ける手続
    （他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。）
  - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
  - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
  - ☒ ｺﾛｹｰｼｮﾝの請求からその実現までに要する標準的期間（調査申込～設置工事）
  - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
    （正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定）
  - ☒ 他事業者のｺﾛｹｰｼｮﾝ設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額　等
- ○ 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等
  - ☒ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
  - ☒ 他事業者が負担すべき金額　等
- ○ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
  - ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
  - ☒他事業者が負担すべき金額　等
- ○ NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用（能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額）
- ○ NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ○ 重要通信の取扱方法
- ○ 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第１回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

２－７　コロケーションルールの概要

「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

■ コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号）
① コロケーションの空き場所等（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量）に関する情報開示
② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
④ 標準的期間の設定（調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等）

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はとう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

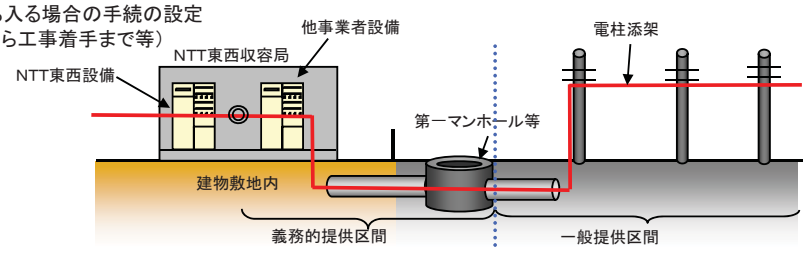

コロケーションルールの整備

97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会（当時）からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・ コロケーションに関する手続（情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続） ・ 標準的処理期間 ・ 工事保守費用
00年9月 －12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・ 各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・ コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・ 空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること　等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース（スペース、電力容量、MDF端子）が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回（H19.1.23）接続委員会資料をもとに作成】

２－８　第二種指定電気通信設備との接続に関する規律（電気通信事業法第34条）

区　分	内　容
■接続約款の作成・事前届出（第2項）	▸接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること（新たに指定された設備については3か月以内に届出（第6項））。接続約款を変更する場合も同様。 **【接続約款に規定すべき事項（電気通信事業法施行規則第23条の9の3）】** ◪ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ◪ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ◪ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ◪ 接続協定の締結及び解除の手続 ◪ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ◪ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ◪ 重要通信の取扱方法 ◪ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ◪ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法
■接続約款の公表（第5項）	▸届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること（電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用）。
■接続約款の変更命令（第3項）	【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】 ▸接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▸接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▸他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▸特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結（第4項）	▸届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。

【出典：第１回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

２－９　市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」（※）による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 」に列挙・公表。

（※）第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本を指定）
　　第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（ＮＴＴドコモを指定）

○　**禁止行為の3類型とその具体例**

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○　他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第2項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ①　優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ②　自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③　自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④　自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤　自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥　特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦　自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧　ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ①　他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ②　コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③　電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：第７回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

２－１０　接続料の算定方式

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式（LRIC）		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用 ・ボトムアップ方式のLRICモデルを使用	・電話網（加入者交換機、中継交換機、加入者交換機－中継交換機回線、信号網等） ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線（加入ダークファイバ）※2 ・IP関連装置（GE-PON等）
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算　※1	・地域IP網 ・IP関連装置（メディアコンバータ、局内／局外スプリッタ等） ・中継光ファイバ回線（中継ダークファイバ） ・加入者回線（ドライカッパ） ・専用線 ・公衆電話
キャリアズレート		・届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの	・ISDN加入者回線（INS1500） ・専用線

※1 実績原価方式については、07年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式（直近の実績に基づき接続料を算定）に変更された。

※2 加入ダークファイバの現行接続料は、08～10年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

【出典：第103回（H19.1.15）接続委員会資料をもとに作成】

２－１１　ＮＴＴ東西の固定電話接続料の推移

- NTT東西の固定電話の接続料はLRIC方式（現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たにネットワークを構築した場合の費用に基づいて算定する方式）により算定される。
- 平成21年度の接続料は、GC接続4．52円／3分（対前年度比約1％減）、IC接続6．38円／3分（同約1％減）となり、前年度の接続料より引き下げとなった。

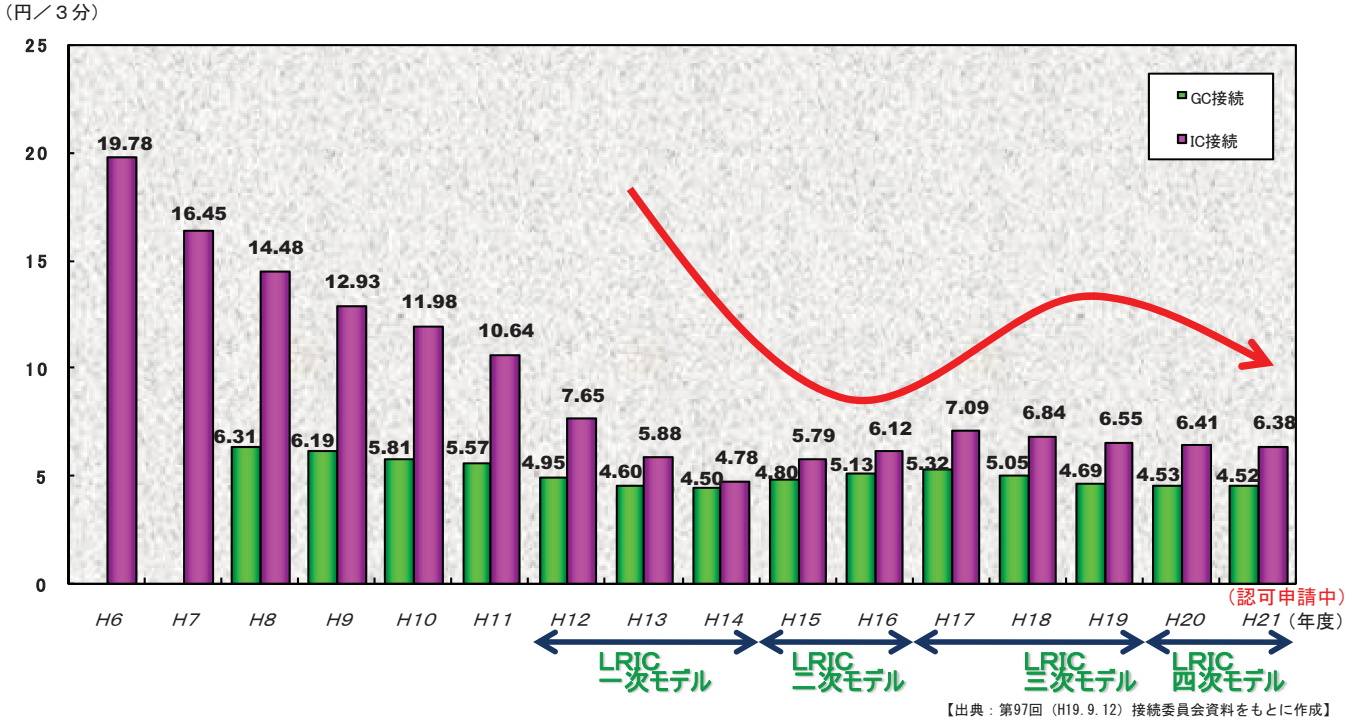

【出典：第97回（H19.9.12）接続委員会資料をもとに作成】

２－１２　ＮＴＴ東西の光ファイバ接続料の改訂

- NTT光ファイバの接続料は平成20年度以降760円～142円値下げ。
  - 今回の算定期間（平成20～22年度）における予測費用と実績接続料収入の差額を次期接続料原価に算入する（乖離額調整制度）。
  - なお、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の改定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討される予定。

光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20．3	H20．4～
NTT東日本	5，074円	4，610円
NTT西日本		4，932円

※1芯当たりの月額料金。
※上記の他に、回線管理運営費（平成20年度：東69円、西89円（実績原価方式で算定））が必要。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20．3	H20．4～
NTT東日本	5，020円	4，260円
NTT西日本	4，987円	4，522円

※1芯当たりの月額料金。
※局外スプリッタ（8分岐）は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。

シングルスター方式

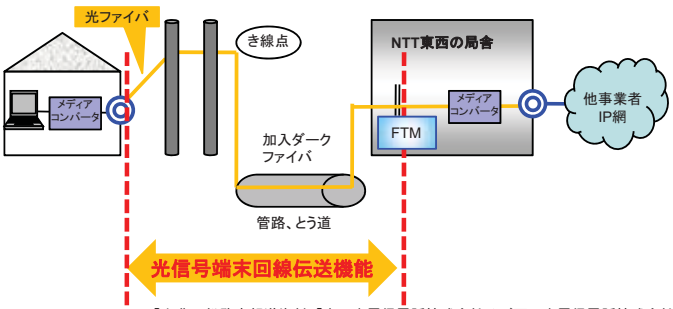

シェアドアクセス方式

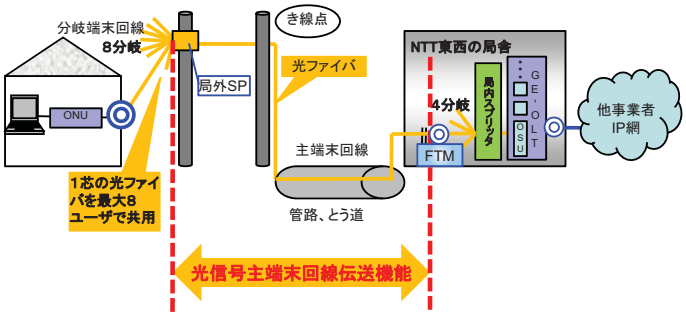

【出典：総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可」（H20．6．24）をもとに作成】

２－１３　ＮＴＴドコモの接続料金の推移

- NTTドコモの接続料金は、毎年着実に低廉化
  - 平成20年度の区域内接続で28．8円／3分、区域外接続で32．4円／3分であり、NTT東西の平成20年度固定電話接続料の4．53円（GC接続）、6．41円（IC接続）と比べると、水準に差がある。

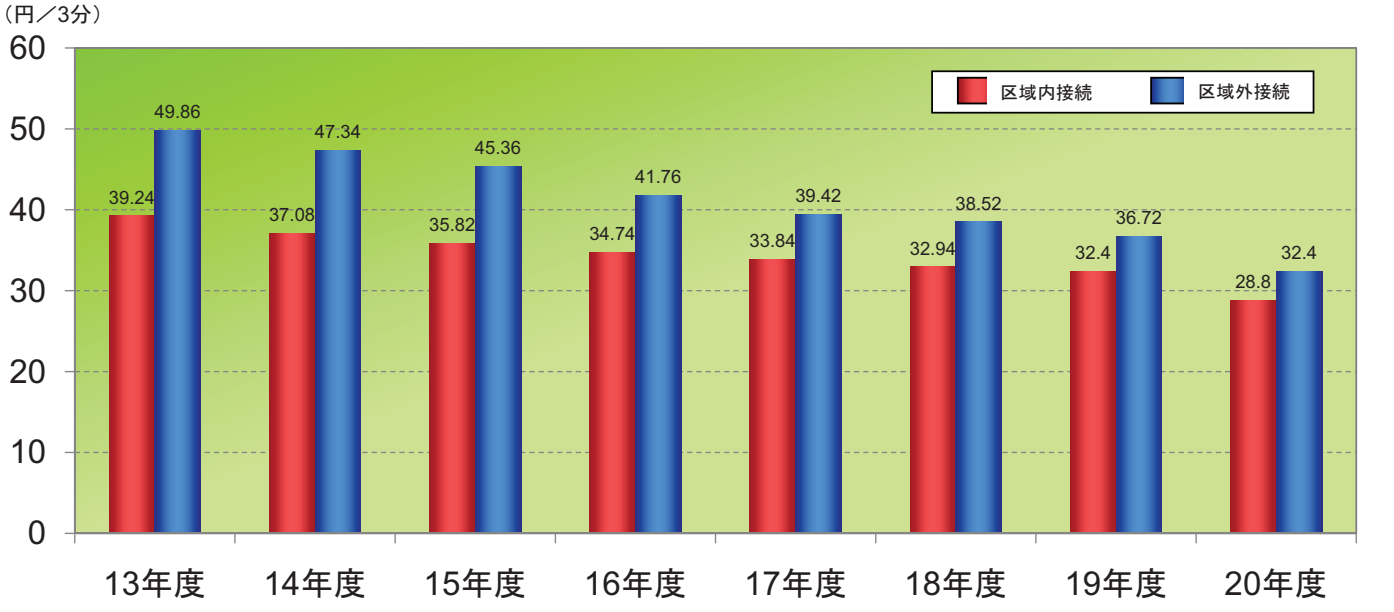

※　区域外接続は、複数のドコモ地域支社（平成20年6月までは地域会社）の営業区域を超える通話に適用。
　区域内接続は、それ以外の通話に適用。

【出典：平成２０年版情報通信白書をもとに作成】

２－１４　ＮＧＮの接続料の算定方法等

■NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
（☞NGNの費用・資産が整理されるのは2008年度会計からとなり、これが総務省に報告等されるのは、2009年夏になる。）
■このため、少なくとも2009年度接続料までは、算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する方式（将来原価方式）での算定が適当。
■ただし、当該予測を行うために必要なコスト分計の方法等の検討に要する期間を考慮して、2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める。
■なお、ひかり電話については、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定。

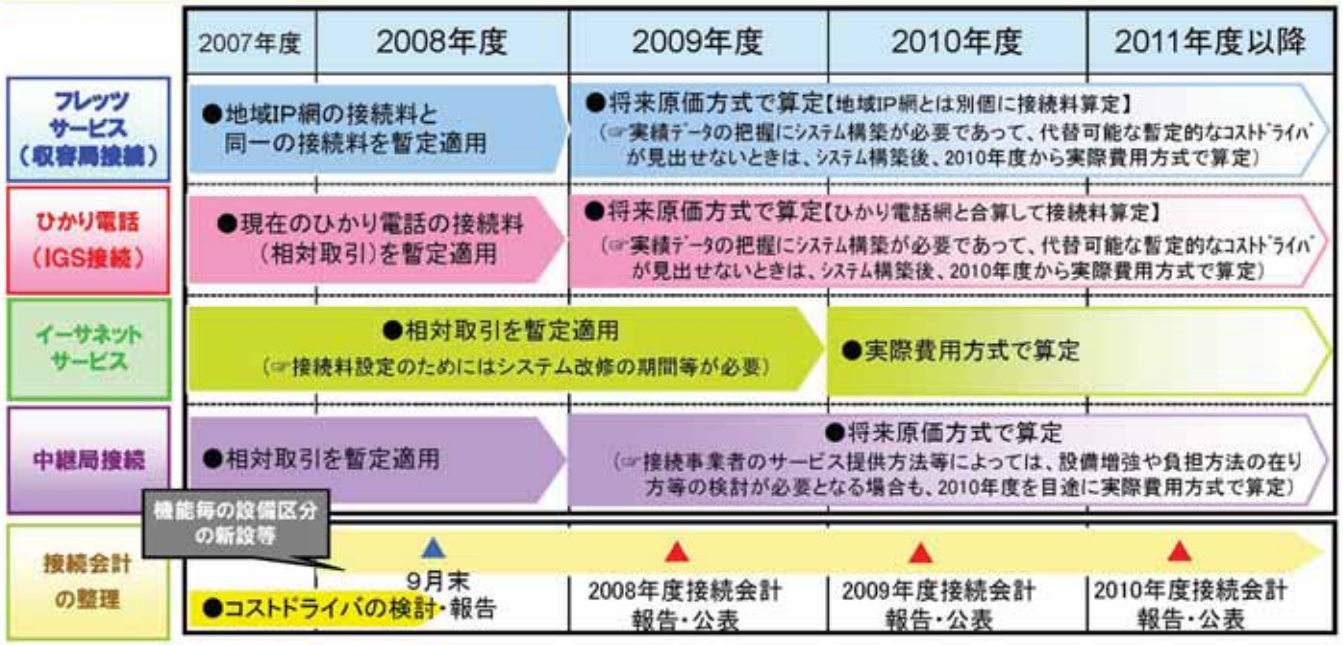

【出典：「次世代ネットワークに関する接続料算定等に関する研究会」最終報告書】

２－１５　「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要

1. 目　的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定（平成13年11月）。電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進。

2. 全体の構成

Ⅰ　指針の必要性と構成
Ⅱ　独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為
Ⅲ　望ましい行為
Ⅳ　連携・連絡体制

以下の５つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

第1 接続・共用
第2 電柱・管路等の貸与
第3 サービス提供
第4 コンテンツ提供
第5 電気通信設備の製造・販売

注）市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為は、別途再掲。

独占禁止法

・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方等を明確化。
・ポイント
○事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述
（例）接続・コロケーションの際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い 等

電気通信事業法

・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。
・ポイント
①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化
（例１）利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと
（例２）自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと
②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化
（例１）利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約
（例２）利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること
（例３）利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
②ファイアウォール遵守状況の公表
③接続・コロケーション状況の公表
④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

【出典：第７回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

２－１６　「ＭＶＮＯ事業化ガイドラインの再改定」の概要

今回の再改定においては、
■モバイルビジネス研究会報告書（07年9月）
■ガイドライン再改定に係る提案募集結果（07年11月～08年1月）
■電気通信事業紛争処理委員会による勧告（07年11月）
■特定基地局の開設指針（2．5GHz帯）におけるMVNO受入計画の着実な実施[☞WiMAX及び次世代PHS]
等を盛り込み、MNOとMVNOとの間の事業規律等について具体化。

ガイドラインの再改定

1. ガイドラインの目的等
2. 電気通信事業法に係る事項
   （1）MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続
   （2）MVNOとMNOとの間の関係
   （3）MNOにおけるコンタクトポイントの明確化
   （4）MVNOの事業計画に係る聴取範囲の明確化
   （5）ネットワークの輻輳対策
   （6）法制上の解釈に関する相談
   （7）意見申出制度
   （8）協議が調わなかった場合の手続
   （9）MVNOによる端末の調達
   （10）電気通信番号（電話番号）管理
   （11）MVNOと利用者との間の契約関係
   （12）提供条件の説明及び苦情等の処理
   （13）その他
3. 電波法に係る事項
   （1）事業開始の際に必要な手続き
   （2）MVNOとMNOの関係
4. ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法）
5. **開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて**
6. 見直し

✔ MNOにおける**卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）の策定・公表が望ましい**旨を明記。

✔ 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定（07年11月）を反映。
✓利用者料金の設定権の帰属（**エンドエンド料金**又は**ぶつ切り料金**の**いずれも可能**）
✓接続料の課金方式（**従量制課金方式**のほか**帯域幅課金方式**を採用することも**可能**）

✔ MNOにおける**MVNO向けの一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置・公表が望ましい**旨を明記。

✔ MNOが**MVNOから聴取する事業計画について**、一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に**聴取に理由がないと考えられる事項を例示**。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項（例）	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項（例）
•接続時期、相互接続点設置場所、予想トラフィック •端末種別 •MNOネットワークシステム等の改修に必要な事項 •疎通制御機能の開発・実施に係る事項	•利用者料金の水準、料金体系 •MVNOの想定する具体的顧客名、個別顧客の需要形態 •MVNOが提供するサービスの原価 •MVNOが計画する販売チャネル •MVNOの端末の調達先

✔ その他の聴取の場合、MNOにおいて聴取の必要性をMVNOに対して明示することが必要。

✔ MNOの業務の方法に意見のあるMVNOは、事業法に基づき、**総務大臣に対する意見申出制度を活用できる**旨を明記。

✔ 特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合、**MNOは、計画に従って他の通信事業者による無線設備の利用の促進を進めなければならないことを明記。**

【出典：第92回（H20. 10. 31）電気通信事業紛争処理委員会資料（総務省作成）】

２－１７　債権保全措置に関するガイドラインの概要

（背景）
■ **近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。**
■ **債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。**
■ **しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。**

こうした事情を踏まえ、
① **電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保**
② **電気通信事業者間の公正な競争の確保**
との観点から、**電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針**として「**電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン**」を策定。

（ガイドラインの内容）
✔ **債権保全の方式**（預託金、債務保証等）
✔ **預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項**（過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること）
✔ **預託金の水準**（預託金、必要かつ最小限とすべき）
✔ その他（預託金等の返還、紛争処理手続等）

新競争促進プログラム2010（06年9月）

（9）**市場退出ルールの見直し**
電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置（例えば預託金制度）について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】

２－１８　1999年のＮＴＴ再編成と2010年時点での検討

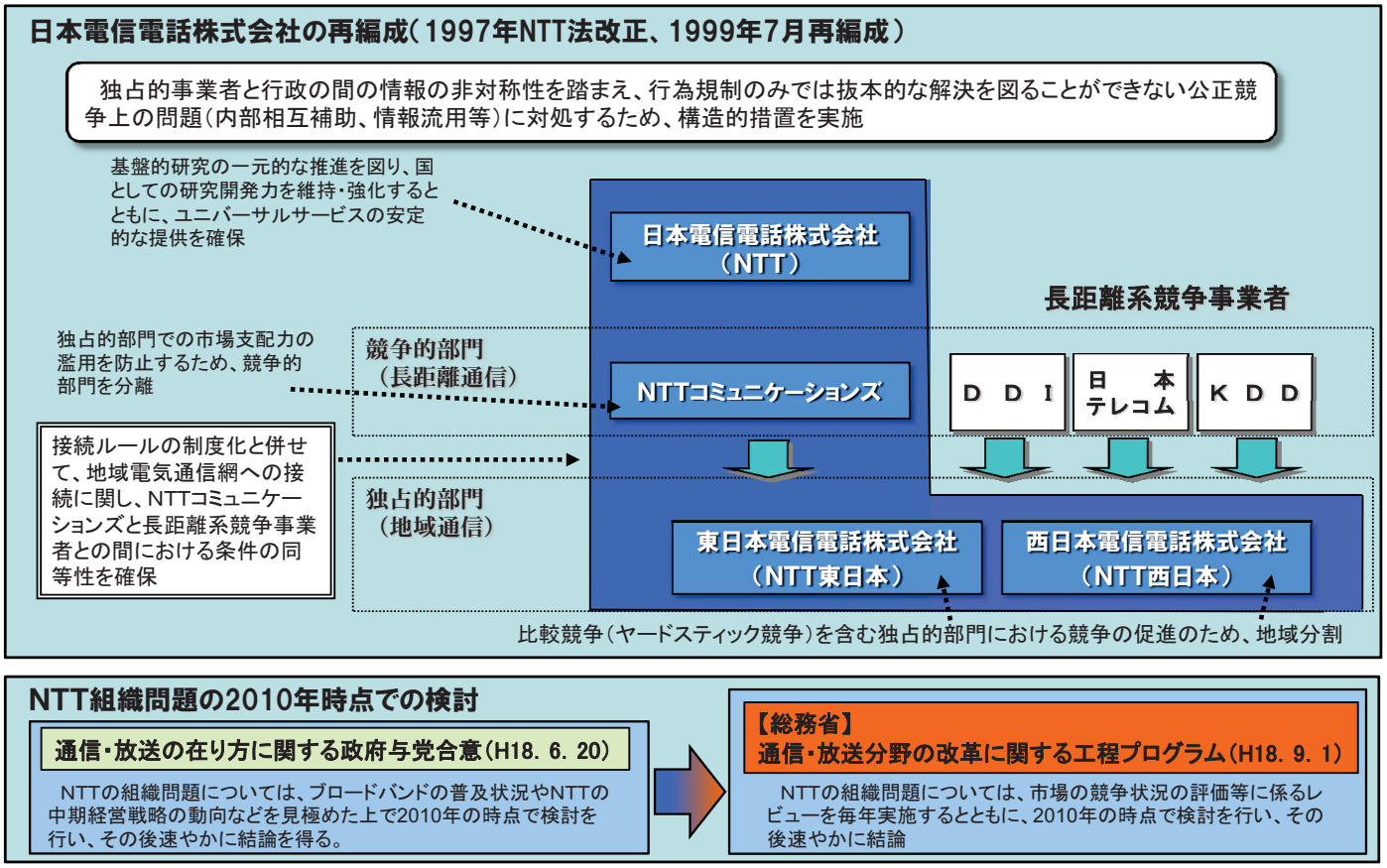

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

２－１９　ＮＴＴ法の枠組み

	日本電信電話株式会社（持ち株会社）	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 （地域会社）
目　的 （第1条）	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事　業 （第2条）	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 ※　総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない 等
責　務 （第3条）	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株　式 （第4条～第6条）	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有

【出典：総務省作成資料】

3　電気通信事業の動向

3－1　次世代ネットワーク（NGN）サービスの開始

- NGNは、電話網の持つ信頼性・安定性を確保しながら、IPネットワークの利便性・経済性を備えた、次世代のフルIPのネットワーク。
- 我が国においては、平成20年3月末からNTT東西がNGNの商用サービスを開始。
- NTT東西は、光サービスユーザの既存IP網からNGNへのマイグレーションを2012年度目途に完了予定。

サービス分類		NGNのネットワークサービス
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備		戸建て向け（最大通信速度100Mbps）
		集合住宅向け（最大通信速度100Mbps）
		事業所向け（最大通信速度1Gbps）
OAB-J IP電話/テレビ電話	QoS	ひかり電話（標準品質、高品質〔7KHz〕）
		ひかり電話（ビジネスタイプ）
		テレビ電話（標準品質、標準テレビ品質、ハイビジョン品質 ）
VPN（センタ・エンド型、CUG型サービス）	QoS	今後提供予定
	ベストエフォート	VPN（センタ・エンド型、CUG型サービス）
コンテンツ配信向けサービス	QoS	ユニキャスト（帯域確保）
		マルチキャスト（帯域確保）※地デジIP再送信向け
	ベストエフォート	ユニキャスト
		マルチキャスト
イーサネットサービス		イーサ（県内・県間とも）

【凡例】
- ：平成21年1月末現在提供済
- ：平成21年3月以降提供予定

赤字が新サービス

（注）地デジIP再送信は、平成20年5月、(株)アイキャスト及び(株)NTTぷららが、NGNを利用して東京・大阪において開始

NTT東西のNGNの特徴

- **品質確保（QoS）**
  地域IP網で実現していた従来のベストエフォート型の通信に加えて、ネットワーク制御により、エンド・トゥ・エンドでの品質を確保したサービスを提供
- **セキュリティ**
  回線ごとに割り当てられた発信者IDをチェックし、なりすましを防止
  ネットワークの入り口で、なりすましや不正なアクセスをブロックする機能などを具備
- **信頼性**
  ひかり電話網と異なり、当初から大規模ネットワークを想定したネットワークアーキテクチャを採用し、信頼性の高いネットワークを提供

【出典：第108回（H20.3.21）接続委員会資料をもとに作成】

3－2　広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の導入

- 広帯域移動無線アクセスシステムとは、無線LANやADSLのようなブロードバンドのサービスを、携帯電話のように屋外や移動環境下で提供する新しいシステム。
- 主に都市部で使用する全国サービス（全国免許）と、固定的な使い方である条件不利地域で使用する地域サービス（地域免許）の2つの形態がある。

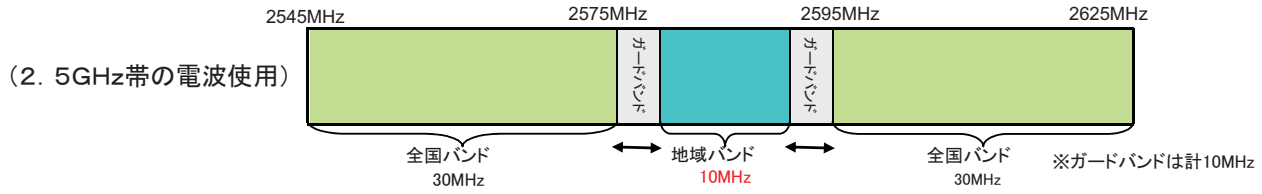

事業イメージ（例）

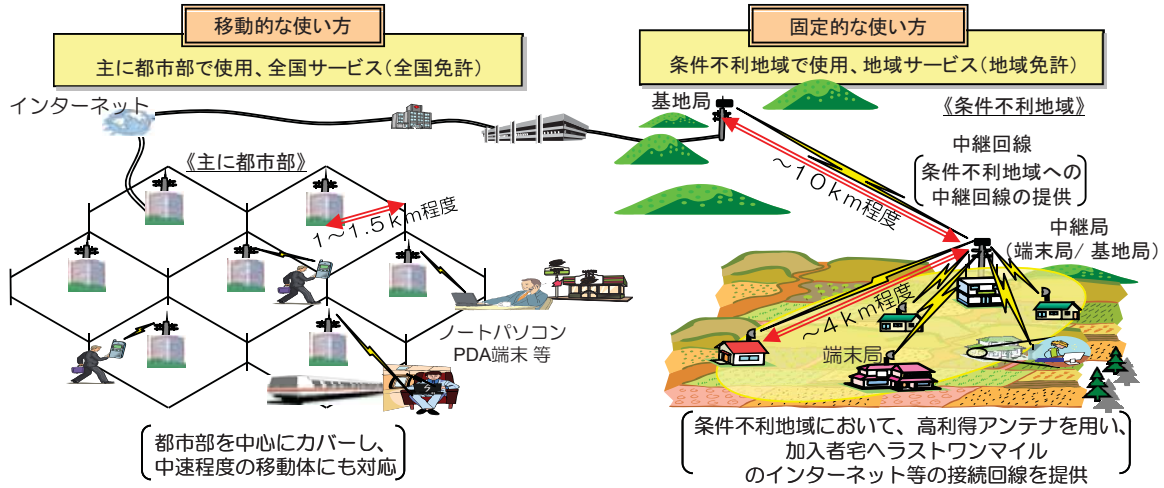

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3－3　広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）全国サービスの進捗状況

- 平成19年12月、総務省は、「ワイヤレスブロードバンド企画株式会社（現　UQコミュニケーションズ株式会社）」及び「株式会社ウィルコム」の開設計画を認定し、「2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成19年総務省告示457号）」に規定する認定の要件の一つである「他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画」として、MVNOによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付けた。
- UQは、21年2月26日から東京23区、横浜市及び川崎市でサービスを開始。同年7月には東名阪にエリアを拡大する予定。
- ウィルコムは、平成21年4月下旬から東京都山手線エリアの高トラヒック地域においてエリア限定サービス、同年10月から本格サービスを開始予定。

認定事業者	ウィルコム	UQコミュニケーションズ（旧 ワイヤレスブロードバンド企画）
通信方式	次世代PHS	モバイルWiMAX
主要株主	カーライル、京セラ、KDDI	KDDI、インテル、JR東日本、京セラ、大和証券、三菱東京UFJ銀行
サービス開始時期	2009年4月下旬（エリア限定サービス開始予定） ※2009年10月から本格サービス開始予定	2009年2月26日（サービス開始）
特定基地局の開設数、人口カバー率など	・2013年3月末までに約20,000局の基地局を開設予定 ・屋内用基地局7,000局を開設予定 ・2013年3月末までに全国の人口カバー率92%、846市町村でのサービス提供を　予定	・2013年3月末までに約19,000局の基地局を開設予定 ・屋内用基地局19,000設備を開設予定 ・2013年3月末までに全国の人口カバー率93%、1,161市町村でのサービス提供を予定
事業概要	設備投資　1,113億円 加入数　約240万加入 営業収益　1,488億円 （※いずれも2013年3月末までの累計）	設備投資　1,323億円 加入数　約500万加入 営業収益　1,243億円 （※いずれも2013年3月末までの累計）

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3－4　地域WiMAXに係る無線局免許、予備免許の付与状況（平成21年2月末現在）

- 平成19年7月、総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2．5GHz帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針を決定した。これにより、デジタルディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、当分の間WiMAX方式、原則市町村単位で免許が付与されることとなった。
- これまでの申請に対し、技術基準適合証明を受けていない設備には予備免許、同証明を受けた設備には免許を付与。

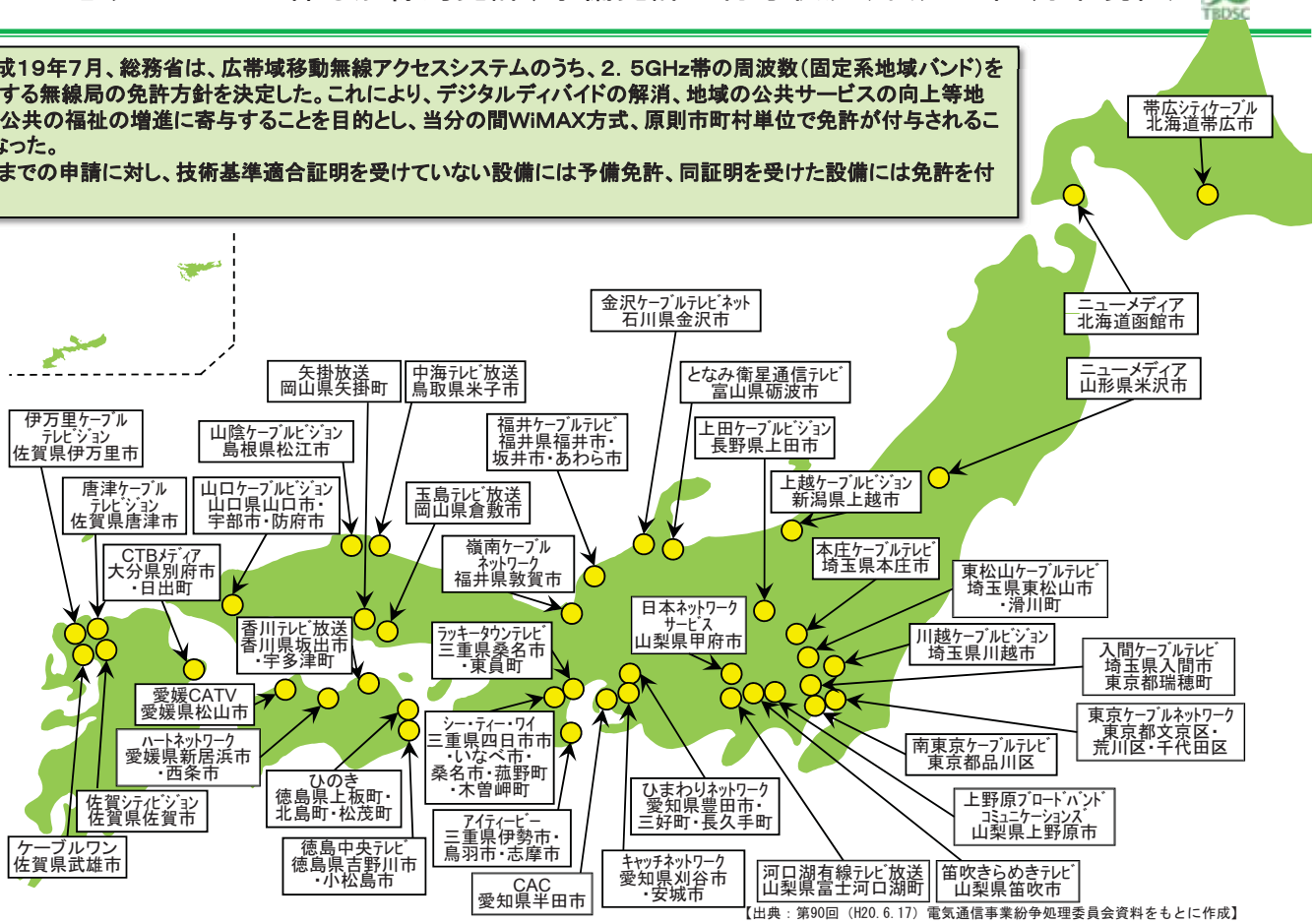

【出典：第90回（H20．6．17）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

3－5　携帯電話の歴史と今後の発展動向

1980's	1990's	2000's
黎明期	成長期	量的拡張期（パーソナル化）	質的拡張期
音声中心	音声 低速データ	音声 高速データ 音楽、ゲーム、映像等	超高速データ
第1世代 アナログ方式	第2世代　2G デジタル方式	第3世代　3G IMT-2000	第4世代　4G IMT-Advanced

1979年～
自動車電話

1985年～
ショルダーホン

1987年～
携帯電話

1992年～
デジタル携帯電話

2001年～
W-CDMA,
CDMA2000

3.5世代　3.9世代

2006年～
HSDPA, EV-DO

NTT（日本） TACS（欧州） AMPS（北米）	PDC（日本） GSM（欧州） cdmaOne（北米）	W-CDMA CDMA2000 （世界共通）

ITU（国際電気通信連合）において、新たな国際標準化に向けて国際連携活動を促進

標準化作業中

【出典：第90回（H20．6．17）電気通信事業紛争処理委員会資料】

3－6　3．9世代携帯電話の導入

- 3．9世代携帯電話は、現行の第3世代携帯電話を発展させ、固定ブロードバンド並の高速データ伝送を実現し、多彩なサービス（音楽、ゲーム、動画視聴等）を、場所を選ばずにスムーズに提供することを可能とするもの。
- 2008年12月に情報通信審議会より技術的条件が示され、2009年4月目途に必要な制度整備を進めている。

- 3．9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り：100Mbps以上　上り：50Mbps以上
周波数利用効率	3．5世代（HSPA　Release　6）の3倍以上（下り）、2倍以上（上り）
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーション・サービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3．5世代よりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3－7　3．9世代携帯電話の導入シナリオ例

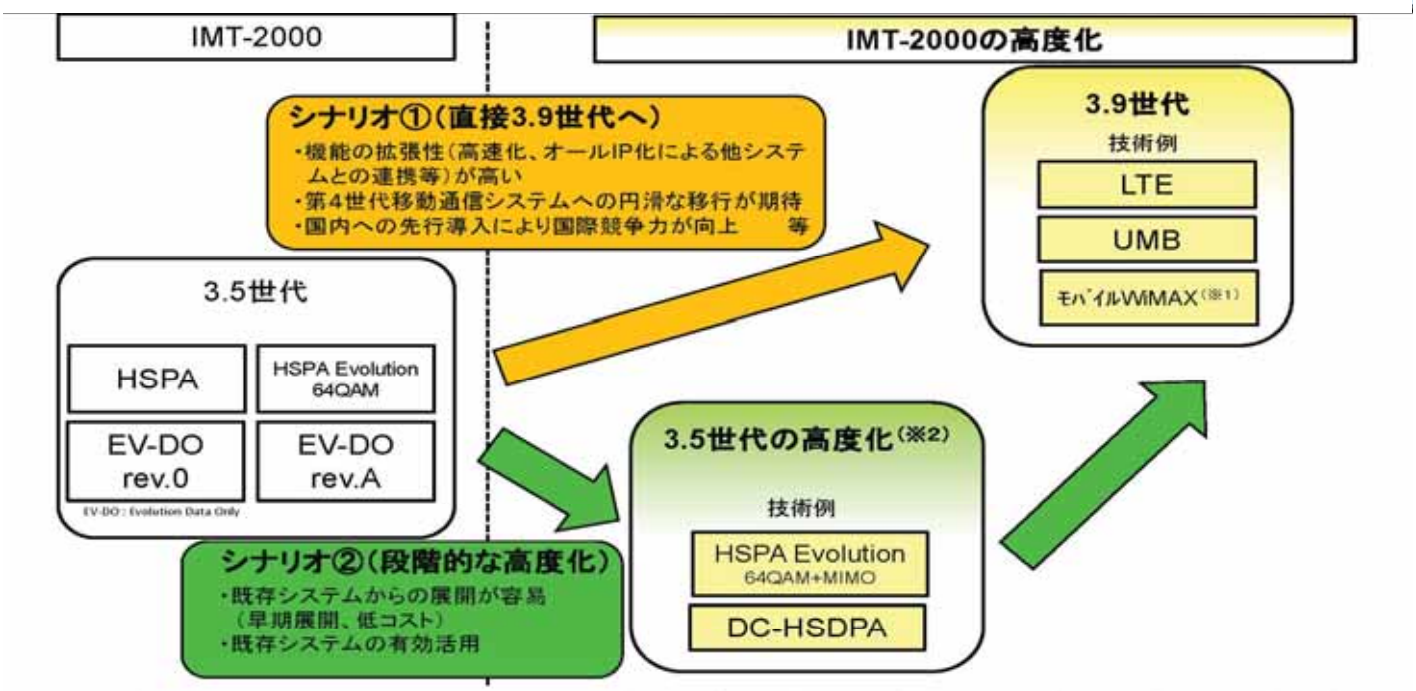

（※1）　モバイルWiMAXについては、ITU-Rにおいて IMT-2000用周波数として割当てられた800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯並びに1.5GHz帯の周波数に対応した標準仕様（WiMAXフォーラムにおける認証プロファイル等）は現段階において策定されていないため、**他システムとの共用条件の検討は行ったが3.9Gの技術的条件には含めていない。**

（※2）　現在、3.5世代のアップグレード（HSPA　Evolution(64QAM+MIMO)、DC(Dual Cell)-HSDPA等）についても標準化が進められており、3.9世代移動通信システムの導入段階においては、様々な導入シナリオに柔軟に対応可能とすることがシステムの高度化を加速すると考えられるため、上記基本要件を満たす3.9世代移動通信システムの技術的検討にあわせて、3.5世代の高度化についても標準化動向等を踏まえつつ検討。

【出典：情報通信審議会　第62回情報通信技術分科会資料】

3－8　3．9世代携帯電話導入の開設指針案と通信規格別の最大伝送速度

3．9世代移動通信システムの導入のための開設指針案（関係省令の改正（平成21年4月公布・施行予定）に併せて決定予定）

(1)　1.5GHz帯及び1.7GHz帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大4者に対して、10MHz又は15MHzを割り当てる。

(2)　認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の3.9世代移動通信システム等のカバー率（3.9世代移動通信システム（注1）に加え、3.5世代移動通信システムの高度化システム（注2）によるサービス提供が可能な地域の人口の割合）が50%以上になる計画を有することを要件とする。

(注1)100Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム
(注2)40Mbps以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

(3)　様々な3.9世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第3世代、3.5世代移動通信システムの使用も認める。

※東名阪等について、デジタルMCAの使用期限である平成26年3月末まで使用不可。

3．9世代移動通信システム等の通信規格別最大伝送速度

	3.9世代移動通信システム		3.5世代の高度化	
通信規格	LTE	UMB	HSPA　Evolution	DC-HSDPA
最大伝送速度	下り　300Mbps 上り　75Mbps	下り　288Mbps 上り　75Mbps	下り　43.2Mbps 上り　11.5Mbps	下り　43.2Mbps 上り　11.5Mbps

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3－9　第4世代移動通信システム

第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)：

- 2011年頃を目指してITU-Rにおいて標準化作業が進められているシステム
- 高速移動時でも100Mbps、低速移動時は1Gbpsの実現が目標
- 我が国の国際競争力強化のため、標準化等の推進方策を情報通信審議会で審議中
- 将来の実用化に向けてメーカの機器開発投資が促進、光ファイバ並の映像配信が可能となることから、今後新しいコンテンツの創造にも拍車がかかることが期待

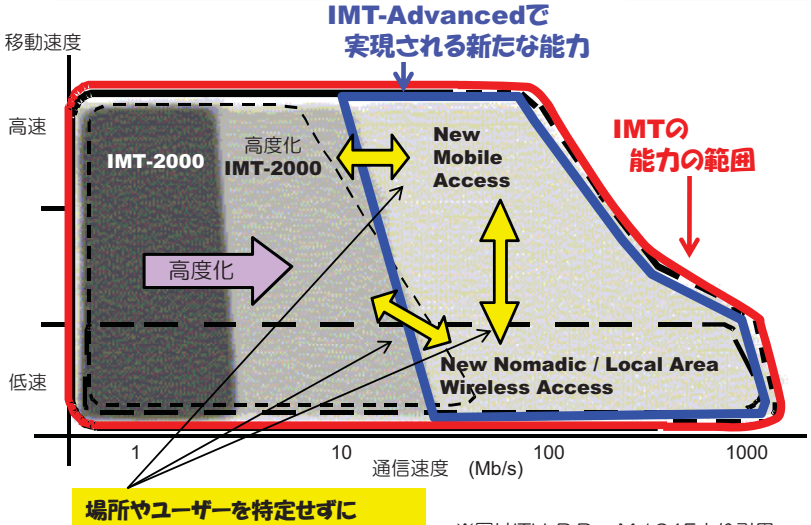

場所やユーザーを特定せずにネットワークに相互接続できるシステム間の相互連結を示す。

※図はITU-R Rec.M.1645より引用

IMT:全体の名称
(International Mobile Telecommunications)

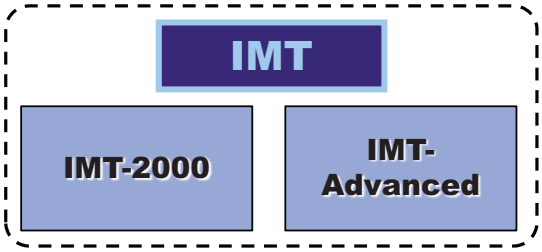

IMT-2000:
（将来の高度化を含む）

IMT-Advanced:
IMT-2000の後継システムの名称をIMT-Advancedとする旨決議。
（2007年10月、無線通信総会）

【出典：第90回（H20.6.17）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

3－10　携帯電話ネットワークの展開イメージ

・第4世代のネットワークは、3.9世代の設備を活用しながら効率的に整備されることが想定。

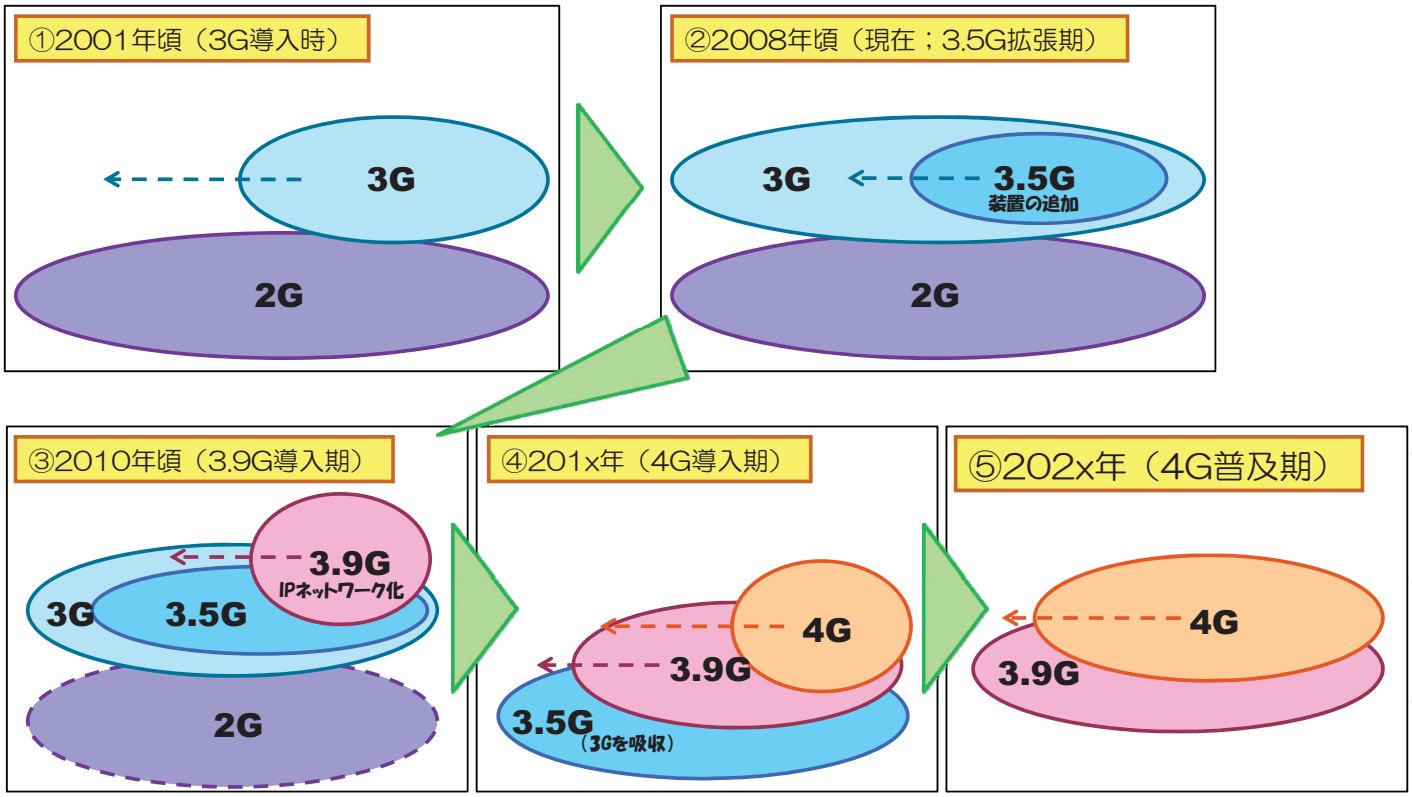

【出典：第90回（H20. 6. 17）電気通信事業紛争処理委員会資料】

3－11　MVNO（仮想移動体通信事業者）の参入

■ MVNO（Mobile Virtual Network Operator）とは、自らは無線設備を設置しないで、MNO（ Mobile Network Operator）の提供する移動通信サービスを提供する事業者。

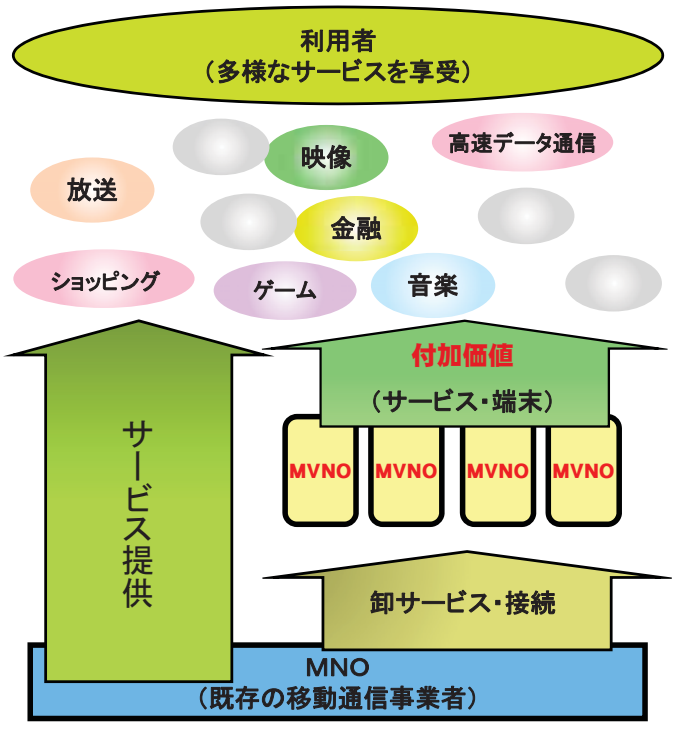

MVNOの参入状況（一部）

MNO（回線提供元）	MVNO（サービス名）	サービス概要
NTTドコモ	IIJ（IIJモバイルサービス/タイプD）	法人向け3．5G（HSDPA）による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信
	NTTコミュニケーションズ（モバイル／リモートアクセスドコモモデル）	同上
	日本通信（I・Care3G）	法人向け3.5G（HSDPA）による高速データ通信
	NTTPCコミュニケーションズ（Master’s ONE セキュア・リモートアクセスサービス 定額FOMAデータ通信プラン）	法人向け3．5G（HSDPA）による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信
KDDI（au）	セコム（ココセコム）	基地局情報＋GPS機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	京セラコミュニケーションシステム（KWINS 3G）	専用カードによるデータ通信
ソフトバンクモバイル	ウォルト・ディズニー（ディズニー・モバイル）	ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
イー・モバイル	NTTぷらら（高速モバイルオプション（EM））	3.5G（HSDPA）による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信
	NTTコミュニケーションズ（OCN 高速モバイル EM）	同上
	ケイ・オプティコム（eoモバイル）	同上
ウィルコム	日本通信（b-mobile）、ニフティ（@nifty　MobileP）等	専用PHSカード等によるデータ通信
	CSC（My　Access）	駐車場、冷凍・冷蔵機器等の遠隔監視等

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

3－12　フェムトセル基地局の導入

- フェムトセルとは、一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。
- 「フェムト」は、1000兆分の1を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

フェムトセル基地局の特徴

- 一の携帯電話基地局で半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリアをカバー
- 超小型（空中線電力20mW程度以下）
- イーサネット回線やブロードバンド回線に接続可能

（参考）フェムトセル方式の超小型基地局

例：

出力	20mW
ユーザ数	4
大きさ	135×164×40mm
重量	約0.6kg

出力	20mW
ユーザ数	4
大きさ	135×187×53.5mm
重量	約0.3kg

- 高層ビル・宅内・地下街等における携帯電話等の不感エリア解消に有効
- 基地局当たりの収容人数を数名程度とすることで、従来の携帯電話サービスよりも高速のサービス提供が可能
- FMC型のサービス（移動通信サービスの契約者が契約する固定ブロードバンドを利用した宅内外一体型のシームレスサービスの提供）の実現

フェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備等

- 電波法の一部改正
  →免許人以外の者に特定の無線局の運用を行わせることを可能とする。
- 電波法施行規則等の一部改正
  →フェムトセル基地局を免許人以外の者による運用を可能とする無線局とし、無線設備の技術基準を定める。　等

平成20年10月1日施行

- フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン

平成20年12月2日策定

携帯電話事業者の対応状況

- NTTドコモ
  平成19年11月から不感エリア対策として運用開始
- ソフトバンクモバイル
  実用化に向けて開発・実験中

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

4　電気通信事業の競争政策の動向

4－1 新競争促進プログラム2010（2006年9月策定、2007年10月改定）

新競争促進プログラム
（06年9月19日）
ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ（2010年代初頭までに実施）

各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。

1. 設備競争の促進	各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進
2. 指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し	市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備
3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し
4. 移動通信市場における競争促進	移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化
5. 料金政策の見直し	料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスキャップ規制等の見直し
6. ユニバーサルサービス制度の見直し	ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し
7. ネットワークの中立性の在り方に関する検討	ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討
8. 紛争処理機能の強化	事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討
9. 市場退出ルールの見直し	事業者の市場退出等に対応し得る制度（債権保全制度）の整備
10. 競争ルールの一層の透明性の確保等	テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供

本プログラムのフォローアップ・改定（毎年1回）

✔進捗状況（プログレスレポート）を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。
✔併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し（リボルビング）を実施。

プログレスレポート（第一次）及び新競争促進プログラム（改定）の公表
（07年10月23日）

【出典：第87回（H20. 2. 25）電気通信事業紛争処理委員会資料】

4－2 モバイルビジネス活性化プラン（2007年9月策定）

7つの現状認識

- ➢市場の成熟化
- ➢市場シェアの固定化
- ➢料金プランの複雑化
- ➢モバイルコンテンツ市場の成長潜在性
- ➢端末・サービス一体型の事業展開
- ➢ハイエンド型中心の端末市場の形成
- ➢ソリューション系ビジネス（法人市場）における成長潜在性

モバイルビジネス活性化プラン

モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

- ■新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に部分導入（遅くとも2010年時点で全面的導入を検討）
- ■販売奨励金に係る会計整理の明確化（07年度中を目途に電気通信事業会計規則を改正）
- ■SIMロックの解除（2010年の時点で解除義務化について最終的に結論）
- ■端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

各事業者に対し、検討要請文書を発出。（07年9月21日）

MVNOの新規参入の促進

- ■MVNO事業化ガイドラインの再改定（※）による環境整備（07年度中に実施）
  ※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化
- ■MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定（検討）
- ■新規周波数の割当時におけるMVNOへの配慮（検討）

事業政策課内に「MVNO支援相談センター」を設置（07年9月21日）

モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

- ■消費者保護策の強化策（料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、苦情処理機能の体制整備等）の検討
- ■プラットフォームの連携強化（IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、プッシュ型配信機能の利活用の推進等）の検討（07年度中を目途に検討開始）

ユビキタス特区の創設

通信・放送の総合的法体系の検討

モバイルアクセス網の多様化

07年中　競争評価（戦略的評価）→中間結果公表 ➢ 07年度中にプラットフォーム機能に関する検討を開始

【出典：総務省作成資料】

5　電波利用の現状と政策の動向

5－1　我が国の電波利用の変遷　～無線局数及び主な利用の推移～

1950年	1985年	2008年	今後
公共利用（放送、船舶・航空による保安通信、防災通信等）が中心	電気通信事業への民間参入が可能となり、電波の民間利用が急速に拡大	・携帯電話、1億加入超 3G移行（約90%）が進展 ・無線アクセスシステムの普及	ユビキタスネット社会における多様な電波利用（新たな電波利用ニーズの拡大）

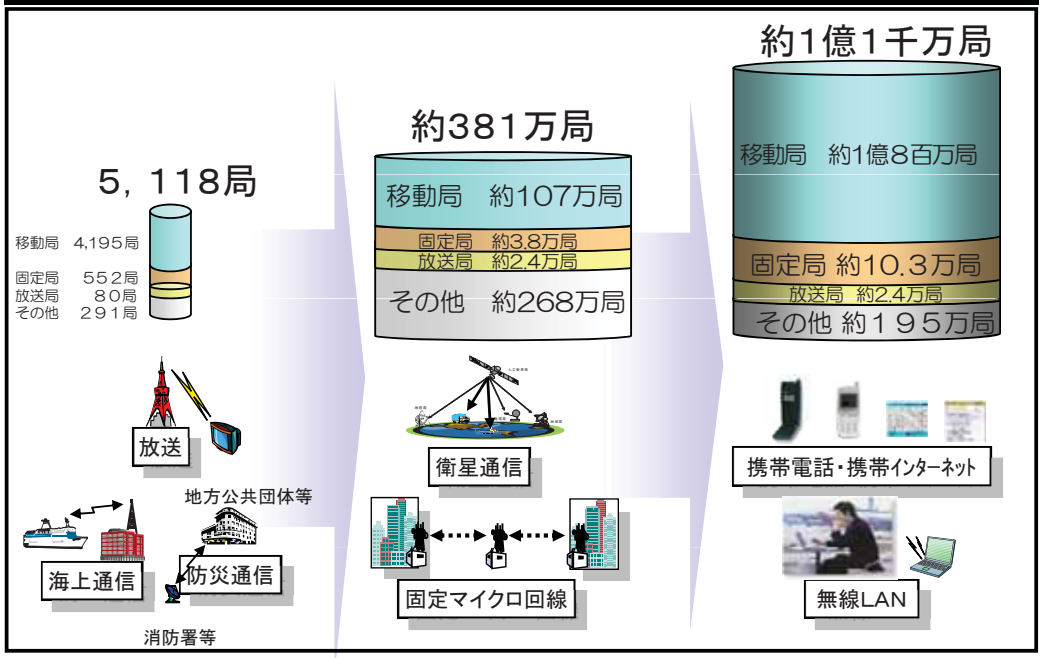

（新たな電波利用の例）

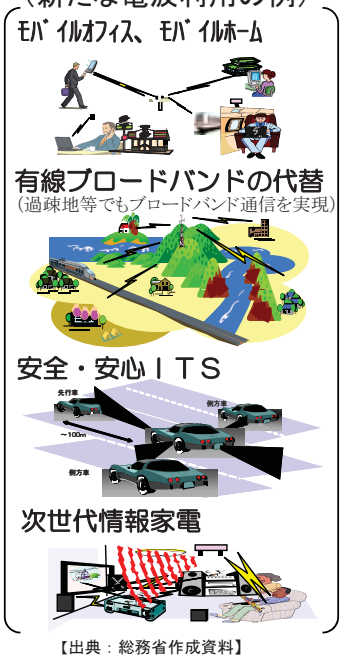

【出典：総務省作成資料】

5－2　我が国の電波の使用状況

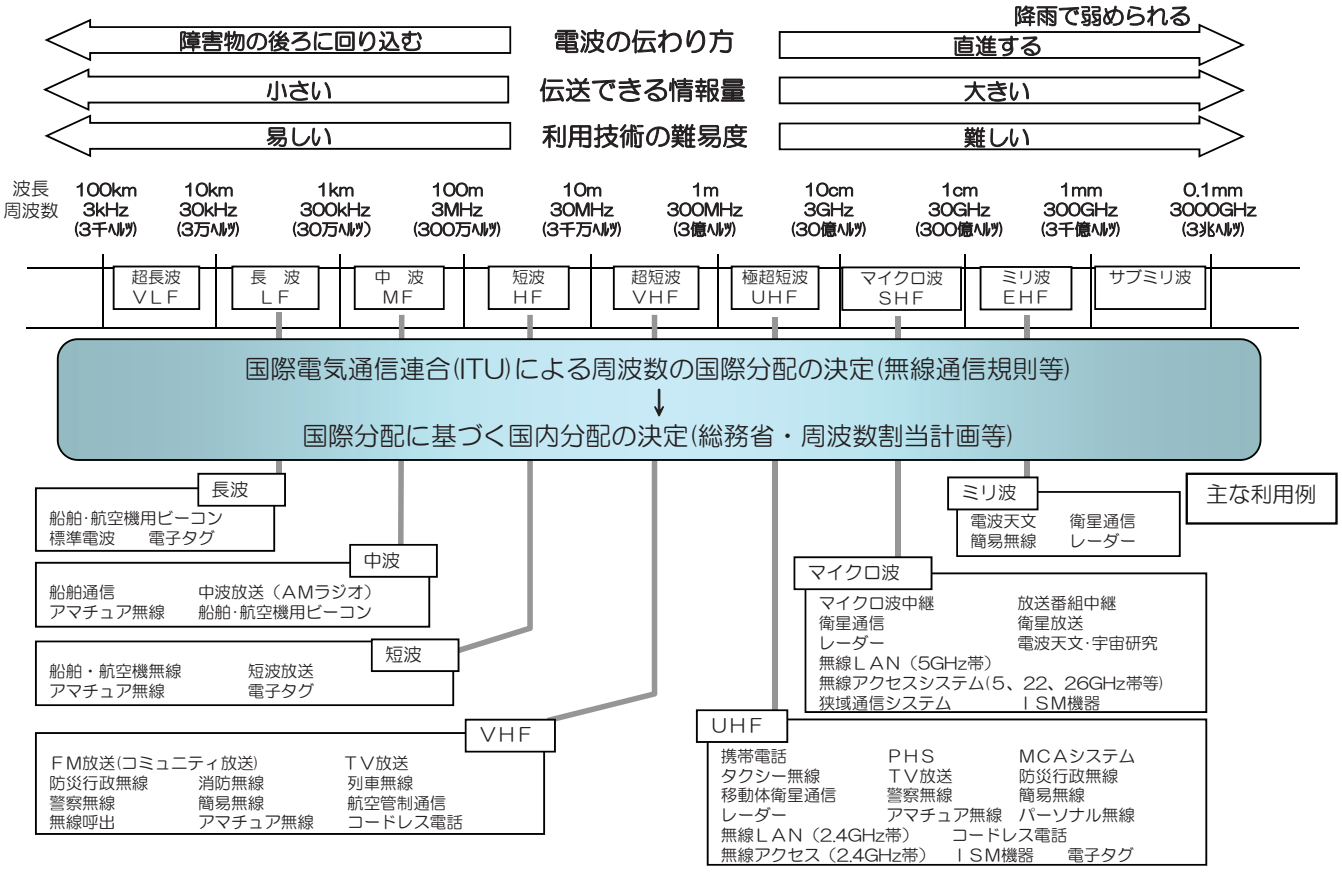

【出典：総務省作成資料】

5－3　携帯電話などに対する周波数割当ての現状と将来展開

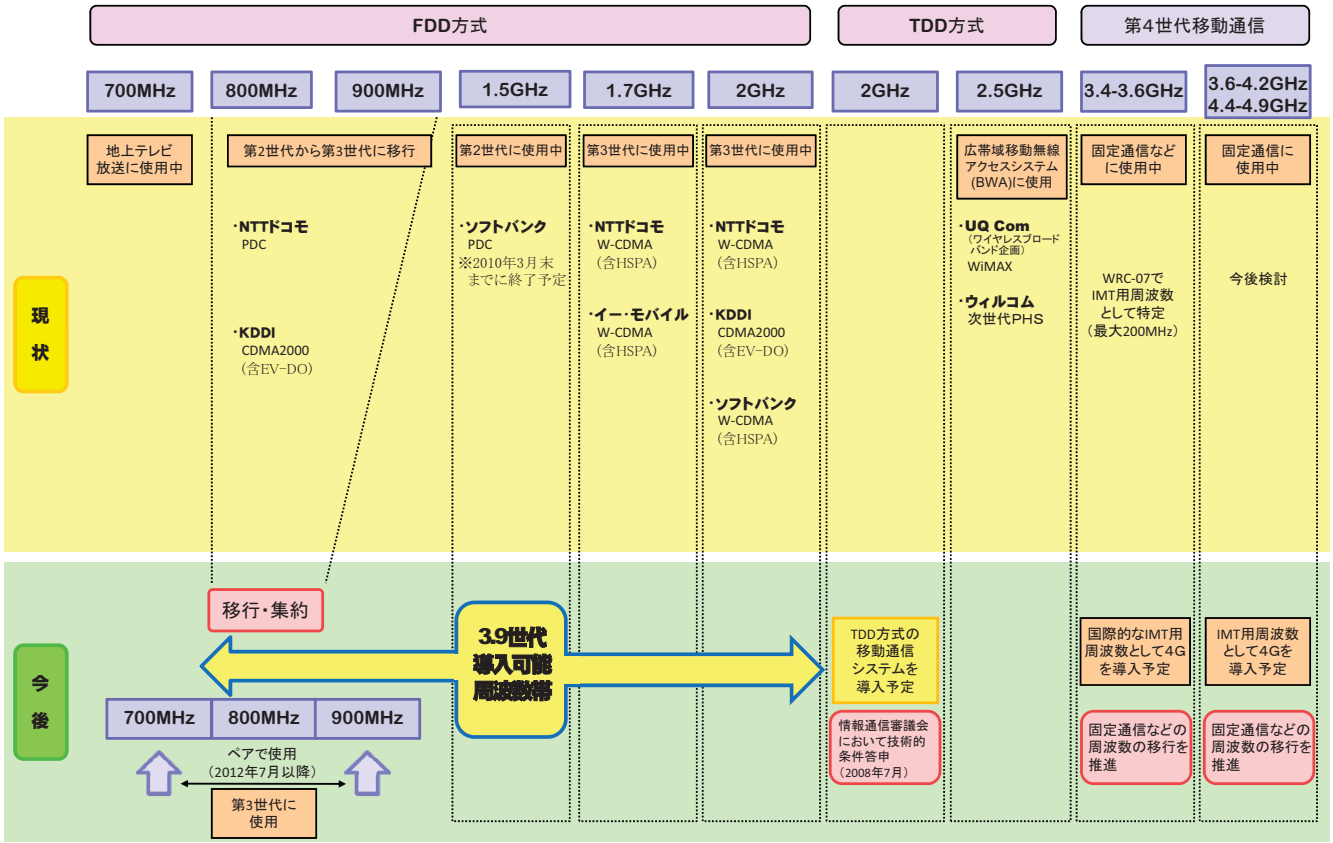

【出典：第90回（H20. 6. 17）電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

５－４　無線局の開設手続

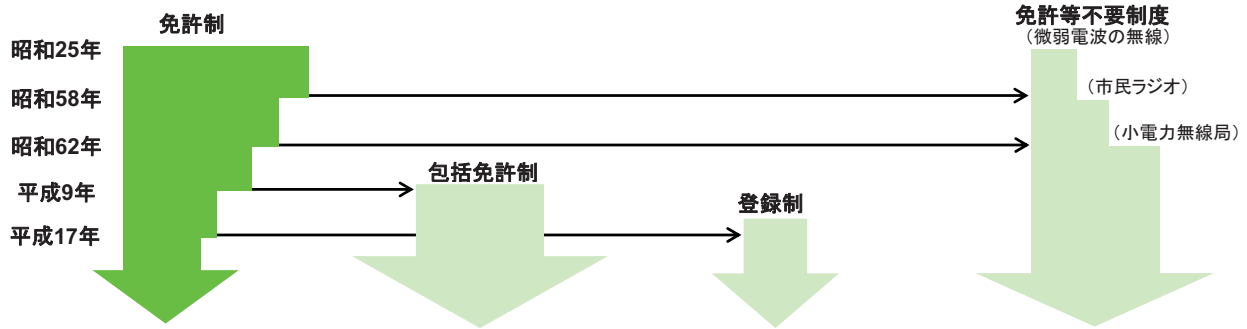

	①免許	②包括免許	③登録	④免許・登録の不要なもの	
特徴	個々の無線局としての監理が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合 （技術基準適合表示）	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局 （技術基準適合表示）	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局 （技術基準適合表示）	発射する電波が著しく微弱な無線局
開設審査	・欠格事由の有無 ・技術基準適合性 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致 ・財政的基礎（放送をする無線局に限る。）	・欠格事由の有無 ・周波数の割当可能性 ・無線局の開設の根本的基準への合致	・欠格事由の有無 ・周波数割当計画への適合性等	－	－
主な用途	・携帯電話基地局 ・人工衛星局 ・航空機局 ・船舶局 ・TV/ラジオ放送局	・携帯電話端末 ・業務用無線（共同利用型） ・VSAT地球局	・無線LAN（高出力）の基地局等 ・PHS基地局（10mW以下） ・電子タグの読み取り機（高出力）	・ｺｰﾄﾞﾚｽ電話 ・無線LAN（低出力） ・ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸ（ﾗｼﾞｵﾏｲｸ） ・自動車ﾚｰﾀﾞ ・電子ﾀｸﾞの読み取り機（低出力）	・ｷｰﾚｽｴﾝﾄﾘｰ ・ｺｰﾄﾞﾚｽﾏｳｽ
無線局数 （平成19年12月末）	約350万局 （約3．3%）	約1億251万局 （約96．7%）	4，359局 （約0．0%）	不明	不明
年間件数 （平成18年）	約150万件	7，334件	1，605件	－	－

【出典：第87回（H20.2.25）電気通信事業紛争処理委員会資料】

５－５　柔軟な電波利用環境の実現に向けた取組の推進

「電波政策ビジョン」の提言 － **情報通信審議会 答申（平成15年7月）** －

目標：世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築

今後のニーズの高まりに迅速に対応

電波開放戦略

1．周波数割当ての見直し

「電波の利用状況調査・評価制度」の導入　［平成14年電波法改正］

「周波数再編アクションプラン」の策定

「周波数割当計画」の改訂

2．周波数の迅速な再配分・利用制度の整備

迅速な電波再配分のための「給付金制度」の導入

電波のより自由な利用を推進するための無線局の「登録制度」の導入

［平成16年電波法改正］

3．電波利用料制度の見直し

電波の経済的価値に係る要素を考慮した算定方法等の導入

電波資源拡大のための研究開発及び携帯電話等の利用可能地域の拡大を推進

［平成17年電波法改正］

4．再編予定の周波数利用の検討

ワイヤレスブロードバンド推進のための周波数利用の検討

VHF/UHF帯地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数利用の検討

等

最近の取組

✓ 電波開放戦略を踏まえた周波数の再編・新たな電波利用システムの導入に向けた取組の推進
⇒2.5GHz帯への広帯域移動無線アクセスシステムの導入　等

✓ 電波利用料制度の見直し　［平成20年電波法改正］
⇒ ①使途の拡大、②料額の見直し、③納付委託制度の整備

✓ 電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための制度の創設
⇒ ①実験無線局制度の拡大、無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入、無線局の運用の特例制度の創設等［平成19年電波法改正］
②携帯電話の超小型基地局等について、他者に簡単な運用を行わせることを可能とする制度の創設［平成20年電波法改正］

等

【出典：第90回（H20.6.17）電気通信事業紛争処理委員会資料】

資料　4

電気通信紛争処理用語集

注：● は、新たに追加したものを示す。

この用語集は、電気通信設備の接続等に関する紛争や無線局開設等に伴う混信防止に関する紛争において用いられることの多い用語及び紛争処理一般に関する用語を対象としています。

なお、用いられる文脈によっては、同じ用語であってもこの用語集の説明とは異なる意味合いで用いられることがあります。

あっせん

第三者が紛争当事者の間に入り、紛争について紛争当事者の互譲により紛争を解決すること。

あっせんを行う第三者は、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相対立する当事者に話合いの機会を与える、相互の誤解を解くなどして、当事者の話し合いを促します。紛争当事者の和解による紛争の解決をめざすものであり、法律的又は技術的な争点について当事者間の歩み寄りが期待できる事案に適しています。

アンバンドル

電気通信設備を機能ごとに細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみを選択して、使用できるようにすること。

接続事業者は、不要な機能を使用しないことで、支払う接続料を抑えることができます。

● イーサネット

ＩＥＥＥ８０２．３委員会により標準化された構内データ通信網（ＬＡＮ）の規格。初期のイーサネットの通信速度は１０Mbps であったが、１００Mbps に高めたファストイーサネット、１Gbps の高速通信を可能にするギガビットイーサネットが普及している。また、さらなる高速規格として、４０Gbps や１００Gbps の規格が検討されている。

● インターネットＶＰＮ

Internet Virtual Private Network の略。インターネットを経由して構築される仮想的なプライベートネットワーク。

回線を維持するための費用が低廉で、専用線などと比べて低コストで運用することができる。パケットを暗号化するプロトコルであるＩＰｓｅｃを利用して、インターネットを利用しながら情報の機密性を保持している。

（⇔　「ＩＰ－ＶＰＮ」参照）

エンド・(ツー・)エンド料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、料金設定方法として一の事業者が役務全体（エンド・エンド）に対して設定した利用者料金。

（⇔「ぶつ切り料金」の項を参照）

卸電気通信役務

電気通信事業者が、ユーザではなく、電気通信事業者だけを対象に提供するサービス。

卸電気通信役務の提供者を「卸電気通信事業者」と呼ぶ。また、卸電気通信役務の提供条件や料金は、事業者間の相対契約で決められる。

感度抑圧

電波干渉の形態の一つで、受信機において希望波（受信機が目的とする電波）と近接する周波数の電波が強い場合に、希望波の正常な受信が抑制されること。

感度抑圧に対しては、一般的には、受信側にフィルタを挿入するなどの対策がとられる。

管路

通信ケーブルを通すために道路の地下に埋設したパイプ。

ケーブルを通すスペースしかないため、管路にケーブルを敷設したり、撤去する場合は、マンホール内で作業する。

キャリアーズ・レート

電気通信事業者が他の電気通信事業者と相互接続する際に設定する接続料金。

営業・宣伝費用などを控除して算定されるため、ユーザ料金よりも安く設定される。

キャリア・センス

搬送波（無線通信において情報を乗せるための基本的な伝送波）を受信することにより自分が発信しようとする周波数・チャネルが空いているか否かを検知する機能。

コードレス電話などでは、この機能により空きチャネルが選定されている。

空中線

アンテナのこと。空間に電波として電力を放射し、又は空間を伝搬している電波を吸収して電力を得る装置。

クラウドコンピューティング

インターネット上のサーバを利用して、ユーザに情報サービスやアプリケーション

サービスを提供するというコンピュータの利用形態。

「クラウド（雲）」とは、インターネット及びインターネットに接続されたサーバの集合体やデータセンタを意味する。ユーザは、自分のパソコンや会社のサーバではなく、インターネット上のサーバを利用して作業を行うため、独自にシステムを構築したり、アプリケーションソフトやデータを自分で所持・管理する必要がなく、初期コストを抑えることができる。

クロージャ

通信事業者の局とユーザ宅を結ぶ加入者線に設置し、銅線ケーブルや光ファイバ・ケーブルの分岐、接続などの配線を行うための箱。

電柱上に設置するタイプやマンホールなどの地中に置くタイプがある。

広域イーサネット

地理的に離れた構内データ通信網（ＬＡＮ）間などをイーサネットで使用されているインターフェースにより接続する広域通信網。

ＩＰ－ＶＰＮに比べ、さまざまな通信プロトコルが利用可能であり、既存のイーサネット機器を利用できるため、コストを抑えたネットワーク構築ができる。

広帯域移動無線アクセス

「ＢＷＡ」の項を参照のこと。

コグニティブ無線

周囲の無線状況を自動的に認知して、一台の端末で最適な周波数や無線方式を切り替えて通信することができる無線技術。

コグニティブ（Cognitive）とは、「認知的な」を意味する。

コロケーション

指定電気通信設備を保有する電気通信事業者の建物・局舎、管路、とう道、電柱等に、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。

サーバ

ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。

インターネットでは、ウェブサーバ、メールサーバ等がある。

裁定

当事者間で意見の一致をみない事項について第三者がその是非等を裁断して決定すること。

シェアドアクセス方式

１本の光ファイバ回線を複数の加入者で共有するＮＴＴ東西が開発したアクセス方式。

実際費用方式

「接続料」の算定方式の一つで、電気通信事業者が電気通信設備の構築・維持管理に実際に要する費用から年間経費を計算し、これを元に１回線当たりや１通話当たりの接続料を算定する方式。

ジャンパ線

ＭＤＦ（主配線盤）に収容された端末回線や加入者交換機からの回線等に用いられる銅線ケーブル。

周波数

電波、音波などの１秒間の振動数。

その単位は、以前はサイクルで表記されたが、現在はヘルツ（Hz）で統一されている。

シングルスター方式

電話局から加入者宅までを１本の光ファイバで配線するアクセス方式。

振幅

信号の振動の幅。

信号の振動の山の頂点から谷の底までの距離の半分。

スタックテスト

接続料の認可時等に行われる、接続料と利用者料金との関係に関する検証。

一般的に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金は、コストに適正利潤を加えたものとなることから、接続料と利用者料金の差分等の関係性から接続料水準の妥当性を検証する。

スプリアス

電波を送信する場合に、必要とする周波数帯以外にも発射されてしまう電波。

「不要発射」とも呼ばれる。

接続料

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額（電気通信

事業法第３３条第２項参照)。

接続会計

接続料算定の適正化のために設けられた電気通信事業固有の会計。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその作成及び公表が義務づけられている。

接続約款

電気通信事業者が電気通信設備の接続条件を定めるために作られた約款。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その公表が義務づけられている。

セル

移動通信システムにおいて、一つの基地局から発射される電波が届くエリア、ゾーン。

小さなゾーンが集まってサービス地域をカバーする様子が細胞(cell)を連想させるため、セルと呼ばれる。

第一種指定電気通信設備

他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の発達に欠くことのできない電気通信設備として指定された固定通信用の電気通信設備。

都道府県の区域内で、特定の電気通信事業者が全体の２分の１を超える固定端末系伝送路設備を設置している場合の当該設備などが該当し、具体的には、現在、ＮＴＴ東西地域会社の加入者回線や、加入者・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可等の接続関連規制、情報流用の禁止などの行為規制などの規制が課せられる。

第3世代携帯電話

ＩＴＵ（国際電気通信連合）の定めた「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話。

アナログ方式の第１世代携帯電話、デジタル方式の最初の方式である第２世代携帯電話に続く携帯電話の方式であり、我が国ではＮＴＴ DoCoMo の「FOMA」シリーズ、au の「CDMA2000 1x」、「CDMA 1x WIN」シリーズ、SoftBank の「SoftBank 3G」シリーズなどが該当する。

第二種指定電気通信設備

不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備。

特定の電気通信事業者の業務区域内で接続される携帯電話端末設備の割合が全体の２５％を超える場合の当該事業者の伝送路設備が該当し、具体的には、現在、ＮＴＴドコモの伝送路設備・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出が課せられる他、収益ベースのシェアが２５％を超える場合には、情報流用の禁止などの行為規制も課せられる。

第4世代携帯電話

２０１０年頃の標準化を目指してＩＴＵ（国際電気通信連合）において検討されている第３世代携帯電話の後継システム。２００５年１０月に名称を「IMT-Advanced」とすることで合意がされた。

高速移動時で 100Mbps、静止時や低速移動時で 1Gbps の伝送速度を実現することを目標としている。

ダークファイバ

敷設されていながら使用されていない光ファイバ。

光信号がまったく通っていない状態にあることから、ダーク(暗い)ファイバと呼ばれる。

地域IP網

ＮＴＴ東西地域会社が、「フレッツ・ISDN」や「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」を提供するために都道府県単位に構築した IP ネットワーク。

ＩＳＰは、地域ＩＰ網に設けられたＰＯＩ（相互接続点）に接続することで、県下全域を自らのサービス・エリアとしてカバーすることができる。

仲裁

当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。

当事者は不満があっても、原則としては仲裁判断に従わなければなりません。

仲裁廷

仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う 1 人の仲裁人又は 2 人以上の仲裁人の合議体（仲裁法第２条参照）。

長期増分費用方式

「ＬＲＩＣ」の項を参照のこと。

直加入電話

ＮＴＴ東西地域会社の交換機を経由せず、直接、加入者と事業者との間を結ぶ固定電話サービス。

ＮＴＴ東西通信会社から、加入者回線を借り受け、電話局間の幹線網や交換機は独自に用意したものを利用して提供されることが多い。

データセンタ

サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設。

サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、ＩＤカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。。

電波遮へい

高速道路等のトンネルや地下街等の閉塞地域といった人工的な構築物により、携帯電話等の通信サービスに利用される電波が遮へいされて、通信サービスに障害が発生すること。

とう道

地中で通信ケーブルを収容するトンネル。

管路と同様に通信ケーブルを通すためのものだが、ケーブルを通せるだけのスペースしかない管路に対し、人が入れるほどの広さを持つ。

登録（無線局の）

あらかじめ他の無線局に混信を与えないように一定の条件を満たす無線局について、無線局の免許制度で行っている事前審査を簡略化して、登録手続により開設することができる制度。

登録の対象となる無線局は、５GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、空中線電力が１０mW 以下のＰＨＳの基地局などがある。

ドライカッパ

電気通信事業者が所有するメタルケーブル（銅線）による電話回線網のうち、使用していない回線。

他の電気通信事業者へ貸し出され、ＡＤＳＬ等のデジタル加入者線や直収電話の回線として使用される。

トランジット

ＩＳＰが他のＩＳＰからのトラヒックをインターネット全体に中継すること。

一般にＩＳＰ間に上流・下流の関係が生じ、トランジット・サービスを受けるＩＳＰは、トランジット・サービスを提供するＩＳＰに対してトランジット費用を支払う。（⇔ 「ピアリング」参照）

ネットワークの中立性

ＩＰ化が進展する中でのネットワークの利用の公平性（通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性）及びネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）。

波長

電波の１周期の長さ（距離）。

波長＝光速度÷周波数の関係にある。

番号ポータビリティ

加入電話や携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更しても、これまでと同じ番号を引き続き使用できる制度。

搬送波（キャリア）

無線通信において、情報を乗せるための基本的な伝送波。

ピアリング

ＩＳＰ間で互いに相手方ＩＳＰあてのトラヒックを交換し合うこと。

一般に、ピアリングにおいては、ＩＳＰは対等な関係にある。

（⇔ 「トランジット」の項を参照）

ビル＆キープ方式

ユーザ料金にエンド・（ツー・）エンド料金を設定する場合に、接続料は互いに支払わないこととする接続料の設定方式。

自網に加えて接続先のネットワーク部分を含めて通信の発側事業者が基本的にユーザ料金を設定（ｂｉｌｌ）するが、接続料は互いに支払わない（ｋｅｅｐ）ため、自ら設定した自網発のユーザ料金収入で自網内のコストを回収することとなる。

フィルタ

無線通信において、希望する周波数帯域の信号を通過させたり、阻止する装置。

電波の干渉を回避するためにも用いられ、干渉を与える側の無線機又は受信機に挿入される。

フェムトセル

一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。

「フェムト」は 1000 兆分の 1 を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

ぶつ切り料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、当該複数事業者が各々自己の役務提供区間について、それぞれ設定した利用者料金。

（⇔「エンド・（ツー・）エンド料金」の項を参照）

プラットフォーム

様々なネットワークサービス提供のため、共通的に利用可能な整備された機能。

一般に、認証機能、課金機能、著作権管理機能などが該当する。

ブロードバンド

FTTH、DSL、ケーブルインターネットなど、高速通信を可能とする回線

ブロードバンドに対し、低速の回線をナローバンドという。

ベストエフォート

ユーザが利用できる通信の伝送帯域を、ネットワークが混雑したときには、保証しないタイプのサービス。

これに対し、伝送速度を保証するサービスの型は「ギャランティ型」と呼ばれる。

包括免許（無線局の）

同じ類型に属する無線局について、個々の無線局ごとに免許を受けることなく、一つの免許を受けることによって、複数の無線局を開設することが可能となる制度。

対象となる無線局は、発射する電波が通信の相手方の無線局により自動的に制御される無線局で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(特定無線局)であり、具体的には電気通信事業用としては携帯電話の陸上移動局などが該当する。

防災行政無線

地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信。

ボトルネック設備

その設備を利用しなければ事業の遂行やサービスの提供ができない、若しくは著し

く困難になってしまうような設備。

ホワイトスペース

放送用など、ある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数領域（空きスペース）。

マイクロセル

移動無線システムにおける半径が数百 m のセル。

具体的には、ＰＨＳのセルなどが該当し、通常の携帯電話のセルに比べてセルの半径が小さいため、マイクロセルと呼ばれる。

（⇔「マクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）

マイライン（優先接続）

電話をした場合にユーザが事前に登録した電話会社に自動的に通話をつなぐ電話会社選択サービス。

ユーザ側で事業者識別番号をダイヤルする必要がなくなる。平成１３年５月に開始された。

マクロセル

移動無線システムにおける規模大きなセル。

携帯電話において、セルの半径は1.5ｋｍ～数ｋｍで、ＰＨＳなどのセルに比べて大きいため、マクロセルと呼ばれる。

（⇔「マイクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）

マルチプレフィックス問題

ＮＴＴ東西の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）において、インターネット接続事業者（ＩＳＰ）の付与するＩＰｖ６アドレスとＮＴＴ東西が付与するＩＰｖ６アドレスが競合して、通信に不具合が生じる問題。

無線従事者

無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう（電波法第２条第６号参照）。

無線局の無線設備の操作は、簡易な操作であって総務省令（電波法施行規則第３３条）で定めるものを除き、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けた者でなければ行ってはならない。

無線ＬＡＮ

無線を使って構築される LAN。

通信方式は、2.4GHz 帯を用いる IEEE802.11b（最大伝送速度 11Mbps）や IEEE802.11g（最大伝送速度 54Mbps)、5GHz 帯を用いる IEEE802.11a（最大伝送速度 54Mbps)、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯を用いた 100Mbps 以上の実行速度を達成する IEEE802.11n（現在はドラフト版）等がある。

メディア･コンバータ

光ファイバと銅線ケーブルの間などでデータ伝送のメディア変換を行う装置。

免許不要局

免許を受けることなく、自由に開設することが認められた無線局。

発射する電波が著しく微弱な無線局､市民ラジオの無線局及び空中線電力が 0.01W 以下の小電力無線局で総務省告示の条件に適合するもの(コードレス電話、特定小電力無線局等)については免許は不要で、その開設は自由である。

予備免許（無線局の）

無線局の開設に先立って与えられる免許。

申請書の内容が定められた条件を満たしている場合、予備免許が与えられる。その後、申請者は工事に着手し、落成後の検査に合格すれば免許が与えられる。

ライン･シェアリング

他の通信事業者が敷設済みの銅線を借りて ADSL サービスなどを提供する仕組みの一つで、電話サービスに利用しない周波数帯域を貸し出す形態。

ルータ

異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器。

ネットワークを流れてきたデータについて､あて先アドレスから通信経路を選択し､他のネットワークへ中継を行う。

ローミング

携帯電話などで､ユーザが直接契約している電気通信事業者のサービス・エリア外において、他の電気通信事業者の通信サービスを受けられるようにすること。

０５０-IP電話

「０５０」で始まる電話番号を使用するＩＰ電話。

ＡＤＳＬなどのブロードバンドサービスを利用する際のオプションとして提供されていることが多い。

（⇔ＯＡＢ～Ｊ－ＩＰ電話）

０ＡＢ～Ｊ-ＩＰ電話

加入電話と同じ体系の電話番号を使用するＩＰ電話。
０５０－ＩＰ電話と異なり、「固定電話並みの通話品質と安定性を確保する」等、総務省が定める一定の条件を満たす場合に限り、０ＡＢ～Ｊからはじまる電話番号を使用することができる。
（⇔０５０－ＩＰ電話）

3.5G

3.5th generation の略。第三世代携帯電話を高度化し、ＡＤＳＬ級の高速データ通信（下り１０Mbps 程度、上り５Mbps 程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽や動画などの大容量のデータを比較的スムーズに伝送することが可能。

3.9G

3.9th generationの略。第三世代携帯電話を高度化し、光ファイバ級の高速データ通信（下り１００Mbps程度、上り５０Mbps程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽、動画などの大容量のデータをスムーズに伝送することが可能。

4G

4th generationの略。「第４世代携帯電話」の項を参照のこと。

ADR

Alternative Dispute Resolution の略。裁判以外の紛争解決手段。
行政機関や民間機関によるあっせん，仲裁及び民事調停・家事調停，訴訟上の和解などがある。

BWA

Broadband Wireless Access の略。広帯域移動無線アクセス。屋外や移動環境下でブロードバンドアクセスを可能にする無線システムの総称。

CDMA

Code Division Multiple Access の略。符号分割多元接続。
無線通信で、同じ周波数帯の電波を複数のユーザで効率的に共用する多元接続方式の一つでスペクトラム拡散を基盤技術とする。CDMA 方式のメリットは、①信号の秘匿性が高く盗聴に強い、②妨害波や干渉波の影響を受けにくい等がある。

DSL

Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

DSLAM

Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数の DSL 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行う集線装置。

FDD

Frequency Division Duplex の略。移動通信システムにおいて基地局と移動機の間での双方向通信を実現する通信方式の一つ。

上り回線と下り回線で、異なる周波数を利用する。

FMC

Fixed-Mobile Convergence の略。固定通信（Fixed）と移 動通信（Mobile）の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。

FTTH

Fiber To The Home の略 。各加入者宅まで光ファイバを敷設することにより実現する、数 10～最大 100Mbps 程度のブロードバンドサービス。

FTTR

Fiber To The Remote Terminal の略。加入者宅の近くまで光ファイバを引き、そこから宅内までを VDSL などの高速 DSL でつなぐブロードバンドサービス。

IMS

IP Multimedia Subsystemの略。音声、データ、映像などの伝送をＩＰ化して統合し、マルチメディアサービスとして実現する規格。

第三世代携帯電話用の規格として策定されたが、ＮＧＮにおいても利用される。

IP

Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。

IP電話

通信ネットワークの一部又は全部において IP（インターネットプロトコル）技術

を利用して提供する音声電話サービス。

IPTV

Internet Protocol Television の略。ＩＰプロトコルを利用して行う映像配信。広義ではストリーミングなども含まれるが、狭義では一定の品質を確保するため、管理されたネットワーク上で配信されるものに限定される。

IPv6

Internet Protocol-version ６の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル（ＩＰｖ４）の次期規格。

ＩＰｖ４に比べて、アドレス数の大幅な増加、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現できる。

IP－VPN

Internet Protocol - Virtual Private Network の略。電気通信事業者のＩＰ網上において構築されたユーザ専用の仮想的なプライベートネットワーク。

インターネットを経由しないため、インターネットＶＰＮよりも機密性や信頼性に優れた通信が可能。

（⇔ 「インターネットＶＰＮ」参照）

ISP

Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者。

単に、プロバイダーと呼ばれることもある。

IX

多数のＩＳＰが効率的にトラヒックを交換するために設けられたポイント・設備。

LAN

Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等においてコンピュータやプリンタ等の情報機器を接続するネットワーク。

LLU

Local Loop Unbundle の略。地域通信網（ローカル・ループ）を設備ごとにアンバンドルし、他の電気通信事業者に開放すること。

LRIC

Long-Run Incremental Cost の略。長期増分費用方式。接続料を、実際の費用発生額（ヒストリカルコスト）ではなく、現在と同じ加入数規模とトラヒックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて算定する方式。

MCA

Multi-Channel Access の略。１つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザが利用することで周波数の有効利用を図る無線システム。

ＭＣＡでは、通信に際しては多数のチャネルの中から空きチャネルを自動的に選択する。

MDF

Main Distribution Frame の略。主配線盤。外部から引き込んだ加入者線の束を収容し、内部に配線する設備。

電話局やオフィス・ビル、集合住宅に設置されている。

MVNE

Mobile Virtual Network Enabler の略。

MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。

MNO

Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者。

MVNO

Mobile Virtual Network Operator の略。①MNO の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）・運用していない者。

NGN

Next Generation Network の略。PSTN（公衆交換電話網。電話交換機によって構成される通信網）に代わるパケットベースのネットワーク。

電気通信サービスの提供を目的として、広帯域かつ QoS 制御が可能な伝送技術を

活用したパケットベースのネットワーク。

NNI

Network‐Network Interface の略。ネットワーク間を接続するためのインタフェース。

NTSコスト

Non-Traffic Sensitive Cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラヒック）に依存しない費用。

OSU

Optical Subscriber Unit の略。加入光ファイバにおいて、電話局側に設置される加入者線終端装置。

P2P

Peer to Peer の略。不特定多数のコンピュータが対等に接続され、直接ファイルなどの情報を送受信する通信形態。

PSTN

Public Switched Telephone Networks の略。電話交換機によって構成される通信網。

QoS

Quality of Service の略。主にネットワークサービスの品質。

ネットワークサービスの場合、到達保証や通信帯域、遅延時間などの安定性が指標となる。

SaaS

Software as a Serviceの略。インターネットを通じてソフトウェア機能を提供するサービス。

同時にシステムを構築したり、パッケージソフトを購入してインストールするなどの手間がかからずにソフトウェアを利用でき、作成したデータはＳａａＳ事業者のサーバに保管されるため、導入・運用コスト等の削減が見込まれる。

SIP

Session Initiation Protocolの略。ＩＰネットワーク上で一連の通信(session)の開始（initiation）を制御するための通信手順（Protocol）。

主に、ＩＰ電話に使われてきたが、オープンなプロトコルのため互換性が高く、N

ＧＮにおいても使用される。

SNI

Application Server-Network Interface の略。各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。

TDD

Time Division Duplex の略。移動通信システムにおける無線基地局と移動機の間での双方向通信を実現する方式の一つで、非常に短い時間周期で上り方向の通信と下り方向の通信を切り替えて、上りと下りで同じ周波数を利用するもの。

VoIP

Voice over Internet Protocol の略。IP ネットワーク上で音声をやり取りするための技術の総称。
IP 電話やインターネット電話と呼ばれるサービスはこの技術を用いる。

WDM

Wavelength Division Multiplexing の略　光ファイバの両端に波長を多重化する装置をつなぎ、光ファイバ上の伝送情報量を飛躍的に増大する技術。

WiMAX

Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。従来の無線ＬＡＮよりも広範囲（数 km 程度）をカバーし、下り最大約 40Mbps 程度の高速通信が可能な無線通信規格。

電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ！

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合には、当委員会が相談に応じます。

1．制度の趣旨

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信設備の接続等をめぐる電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。この調整は、従来、当事者間の協議に委ねられており、１年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、このたび、この調整が円滑に進むようにするため、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度が創設されました。

2．対象となる無線局

あっせん・仲裁の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局です。

① 電気通信業務　② 放送の業務　③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
④ 電気事業に係る電気の供給の業務　⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務　⑦ ＭＣＡを使用する業務

● 想定される事例

新設基地局Ａの発射電波が、既存基地局Ｂの通信を妨害。

➡ ❶ 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんにより、Ｂにフィルタを挿入することで両者合意。

➡ ❷ 電気通信事業紛争処理委員会がフィルタの挿入に係る費用負担について仲裁。

ポイント（あっせんと仲裁の違い）

あっせんの制度は、あっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度です。あっせんは、裁判及び仲裁の手続よりも簡易な手続により行われます。

仲裁の制度は、仲裁委員が厳格な手続により仲裁判断を行うことで紛争の解決を図る制度です。仲裁判断には確定判決と同一の効力が発生し、仲裁判断が命ずる給付は執行決定により強制執行の対象となります。

あっせん・仲裁等に関するQ&A

Q 相談やあっせん・仲裁の利用は有料ですか。

A 無料です。

Q 電気通信事業者ではない者も利用できますか。また、あっせん・仲裁を申請する場合の窓口は、どこですか。

A 放送事業者など電気通信事業者以外の者も利用できます（表頁の対象となる無線局を御参照ください。）。また、申請窓口は、総務省総合通信基盤局総務課です（申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできます。）。

Q 企業名などは公開されますか。

A あっせん・仲裁の手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんや仲裁の終了後には、今後の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています（御了解なしに具体的内容を公開することはありません。）。

Q 新規に無線局を開設する者同士の混信防止の協議が難航した場合は、あっせん・仲裁の制度を利用できますか。

A あっせん・仲裁の制度の対象としていません。

連絡先等

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合は、まず電気通信事業紛争処理委員会事務局にお問い合わせください。相談に幅広く応じ、アドバイスや参考情報の提供を行います。

相談は無料ですのでお気軽にどうぞ！

〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ関２－１－２
中央合同庁舎第２号館 総務省４階
電気通信事業紛争処理委員会事務局

連絡先
TEL：03-5253-5500 FAX：03-5253-5197
E-mail：soudan@ml.soumu.go.jp
URL:http://www.soumu.go.jp/hunso/

電気通信事業者間等の

トラブルに強い味方

「電気通信事業者」相談窓口

TBDSC　総　務　省
電気通信事業紛争処理委員会

お気軽にお問い合わせください！

「電気通信事業者」相談窓口のご案内

〒100−8926
東京都千代田区霞ヶ関2−1−2
中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信事業紛争処理委員会
事務局内

TEL：03−5253−5500
FAX：03−5253−5197
e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

より詳しく知りたい場合は

ウェブサイト（紛争処理マニュアルをクリック）から入手可能です。

電気通信事業紛争処理委員会
ウェブサイト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

電気通信事業
紛争処理マニュアル

無線局
紛争処理マニュアル

ありま す！

「電気通信事業者」相談窓口

電気通信事業
紛争処理委員会
による
あっせん

電気通信事業者の皆様
無線局を開設される皆様

こんなトラブルや相談ありませんか？

- ダークファイバーの利用を断られた
- 接続料や網改造料の支払い（算定方法、精算方法、担保の提供）について、当事者間で合意できない
- 局舎や電柱の利用を拒否された
- 接続や電気通信サービスの契約の取次ぎを拒否された
- 無線局を開設するため、既存局と混信防止の協議を行っているが、難航している
- 接続のための工事や手続を改善してほしいが、応じてくれない
- 過去の類似事例やその解決方法を知りたい
- 次世代ネットワーク（NGN）、MVNOとMNOの接続などに関するトラブル
- あっせん申請書の書き方がよく分からない

※電気通信事業紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。

相談窓口

まずこちらに御相談ください。

「電気通信事業者」相談窓口では、委員会の事務局職員が電気通信事業者間等のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、アドバイスや参考情報の提供を行っています。

ポイント

電気通信設備の接続、無線局の開設に伴う混信防止等をめぐるトラブルの相談に応じます。当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

相談は無料ですのでお気軽に

「電気通信事業者」相談窓口

［相談専用電話］03−5253−5500
FAX 03−5253−5197

［相談専用メールアドレス］
e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

◎電話やインターネットに関する消費者の苦情・相談窓口は、総務省電気通信消費者相談センター（電話:03−5253−5900）です。

あっせん

電気通信事業者間等の紛争を簡易で迅速に解決するため、あっせんを行います。

あっせんは、専門家3人程度からなるあっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものです。任意の手続ですので、あっせんに従うことを強制されることはありません。

<対象となる紛争の例>

- **電**気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件、支払等）に関する紛争
- **卸**電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）に関する紛争
- **接**続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物、電柱等の利用、情報の提供等に関する紛争
- **無**線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争

あっせんは、これまで48件の利用があります。平均して**1ヶ月半**程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした**迅速**な紛争処理を実現しています。また、約6割（29件）の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。（平成20年末現在）

紛争解決に至った事例

ADSL事業者が、他事業者の中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、当委員会にあっせんを申請。当委員会からあっせん案を示すことで、2ヶ月後に解決しました。

そこが知りたい！

あっせんに関する Q&A

Q 利用できるのは誰ですか。

A 電気通信設備の接続等に関する紛争のあっせんは、電気通信事業者が利用可能です。
無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争のあっせんは、電気通信、放送、防災行政無線、電気、ガス、鉄道、MCAの無線局を開設しようとする方などが利用可能です。

Q 相談やあっせんを受けるのに利用料の支払いは必要ですか。

A 相談やあっせんの利用は無料です。

Q 企業名などは公開されますか。

A あっせん手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんの終了後には、他の事業者等の参考になるよう、当事者にご了解をいただいた範囲で事案の概要等を公開しています。ご了解なしに企業名等を公開することはありません。

Q あっせんを行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんを申請したことで、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。

A 合理的な理由がなく特定の事業者に限って、接続等の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争について

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。
電気通信事業紛争処理委員会は、この調整が円滑に進むようにするため、平成20年4月よりあっせんを行っています。
具体的には、干渉許容レベル、妨害回避策の選択、回避策のための費用の負担方法などについて、当事者間で協議が調わない場合にあっせんをすることが考えられます。

○あっせんの申請窓口

担　当	連 絡 先
総務省総合通信基盤局 総務課	電話:03−5253−5827

○あっせんの申請経由窓口

あっせんの申請は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができます。

総合通信局等	申請の内容	連 絡 先	
北海道総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:011−709−2311（内線4705）
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:011−709−2311（内線4602）
東北総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:022−221−0630
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:022−221−0602
関東総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:03−6238−1670
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:03−6238−1623
信越総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:026−234−9948
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:026−234−9963
北陸総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:076−233−4422
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:076−233−4412
東海総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:052−971−9403
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:052−971−9105
近畿総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:06−6942−8519
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:06−6942−8505
中国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:082−222−3378
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:082−222−3304
四国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:089−936−5042
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:089−936−5011
九州総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課	電話:096−326−7824
	無線局の開設等	総務部総務課	電話:096−326−7806
沖縄総合通信事務所	電気通信設備の接続等	情報通信課電気通信事業担当	電話:098−865−2302
	無線局の開設等	総務課総務担当	電話:098−865−2301

電気通信事業紛争処理委員会について

電気通信事業紛争処理委員会（現委員長　龍岡資晃（たつおかすけあき）学習院大学法科大学院教授、元福岡高等裁判所長官）は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。委員会では、あっせんや仲裁のほかに、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行っています。

委員会は、元裁判官、弁護士、学識経験者（通信工学、会計学、産業分析）からなる5人の委員から構成されています。このほか、あっせん・仲裁に参画する特別委員が8人任命されています。

資料　7

紛争処理事例の内容別一覧

1　接続の可否に関する紛争

○ ダークファイバの接続拒否に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6　終了	**彩ネット㈱** **NTT 東日本**	**彩ネット㈱による東日本電信電話㈱のダークファイバとの接続**	**終結** **(合意により解決)**
平成16年(争)第3号～4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	**ソフトバンクBB㈱** **NTT 東日本** **NTT 西日本**	**ソフトバンクＢＢ㈱による東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱の中継ダークファイバとの接続**	**終結** **(合意により解決)**

2　接続料及び網改造料に関する紛争

○ 接続料の水準等に関する紛争

＜仲裁事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成16 年(争)第1号～2号 H16.4.2　申請 H16.4.27　仲裁不実行通知	**NTT 東日本** **NTT 西日本** **平成電電㈱**	**東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱による法人向けIP電話網と平成電電㈱電話網との接続条件(接続料等)**	**仲裁不実行** *(参考) 本件終了後の状況* ***あっせん申請 (申請取下げ (合意により解決))***

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成16年(争)第5号～6号 H16.12.17 申請 H16.2.22 終了	**NTT 東日本** **NTT 西日本** **平成電電㈱**	**東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱による法人向けIP電話網と平成電電㈱電話網との接続条件(接続料等)**	**申請取下げ** **(合意により解決)** *(参考)本件申請前の経緯* ***仲裁申請** (仲裁不実行)*
平成18年(争)第1号～14号 H18.8.9　申請 H19.3.27 終了	**A社等各社** **B社**	**A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担**	**申請取下げ** **(合意に至らず)**

○ 事業者間精算の方法（請求先）に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争)第9号～23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	**A社** **B社等各社**	**A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続についての事業者間精算の方法について**	**終結** **（合意により解決）**

○ 機能の利用終了後における網改造料の支払い義務の有無に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	**彩ネット㈱** **NTT 東日本**	**彩ネット㈱による東日本電信電話㈱に対する網改造料の支払義務の有無**	**終結** **（合意により解決）**

○ 直収発携帯着の利用者料金設定権の所在に関する紛争

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年11月5日 **電委第115号** H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	**平成電電㈱による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定** *（参考）本答申に関連した措置* ***総務大臣に対する勧告***

＜勧告＞

発出日等	概要等
平成14年11月5日 **電委第115号**	**接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告** *（参考）本勧告の関連事例* ***平成電電㈱による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定***

○ ＭＮＯ・ＭＶＮＯ接続における利用者料金設定権の所在、接続料の帯域幅課金等に関する紛争

＜諮問事例＞

答申日等	事例の概要等
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	**日本通信(株)の㈱NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定** *(参考)本答申に関連した措置* ***総務大臣に対する勧告***

＜勧告＞

発出日等	概要等
平成19年11月22日 電委第69号	**接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告** *(参考)本勧告の関連事例* ***日本通信㈱のＮＴＴドコモとの相互接続によるＭＶＮＯ事業に関する裁定***

3　接続のための工事・網改造等に関する紛争

○ 接続のための自前工事の拒否に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	**ビー・ビー・テクノロジー㈱** **NTT西日本**	**ビー・ビー・テクノロジー㈱による西日本電信電話㈱の端末回線との接続に必要な自前ＭＤＦジャンパ工事**	**あっせん打切り** *(参考)本件終了後の状況* ***仲裁申請(仲裁不実行)*** ***総務大臣の接続協議再開命令***
平成14年(争)第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	**イー・アクセス㈱** **NTT西日本**	**イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びＭＤＦの利用等**	**終結** **(合意により解決)**

＜仲裁事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	**ソフトバンクBB㈱** **NTT西日本**	**ソフトバンクBB㈱による西日本電信電話㈱の端末回線との接続に必要な自前ＭＤＦジャンパ工事**	**仲裁不実行** *(参考)本件申請前の経緯* ***あっせん申請(あっせん打切り)*** *本件終了後の状況* ***総務大臣の接続協議再開命令***

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	**ソフトバンクBB㈱による、DSLサービス提供のための西日本電信電話㈱との接続に関する接続協議再開命令** *(参考) 本答申前の経緯* ***あっせん申請 (あっせん打切り)*** ***仲裁申請 (仲裁不実行)***

○ 工事の早期実施に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	**A社** **B社 C社**	**A社によるB社及びC社の設備に対する工事 (A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更) 早期実施**	**終結 (合意により解決)**

○ 網改造の拒否に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成17年(争) 第2号～3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	**A社** **B社 C社**	**A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担 (ソフトウェア開発費用全額の預託金)**	**申請取下げ (合意に至らず)**

○ 接続のための工事等の条件に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成19年(争) 第1号～2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	**A社** **B社 C社**	**A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等**	**あっせん不実行**

4　コロケーション等に関する紛争

○ コロケーションを行わない事業者への接続拒否に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成13年(争)第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25　終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	終結 (合意により解決)
	B社		

○ コロケーションスペース・電源・MDF 等の利用拒否に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争)第1号 H14.2.1　申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス㈱	イー・アクセス㈱による東日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	終結 (合意により解決) *(参考)本件に関連した措置* ***総務大臣に対する勧告***
	NTT 東日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2　終了	イー・アクセス㈱	イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	終結 (合意により解決)
	NTT 西日本		

＜勧告＞

発出日等	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 *(参考)本勧告の関連事例* ***イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))***

○ ＭＤＦ利用申込みに対する回答の早期化に関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電㈱	平成電電㈱による東日本電信電話㈱の設備(MDF)の利用	申請取下げ (合意により解決)
	NTT 東日本		

5　契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

○ 契約の受付業務の打切りに関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー･アクセス㈱ NTT 西日本	イー･アクセス㈱による西日本電信電話㈱とのフレッツサービス受付業務の再開	終結 （合意により解決）

6　土地等の使用に関する紛争

○ 土地等の使用に関する紛争

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年7月30日電委第95号 H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱による、無線 LAN サービスの役務提供のための　ＪＲ東日本㈱の土地等の使用に関する協議認可

7　その他

○ 届出料金を下回る料金での役務提供に関する事例（業務改善命令）

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年4月19日電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI㈱による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令
平成16年2月4日電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI㈱による、子会社である KCOM㈱を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令

（注）実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

資料 8

委員会ウェブサイトの改善

【主な変更点】

① 情報の探しやすさ、サイトの使いやすさを改善（紛争処理事例集の内容別一覧の追加等）

② 内容の追加（Q&Aや相談事例の項目追加）

③ アクセシビリティの向上（読み上げソフト対応、文字サイズの変更機能の追加）

【トップページ】

委員会による紛争処理等の状況

資料　9

（平成21年4月1日現在）

1　あっせん　　４８件

（あっせん及び仲裁の平均処理期間約４４日）

- ○「接続に係る費用負担」に関する件（３４件）
- ○「接続の諾否」に関する件（３件）
- ○「接続協定の細目」に関する件（２件）
- ○「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（１件）
- ○「接続に必要な工作物の利用」に関する件（４件）
- ○「設備の利用・運用」に関する件（３件）
- ○「接続に必要な設備の設置」に関する件（１件）

2　仲裁　　３件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。）

- ○　「接続に係る費用負担」に関する件（２件）
- ○　「接続に必要な設備の設置」に関する件（１件）

3　諮問・答申　　６件

（諮問から答申まで平均約３３日）

- ○　業務改善命令（２件）
- ○　土地等の使用に関する認可（１件）
- ○　ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続協定に関する裁定（１件）
- ○　料金設定権に関する裁定（１件）
- ○　接続に関する協議再開命令（１件）

4　勧告　　３件

- ○　コロケーションのルール改善に向けた勧告（１件）
- ○　接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（１件）
- ○　接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（１件）

（参考）紛争処理件数の内訳

1　紛争処理等の年度別件数

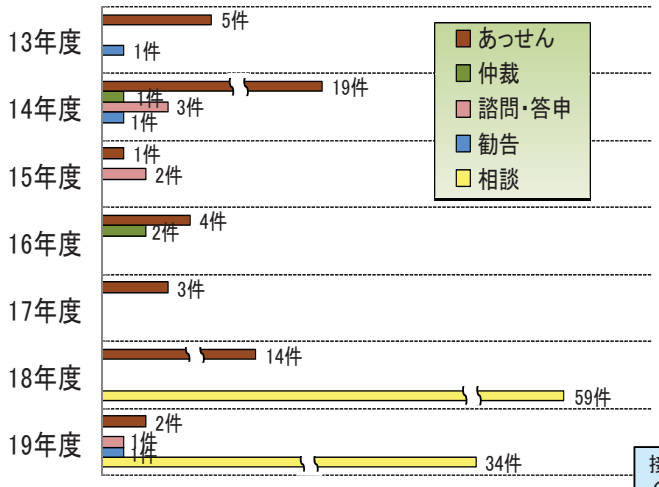

2　あっせんの紛争内容

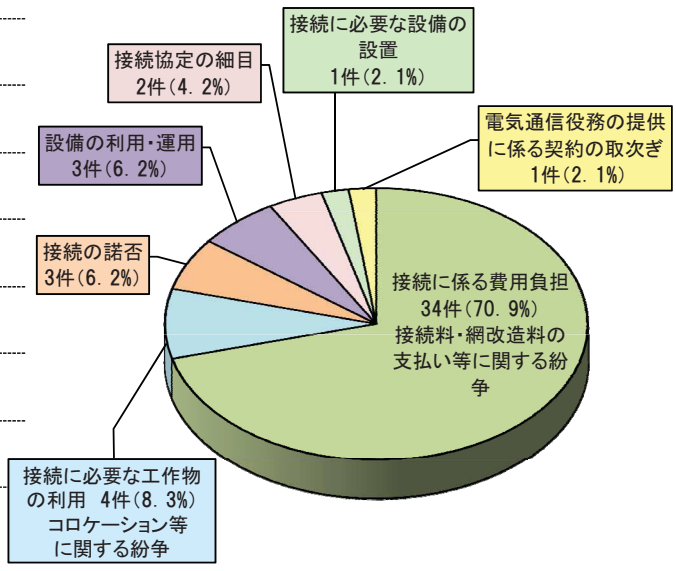

3　あっせんの処理結果

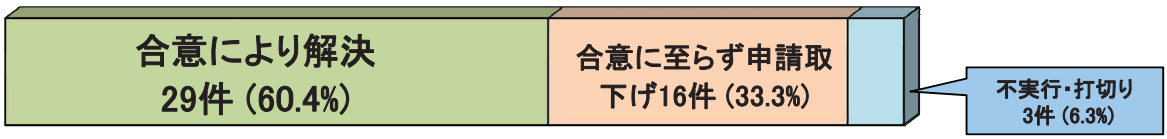

（注）「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

ＡＤＲの利用促進や紛争解決の実効性を確保する上で参考となる制度の例

１　ＡＤＲの利用を参入要件とするもの

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）のあり方について（平成 20 年 12 月金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合）

３．金融分野における裁判外の紛争解決のあり方

（８）行政庁の関与

金融ＡＤＲの中立性・公正性及び実効性を確保するため、金融機関及び金融ＡＤＲ機関に対する行政庁の一定の権限を設け、行政庁の検査・監督等を含めた関与を可能とすることが適当である。

また、金融ＡＤＲの実効性の確保のためには、金融ＡＤＲ機関が設立されている業態においては、その利用を業への参入の要件とすることが望ましい。

２　法令、ガイドライン等でＡＤＲによる紛争の解決方法について規定しているもの

○電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条　（略）

２　前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

３　（略）

４　総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一　次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ～ニ　（略）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二～四　（略）

５～１８　（略）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条　（略）

２　前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）

を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　（略）

２　法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九～十一　（略）

３　（略）

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三　法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一～十　（略）

十一　他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

○第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（NTT 東西）

第14章の２　あっせん又は仲裁による解決

（あっせん又は仲裁による解決）

第95条の６　当社又は協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）は、他方の事業者との間の協議が調わない場合においては、事業法第154条若しくは同法第157条のあっせん、同法第155条若しくは同法第157条の仲裁その他適切な方法によりその解決を図ることができます。

２　当社又は協定事業者は、他方の事業者から委員会に対して事業法第155条第１項又は同法第157条第３項の仲裁の申請がなされた場合は、当該他方の事業者から仲裁の申請があった旨の通知が委員会から当社又は協定事業者に到達した日から１週間以内に、当該他方の事業者に対してこれに係る申請書を提出するか否かの通知を行うものとします。また、その申請の内容に関して仲裁の申請をしようとするときは、２週間以内に申請を行うものとします。

○第二種指定電気通信設備との接続に係る契約約款（NTT ドコモ）

（協議が調わない場合の取扱い）
第86条　当社及び接続申込者は、協議が調わない場合においては、事業法第154条第1項若しくは同法第157条第1項に規定するあっせん又は同法第155条第1項若しくは同法第157条第3項に規定する仲裁によりその解決を図ることができるものとします。
2　当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとします。

（注）KDDI 及び沖縄セルラーの接続約款においても同様の既定が設けられている。

○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
（建設工事の請負契約の内容）
第十九条　建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
一～十三　（略）
十四　契約に関する紛争の解決方法
２及び３　（略）

【参考：公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年中央建設業審議会作成）】
第五十二条　この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
２　（略）

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（総務省・公正取引委員会　最終改正　平成２０年８月）
Ⅳ　報告・相談、意見申出等への対応体制
第１　違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等
（略）
また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第１５４条～第１５９条）
（略）

○ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 14 年 6 月総務省）
２　電気通信事業法に係る事項
(８)協議が調わなかった場合の手続
２）電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

ＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第１５６条第２項において準用する第１５４条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、ＭＶＮＯ及びＭＮＯは、双方で合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第１５６条第２項において準用する第１５５条）。

○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成 18 年 12 月総務省）

３　その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記１④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第１５４条～第１５７条関連）。

３　法令等で当事者間の誠実協議義務を課しているもの

○無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）

（妨害の防止の協議）

第四条の二　無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

○有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（平成20年4月）

１　協議の原則

(2)　当事者は、法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行わなければならない。

○英国ロイヤルメールに対する免許状（2001 年 3 月 21 日交付（最終改正 2006 年 5 月 25 日））

第9条　免許人が保有する郵便施設へのアクセス

郵便事業者等である者が、免許人の郵便施設の利用を申請した場合は、免許人は、申請者利用の条件に関し、申請者と合意するべく誠実に協議しなければならない。

【参考：原文】

Condition 9: Access to the Licensee ’ s postal facilities

If any person who is a postal operator or user applies for access to the Licensee ' s postal facilities the Licensee shall
(a) negotiate with that person in good faith with a view to agreeing with him terms for such access, and（以下略）

４　ADR による紛争解決の強制力を増しているもの

○公害紛争処理法（昭和５４年法律第１０８号）
（調停案の受諾の勧告）
第三十四条　調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。
２及び３　（略）
（調停案の公表）
第三十四条の二　調停委員会は、前条第一項による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。
（手続の非公開）
第三十七条　調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

○金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）
（認可協会によるあつせん）
第七十七条の二　協会員又は金融商品仲介業者の行う有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、認可協会に申し立て、あつせんを求めることができる。
２　（略）
３　あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めたときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。
４　（略）
５　協会員又は金融商品仲介業者は、第三項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
６～８　（略）

○金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）のあり方について（平成 20 年 12 月金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合）
３．金融分野における裁判外の紛争解決のあり方
（７）金融ＡＤＲに関する金融機関の義務
金融ＡＤＲの実効性を確保し、利用者保護の充実を図るため、金融 ADR 機関が設立されている場合には、業界団体・自主規制機関等と加盟・加入事業者との関係に留

意しつつ、金融 ADR 機関の対象範囲内にある金融機関は、紛争解決等に関して利用者から求められた場合、行政庁が指定等を行ったいずれかの ADR 機関を利用しなければならないとするなど、金融 ADR 機関と金融機関との一定の関係を規律することが適当である。また、紛争解決にあたって、金融機関に金融 ADR 機関に対する手続応諾義務、事情説明・資料提出義務、結果尊重義務等を課すことが適当である。

ただし、手続応諾義務や結果尊重義務については、金融 ADR の実効性確保のため重要である一方、憲法上の権利である裁判を受ける権利についても十分に配慮する必要がある。

資料 11

時効の中断及び訴訟手続の中止に関する参照条文

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）

第三章　認証紛争解決手続の利用に係る特例

（時効の中断）

第二十五条　認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。

２及び３　（略）

（訴訟手続の中止）

第二十六条　紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

二　前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

２及び３　（略）

○建設業法（昭和２４年法律第１００号）

（時効の中断）

第二十五条の十六　前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条の十七　紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

二　前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

２及び３　（略）

資料 12

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

TBDSC

電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成２１年３月
電気通信事業紛争処理委員会
事務局

１．電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置

・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
・電気通信事業の競争ルール整備を担当する総合通信基盤局から独立した事務局を設けて専門性を確保する一方で、勧告制度等を通じて競争ルールの整備と紛争処理の連携を図っている。
・平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁手続を開始した。

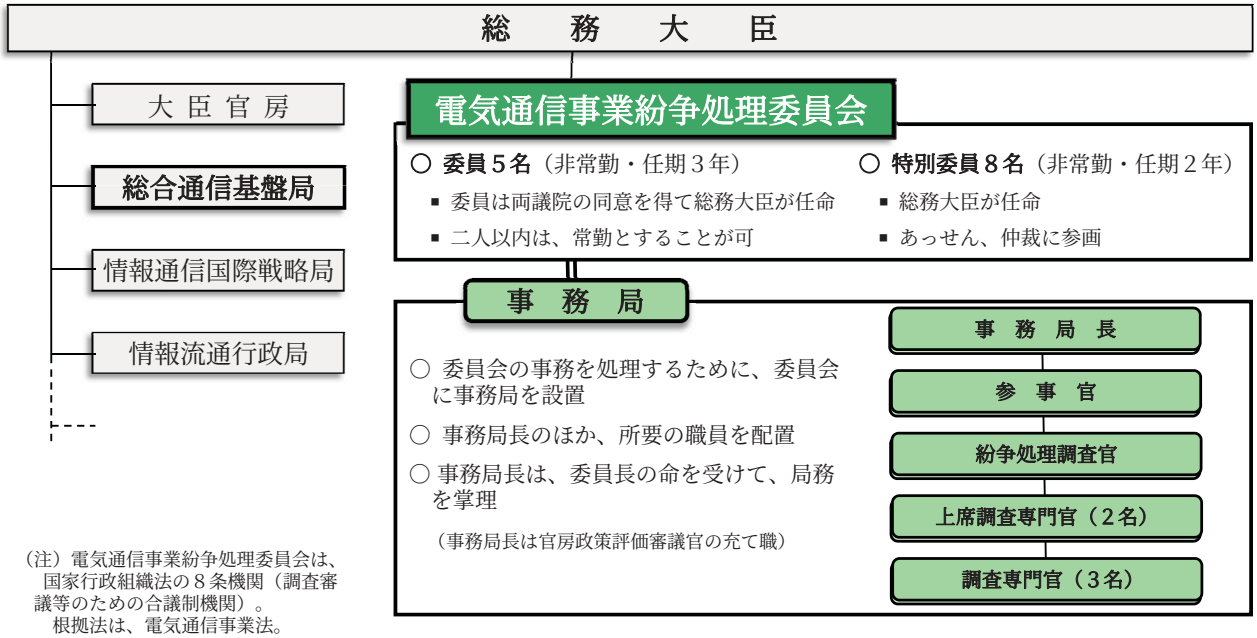

（注）電気通信事業紛争処理委員会は、国家行政組織法の８条機関（調査審議等のための合議制機関）。
根拠法は、電気通信事業法。

2－1．委員の名簿

【委 員】法律、経済・会計、通信工学等の有識者、任期３年

※年齢は21年3月1日現在

氏　名	経歴・現職	任命日	任期満了日
たつおか　すけあき 龍 岡　資 晃 （委 員 長）	昭和16年9月28日（67才） 平成15年 1月　広島高等裁判所長官 17年 5月　福岡高等裁判所長官 19年 4月　学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授（現職） ※平成19年 6月より電気通信事業紛争処理委員会委員に就任	平成19年 11月30日 （再任）	平成22年 11月29日
さかにわ　こういち 坂 庭　好 一 (委員長代理)	昭和23年8月3日（60才） 昭和58年 4月　東京工業大学工学部助教授 平成 3年 6月　東京工業大学工学部教授 12年 4月　東京工業大学大学院理工学研究科教授（現職）	平成19年 11月30日 （新任）	平成22年 11月29日
おばた　ひろし 尾 畑　裕	昭和33年8月4日（50才） 平成 3年 4月　一橋大学商学部助教授 11年 5月　一橋大学商学部教授 12年 4月　一橋大学大学院商学研究科教授（現職） ※平成15年 1月～19年11月の間、電気通信事業紛争処理委員会特別委員	平成19年 11月30日 （新任）	平成22年 11月29日
とみさわ　このみ 富 沢　木 実	昭和22年4月30日（61才） 昭和43年 4月　日本長期信用銀行入行 平成 2年 5月　長銀総合研究所産業調査部主任研究員 13年 4月　道都大学経営学部教授 18年 4月　法政大学大学院政策科学研究科客員教授（現職） ※平成13年11月より、電気通信事業紛争処理委員会委員に就任	平成19年 11月30日 （再任）	平成22年 11月29日
ふちがみ　れいこ 渕 上　玲 子	昭和29年8月2日（54才） 昭和58年 4月　弁護士登録（現職）	平成19年 11月30日 （新任）	平成22年 11月29日

2－2．特別委員の名簿

【特別委員】あっせん手続への参与等を行わせるために、総務大臣が任命する者、任期２年

※年齢は21年3月1日現在

氏　名	生年 （年齢）	現職	任命日	任期 満了日
おの　たけみ 小 野　武 美	昭和31年 （52才）	平成 9年 4月　東京経済大学経営学部教授（現職）	平成19年11月30日 （新任）	平成21年 11月29日
しらい　ひろし 白 井　宏	昭和33年 （50才）	平成10年 4月　中央大学理工学部教授（現職）	平成19年11月30日 （新任）	平成21年 11月29日
せざき　かおる 瀬 崎　薫	昭和36年 （47才）	平成19年 4月　東京大学空間情報科学研究センター准教授（現職） ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 （再任）	平成21年 11月29日
てらざわ　ゆきひろ 寺 澤　幸裕	昭和40年 （43才）	平成 5年 4月　弁護士登録（現職）	平成19年11月30日 （新任）	平成21年 11月29日
はせべ　ゆきこ 長谷部 由起子	昭和32年 （51才）	平成16年 4月　学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授（現職） ※平成13年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 （再任）	平成21年 11月29日
ひぐち　かずお 樋 口　一 夫	昭和23年 （60才）	昭和53年 4月　弁護士登録（現職） ※平成17年11月より、当委員会特別委員に就任	平成19年11月30日 （再任）	平成21年 11月29日
もり　ゆみこ 森　由美子	昭和42年 （41才）	平成20年 4月　関東学園大学経済学部教授（現職）	平成19年11月30日 （新任）	平成21年 11月29日
わかばやし　ありさ 若林　亜理砂	昭和42年 （41才）	平成20年 4月　駒澤大学大学院法曹養成研究科教授(現職)	平成19年11月30日 （新任）	平成21年 11月29日

3．電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁 ➢ 電気通信事業者間における接続や無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争に対し、**「あっせん」や「仲裁」を実施**。

諮 問 に対する審議・答申 ➢ **総務大臣が、**①接続協定の細目の裁定、 ②業務改善命令等の**行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。**

勧　　告 ➢ 以上を通じて明らかになった、**競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告**。

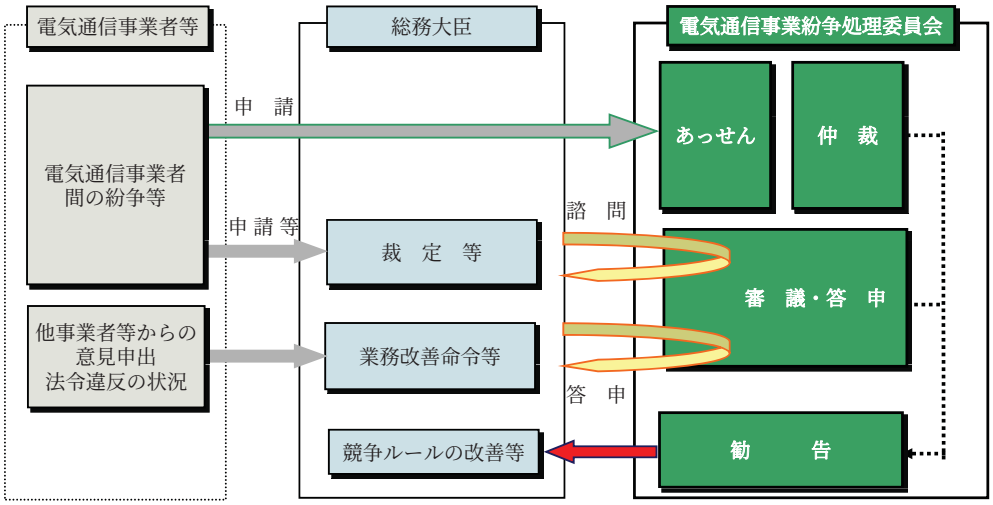

相　談 ➢ 事務局に相談窓口を設け、事業者間のトラブル等の相談に応じている。

（参考）あっせん・仲裁の概要

《あっせん》

あっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものであり、強制的な効果は有していない。当事者相互の歩み寄りが期待できる軽度の紛争において、自主的な解決に導くことを目指した手続である。

・あっせん委員は、委員会が指名（通例３人程度を指名）。
・あっせん委員はあっせん案を作成し、当事者に提示できる。

《仲裁》

仲裁制度は、紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意して行われる紛争解決手段である。当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

・仲裁委員は３人。原則として当事者が合意により選定したものを委員会が指名。
・仲裁については、仲裁法の規定を準用する。
・仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

《主な対象事例》

① 電気通信設備の接続・共用に関する協定（料金、接続条件等）
② 卸電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）
③ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための協定・契約（金額、条件等）
・接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用
・これらの情報の提供
・契約の締結の取次や料金回収等の委託　等
④ 無線局の混信その他の妨害防止措置に関する契約

（参考）あっせん手続の概要

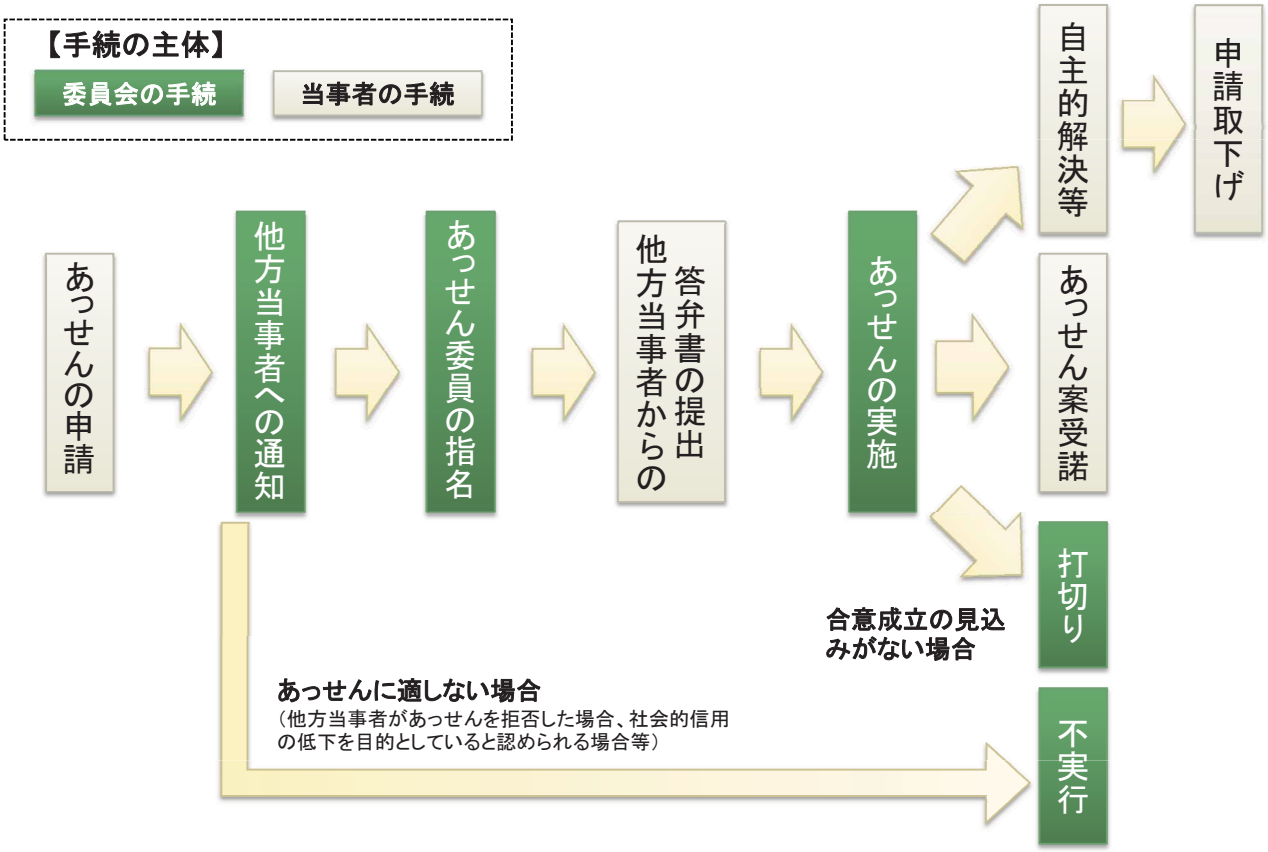

（参考）「電気通信事業者」相談窓口

委員会では、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、電気通信事業者間のトラブルや無線局開設時等の混信に関するトラブルについて、幅広く相談に応じています。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✔ダークファイバや局舎、電柱の利用を断られて、困っている。手続きも簡素化できないか。
- ✔接続料や網改造料の算定方法、精算方法、担保の提供を巡り、相手事業者と協議が整わない。
- ✔無線局を開設するため、既存局と混信防止の協議を行っているが、難航している。
- ✔過去に類似の紛争事例はないか。どのように解決したのか、参考にしたい。
- ✔あっせん申請書の書き方がよく分からない。

◎事務局職員が、関係法令、過去の事例等を踏まえ、手続きの紹介やアドバイスを行います。

相談は**無料**ですのでお気軽に

「電気通信事業者」相談窓口

［相談専用電話］ 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

［相談専用メールアドレス］

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

➢ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続きの利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談下さい。

➢相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

➢当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決した例もあります。

４．委員会による紛争処理等の状況

１　あっせん　　４８件

２　仲裁　　３件

３　諮問・答申　　６件

- ○　業務改善命令（２件）
- ○　料金設定権に関する裁定（１件）
- ○　土地等の使用に関する認可（１件）
- ○　接続に関する協議再開命令（１件）
- ○　ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続協定に関する裁定（１件）

４　勧告　　３件

- ○　コロケーションのルール改善に向けた勧告（１件）
- ○　接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（１件）
- ○　接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（１件）

５　相談　　年間数十件

【紛争処理等の年度別件数】

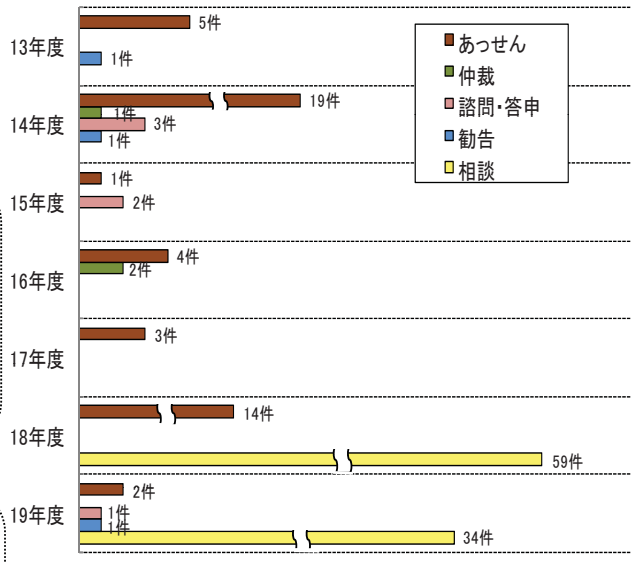

（注）　相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

【紛争処理等の処理期間】

○　あっせん・仲裁　平均約44日

○　諮問から答申まで　平均約33日

（参考）あっせん（48件）の内訳

１　あっせんの紛争内容

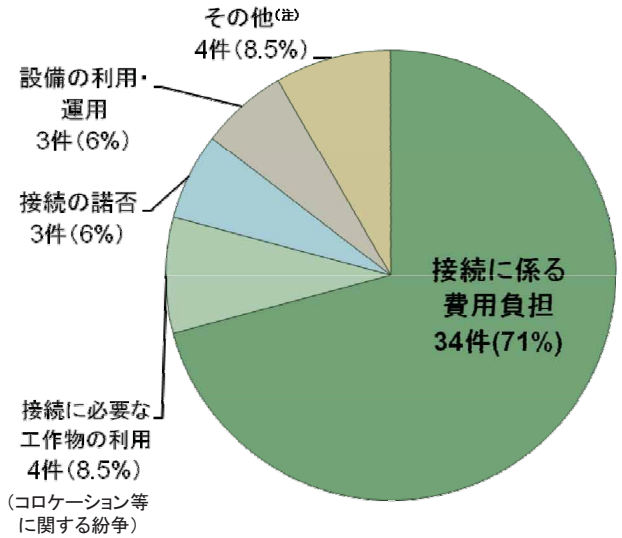

（注）その他の内訳は、接続協定の細目が2件、接続に必要な設備の設置が1件、電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎが1件

２　あっせんの処理結果

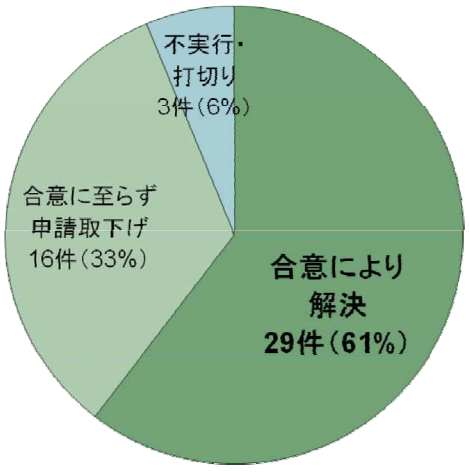

（注）「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

5．委員会が果たしている役割

1　専門性を活かした迅速な紛争解決

紛争解決に要する時間：平均約1か月半（2週間～8か月）
→費用・時間面での当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便向上

【参考】　総合規制改革会議　14年度中間とりまとめ（平成14年７月23日）
第3章　1．(3)　2)専門的機関の整備
1．電気通信事業分野では、平成13年に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応がされている。

2　紛争の未然防止

・**「電気通信事業者」相談窓口**を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応（→この段階で解決するケースもある）

・過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開（ウェブサイト、紛争処理マニュアル）。
委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似多数の紛争の発生を未然に防止

3　セイフティネット機能

・電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

4　総務大臣への「勧告」を通じた、競争ルールの改善

・ブロードバンドサービスの競争促進、固定発携帯電話料金の低廉化などに一定の貢献

6．無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となるおそれがある。

電波法・電気通信事業法の一部改正
（平成20年4月1日施行）

○ 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。

○ 委員会では、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレットを作成・配布し、新しい制度の周知を実施。

【あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局】

- 電気通信業務の用に供する無線局
- 放送の業務の用に供する無線局
- 地方公共団体の防災行政事務等の用に供する無線局
- 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

以前の状態

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

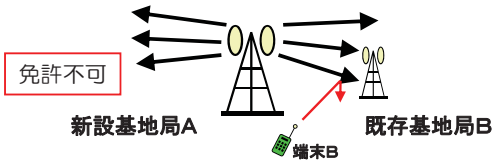

新制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。
→ Aの開設が可能。
☆A、B共に、電波の利用が可能。

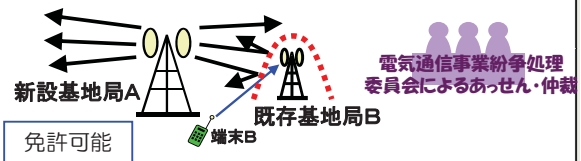

※無線局間の調整における主な論点

- 干渉許容レベルについての認識差の調整
- 妨害回避策の選定（出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等）
- 上記回避策のための費用の負担方法の決定

7．委員会の機能強化に向けた取組

1　紛争処理に関係する情報収集等の強化

今後、次世代ネットワーク（NGN）の構築、無線ブロードバンド事業者やMVNOの参入などを背景として、新たな紛争の発生が想定される。

⇒情報通信の専門家等との意見交換、施設見学、諸外国の調査、基礎資料整備の強化

2　委員会の認知度・利便性の向上

⇒ウェブサイトの刷新（H20.4）、パンフレットの新規作成（H20.2,H20.6）
電気通信事業者等へのアンケート・ヒアリング実施（H19.12～H20.2）
事業者団体等への周知活動、地方における紛争処理の相談会の強化

3　委員会の知見の情報発信の強化（競争ルールへのフィードバック）

⇒適切に「勧告」を実施（H19.11）
総務大臣への年次報告書の充実（H20.4）

4　紛争処理機能の強化・制度整備への対応

⇒無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の周知（H20.4～）
有識者、総務省関係部局等との意見交換

≪参考≫　総務省「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月19日策定、平成19年10月23日改訂）
「電気通信事業者とコンテンツプロバイダー等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。」
※情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等においても、委員会の業務範囲の拡大について検討している。

紛争処理事例

（参考）紛争事例(1)NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん

■　概　要

ＡＤＳＬ事業者が、ＮＴＴ東日本の１２のビルにおいて、相互接続点の設置のための**コロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をＮＴＴ東日本から受けた**ことから、それらの**利用ができるようあっせんを申請**　（平成１４年２月１日申請）

■　あっせん手続の結果

あっせん対象の１２のビルについて、平成１４年２月中に**ＡＤＳＬ事業者による自前工事着工ができるよう双方協力**を行うことで、**両者が合意**

◎　勧　告　**（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）**

コロケーションについて、現状では接続事業者からの**利用請求の先後のみが優先度として考慮**されていることを改め、**請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮**されるように、第一種指定電気通信設備を設置する第一 種電気通信事業者において**措置が講じられるよう総務省において配意**すること。

◎　その後の状況

ＮＴＴ東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

（参考）紛争事例(2) 固定電話と携帯電話の料金設定に関する裁定

■　概　要

固定電話事業者が、固定発携帯着の利用者料金について、固定電話事業者が料金を設定すべきとして、**携帯電話事業者**に対し**接続に関する裁定を総務大臣に申請**(平成１４年７月１８日申請)

■　諮 問 内 容

携帯電話事業者が利用者料金を設定することが適当

■　答 申 内 容

固定電話事業者が利用者料金を設定することが適当

◎　勧　告

上記答申において**「接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要」**である旨勧告

◎　その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成１４年１１月２２日）。また、総合通信基盤局は、研究会を開催し、その報告書を踏まえて、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表（平成１５年６月２５日）。

その後、固定発携帯着の料金について、競争が進展し、料金の低廉化が実現。

（参考）紛争事例(3)　ＡＤＳＬ事業者によるNTTの中継ダークファイバとの接続の諾否に関するあっせん

■　概　要

ＡＤＳＬ事業者がサービス提供を拡大するため、**ＮＴＴ東・西の局舎間を結ぶ中継ダークファイバとの接続を申請**したが、**「空き回線がない」という理由で断られた**ことから、それらの中継ダークファイバの**利用ができるようあっせんを申請**（平成１６年８月３１日申請）

■　あっせん手続の結果

両当事者が、以下の**あっせん案を受諾し、あっせん終了**

１）ＡＤＳＬ事業者の質疑に対し、ＮＴＴ東・西は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。

２）ＮＴＴ東・西は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。
その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配意すること。

また、ＮＴＴ東・西の回線の両端に波長多重装置を設置してＡＤＳＬ事業者に提供することを含め、協議を行うことでも合意

（参考）紛争事例(4)　MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

■　概　要

ＰＨＳを利用してMVNO事業を行っている事業者が、ＮＴＴドコモの携帯電話網（３Ｇ）を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、ＮＴＴドコモとの接続協議が調わないことから、接続協定の細目に係る**裁定を総務大臣に申請**(平成１９年７月９日申請)

■　諮 問 内 容

本件接続における**料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者に利用者料金設定権を認める**ことが相当。また、**料金体系は、帯域幅課金とする**ことが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、**裁定を行わない。**

■　答 申 内 容

諮問内容は、概ね適当であるが、**帯域幅課金については、**ネットワークの**輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当**

◎　勧　告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する**ガイドライン」に反映**することのほか、**接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について**、適時適切に検討を行い、**所要の措置を講じること**。

◎　その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成１９年１１月３０日）。
また、総合通信基盤局では、勧告も踏まえて、ＭＶＮＯガイドラインの改定に向け、パブリック・コメントを実施し、平成２０年５月１９日に再改定した。

（参考）電気通信事業紛争処理委員会へのアクセス

➢電気通信事業紛争処理委員会事務局

「電気通信事業者」相談窓口

〒100―8926
東京都千代田区霞ヶ関2－1－2中央合同庁舎第2号館4階
電話：03－5253－5500　FAX：03－5253－5197
e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

➢ 委員会の詳細は、以下のウェブサイト及びマニュアルにより公表しています。

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト
(URL:http://www.soumu.go.jp/hunso)

電気通信事業紛争処理マニュアル
無線局紛争処理マニュアル
（ウェブサイトからダウンロード可能です）

各国の電気通信事業者間の紛争処理制度の比較

	英国	仏国	米国		韓国
			米国(州内通信)	米国(州際／国際通信)	
紛争処理機関 紛争処理体制	◎Ofcom ・「競争グループ」が担当 ◎Telecom Adjudicator ◎その他のADR	◎ARCEP ・「法務部」による予審の後、委員会による聴聞会を経て、「決定」により処理の結果を発表。	◎州公益事業委員会	◎連邦通信委員会(FCC) ・委員会の下にある執行局が担当する。 ・公式の苦情申出の手続の時のみ、外部の専門家の証言による助力を得ることがある。	◎放送通信委員会 ・委員会は、委員長を含めて5名の常任委員で構成されている。 ・事務局は利用者ネットワーク局が担当する。 ※2008年2月末の省庁再編で、情報通信部とその内部の通信紛争処理機関の通信委員会(KCC)が廃止され、その業務は全て、新設の大統領直属の放送通信委員会に継承された。
紛争処理体制	・Ofcomによる裁定 ・Telecom Adjudicatorによるfacilitation、ruling又はadjudication ・その他のADR ※紛争処理制度を多様化し、Oftelによる紛争処理を絞り込み	・ARCEPの決定 ※決定前の予審において、当事者の答弁により合意が成立し、申立てが取り下げられた事例がある。 ※以前は調停制度があったが、2004年に廃止された。	・公益事業委員会による調停 ・公益事業委員会による仲裁	・FCCによる非公式の調停(通信法違反の「公式申立て」の前に行われる) ・FCCによる決定	・放送通信委員会によるあっせん(裁定を行うのに適せず又はその他必要と認めるとき) ・放送通信委員会による裁定
紛争対象事項	(Ofcomによる裁定) ・電子通信ネットワーク、電子通信サービス及び無線スペクトラムに関する紛争 ・競争法又は事前条件に関する苦情 (Telecom Adjudicator) ・ローカル・ループ・アンバンドリングに関する紛争 (その他のADR) ・一方当事者が支配的事業者でない場合でOfcomが処理を拒絶した場合	・相互接続や施設利用等、事業者間の協定の締結と履行に関する紛争等。	・相互接続、サービス又はネットワーク構成要素に対する接続要請に関する紛争	・通信法違反の行為 ・既存事業者の設備へのアクセス条件等 ・州の公益事業委員会で措置を行わない場合	・設備の提供、相互接続・共用、情報提供等に関する紛争
紛争処理手続	(Ofcom) ①Ofcomが、事業者からの申請を受けて、相手方当事者に当該申請を送付する。 ②受理されたことを申請者に通知し、紛争の範囲を公表する。 ③最初の分析及び当事者との協議を行う。 ④情報を請求する。 ⑤裁定案の準備及び公表。 ⑥10日間のコンサルテーションを行う。 ⑦裁定の最終決定手続及び証拠提出の最終期限となる。 ⑧裁定の最終決定を準備する。 ⑨裁定の最終決定を公表する。	①法務部が、事業者からの申請を受ける。 ②ARCEPが、相手方当事者へ申請書及び添付資料を送付し、相手方当事者が、答弁を提出する。 ③予審手続。 ④申立ての受理の決定 ⑤ARCEP委員による聴聞会 ⑥委員の協議を経て決定	(仲裁) ①公益事業委員会が、仲裁申請を受ける。 ②仲裁申請者が、公益事業委員会に提出した申請書及び関連書類の写しを公益事業委員会がこれを受理する日までに相手方当事者に提出する。 ③公益事業委員会委員長又は指定された者が直ちに仲裁人を任命し、これを両当事者に通知する。 ④相手方当事者が、州委員会が仲裁申請を受理してから25日以内に答弁書及び申請者の要望する追加情報を提出する。	(非公式の調停) ①FCCが、事業者からの情報提供を受ける(FCCは、書面作成を勧める)。 ②FCCが、決定を求める書面の写しを相手方当事者に送付し、書面による回答を求める。 ③両当事者とFCCが会合を行う。 (決定) ①申出書の内容を検証し、「公式申立て」として受理されるための基準を充足しているか検証が行われる。 ②「公式申立て」としての受理が決定されると、申立書の写しを相手方当事者に送付する。 ③相手方当事者が答弁書を提出する。 ④当事者と会合を行う。 ⑤執行局で決定草案を決定する。 ⑥決定草案を委員会において検討する。	(あっせん) 裁定申請を受けたケースのうち、放送通信委員会が裁定に適さないと認めた場合、ケースごとに分科委員会を設けてあっせんをすることができる。 (裁定) ①放送通信委員会が、事業者からの申請を受ける。 ②放送通信委員会が、相手方当事者へ通知し、意見を陳述する機会を付与する。 ③放送通信委員会による意見聴取や鑑定などが行われる場合がある。 ④放送通信委員会が裁定を行う。
裁定・決定等の効力	(Ofcomによる裁定) ・裁定には直接執行力はない。 ・裁定に従わない場合の罰則はない。 ・裁定に不服がある場合、競争委員会の不服申立て機関(Competition Appeal Tri- bunal)に訴えることができる。 ・不服申立自体にはOfcomの裁定を停止する効力はない。	・決定には直接執行力はないが、従わない場合、制裁手続に移行する。 ・決定の内容に不服がある場合、1ヶ月以内に取消・変更を求めるか、パリ控訴院に訴えることができる。ただし、不服申立自体には原則として決定を停止する効力はない。	(仲裁) ・仲裁案は公益事業委員会の決定を得た段階で強制力を有する。 ・ただし、仲裁案が提示された後に、案と異なる内容で当事者間の合意をすることは妨げられない。 ・仲裁内容に不服がある場合には、公益事業委員会に再審査を申し立てることができ、また、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(決定) ・FCCによる決定に不服がある場合には、FCCに再審査の申立を行うか、連邦地方裁判所に提訴することができる。	(裁定) ・裁定の送達後60日以内に民事訴訟を提起することができる。 ・裁定の送達後60日以内に訴訟が提起されない場合には、当事者間に裁定内容と同一の合意が成立したものとみなされる。
紛争処理件数 注：紛争としてカウントしている事案の範囲は各国によって異なる。	(Ofcomによる裁定) ・2006年10月1日から2008年3月31日までの1年6ヶ月間で紛争案件として316件が申請され、そのうち257件を却下、審理中に31件を却下、最終的に24件が受理され調査対象となった。	・2004年以降、26件(うち案件が受理され、委員会の聴聞対象となったものは8件)。	(不明)	(非公式の調停) ・年に40件程度。 (決定) ・年に25件程度。 なお、近年は、申立件数は減少傾向にある。	(裁定) ・2003年～2007年の5年間、事業者間紛争の裁定事例は2件。
紛争処理期間	(Ofcomによる裁定) 4ヶ月以内に処理をするよう規定されている。	・決定までに4ヶ月間	・委員会は、当事者間で接続等の交渉要請が行われた日から9ヶ月以内に未解決論点の解決を行わなければならない。 (カリフォルニア州では大型案件の場合、13ヶ月から14ヶ月かかったケースがある。)	(非公式の調停) ・ケースバイケース。 (決定) ・11ヶ月以内に決定草案(ドラフト)を決定、新規のコモンキャリアからの申出の場合、多くは1年以内に解決。	(裁定) ・裁定を申請した日から原則として60日以内に裁定を行うが、委員会の議決により30日間までの延長が可能。

資料 14

電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

年　月		電気通信事業紛争処理委員会の出来事		委員会に関連する主な出来事
平成13年 (2001年)	11月	電気通信事業紛争処理委員会発足（香城委員長・森永委員長代理選任） 運営手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会運営規程の決定） 紛争処理マニュアルの策定（「IT時代の公正な紛争解決に向けて」）	6月	電気通信事業紛争処理委員会の設置を定める「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の成立
平成14年 (2002年)	1月	あっせんによる初の紛争解決		
	2月	コロケーションのルール改善について、総務大臣に勧告		
	4月	総務大臣に初めての年次報告提出		
	11月	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備について、総務大臣に勧告		
平成15年 (2003年)	6月	「競争環境の変化と電気通信事業者間紛争」の公表	7月	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」の成立（平成16年1月施行）
	10月	仲裁手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の決定）	8月	仲裁法の成立（平成16年3月施行）
平成16年 (2004年)	5月	英語版ウェブページの開設	12月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
	11月	第二期目の活動開始 あっせん・仲裁手続の改善（あっせん・仲裁委員の欠格事由の具体化、答弁書の提出期間の指定、代理人・補佐人の規定整備など、運営規程・仲裁準則の改正）		
	12月	「第一期3年間を総括して」の公表 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の開設		
平成17年 (2005年)	4月	「諸外国の紛争処理制度の比較」とりまとめ		
平成18年 (2006年)	6月	「電気通信事業者」相談窓口の開設	9月	総務省「新競争促進プログラム2010」公表
	10月	「電気通信事業における紛争処理等の将来像」の公表 ウェブページのリニューアル実施		
平成19年 (2007年)	2月	森永委員長・田中委員長代理選任	9月	総務省「モバイルビジネス活性化プラン」公表
	11月	MVNOの参入促進のための環境整備について、総務大臣に勧告	12月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成20年4月施行）
		第三期目の活動開始（龍岡委員長・坂庭委員長代理選任）		
平成20年 (2008年)	2月	パンフレットの作成・配付		
	4月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の開始 ウェブページのリニューアル実施		
	11月～	全国10箇所にて委員会地方説明会開催		
平成21年 (2009年)	2月			